

総合計画

Narashino City Vision

令和8(2026)年4月

令和16(2034)年4月

令和24(2042)年3月

習志野市基本構想

習志野市前期基本計画

～多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野～





市の木 アカシア



市の花 アジサイ



習志野市の新たな未来への羅針盤

習志野市は、本市不変のまちづくりの基本理念である『文教住宅都市憲章』のもと、「習志野市基本構想」を市政指針として定め、平成26(2014)年からの12年間においては将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を掲げ、取り組んでまいりました。

この間、多くの市民の皆様と地域・大学・民間企業等のご協力をいただくことで、市内各所でやさしさあふれる皆様とのつながりが生まれ、未来へとつながる成果を上げることができました。

しかしながら、我が国を取り巻く社会経済情勢は絶え間なく常に変化しており、自然災害の激甚化・頻発化、グローバル化の著しい進展、社会全体のデジタル化の進行など、様々な面において新たな局面を迎えています。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行に代表されるように、地方自治体においても直面したことのない事象への対応力や、これまで以上に多様化・個別化しているニーズへの対応力がより一層求められています。また、本市においても今後は人口が徐々に減少局面に入り、人口構造が大きく変化していくと予測されています。

本市では「2040年問題」と言われる人口構造の変化がもたらす諸課題に対応し、持続可能な習志野市であり続けられるよう、令和8(2026)年度から令和23(2041)年度までの、今後16年間にわたる本市の長期的な市政指針である、新たな「習志野市基本構想」を策定し、「習志野市総合計画 Narashino City Vision ～多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野～」を取りまとめました。

この基本構想を未来への羅針盤として、市民一人ひとりがまちの主役となり、多様な主体が連携しながら、誇りある習志野市とともに築き、次の世代へと継承していくことを目指してまいります。市民の皆様をはじめ、各界関係者の皆様のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、市民意識調査、市民意見交換会等にご協力いただきました市民の皆様、総合計画策定にご指導をいただいた長期計画審議会委員の皆様、提案を審議のうえ議決いただいた市議会議員の皆様、その他すべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月
習志野市長

宮本泰介





撮影場所：谷津バラ園

習志野市文教住宅都市憲章

昭和45年3月30日議決
改正 昭和60年3月28日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をおしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

(憲章の目的)

第1条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

(市民のつとめ)

第2条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第3条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第4条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

(市長および関係機関のつとめ)

第5条 市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第6条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行なわなければならない。

第7条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまちづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

(補則)

第8条 この憲章は、公布の日から起算して6ヵ月以内において市長が別に定める日から施行する。

(昭和45年規則第24号で昭和45年9月30日から施行)

第9条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で定める。





総合計画の策定にあたって

I	習志野市総合計画の概要	11
	I-1 総合計画策定の趣旨	11
	I-2 総合計画の構成と計画期間	12
	(1) 計画の構成	12
	(2) 計画の期間	12
II	本市の概況	13
	II-1 位置と地勢	13
	II-2 市の沿革	15
	II-3 人口概況と将来推計	16
	1. 人口概況	16
	(1) 人口・世帯数	16
	(2) 自然増減・社会増減	17
	(3) 年齢階層別人口	18
	(4) 地域別人口	19
	2. 将来推計人口	20
	(1) 総人口	20
	(2) 高齢者人口（65歳以上）	21
	(3) 年少人口（0～14歳）	21
	(4) 将来推計人口の総論	22
	II-4 産業	23
	II-5 財政構造	24
	(1) 歳入	24
	(2) 歳出	25
III	今後のまちづくりに対する市民の想い	26
	III-1 市民意識調査・大学生意識調査・市民参画の実施概要	26
	III-2 実施結果概要	27
IV	社会情勢の変化と今後のまちづくりの課題	31



習志野市基本構想

I	将来都市像	35
II	まちづくりの基本的な考え方	37
III	都市空間形成の基本的な考え方	37
IV	将来都市像を実現するための3つのピース	38
	【第1章】 いつまでも住み続けたい「まち」	39
	【第2章】 育み学び健康で笑顔輝く「ひと」	40
	【第3章】 すべてが協和し充実する「活動」	41
V	市政経営の基本方針	42



習志野市前期基本計画

I	財政計画	46
II	市政経営の基本方針	48
	基本方針 多様な主体との連携	49
	基本方針 徹底的なデジタル化	52
	基本方針 経済効果の追求	54
III	前期基本計画（施策分野別計画）	58
	III-1 施策体系	59
	III-2 施策の見方	62
	III-3 将来都市像を実現するための3つのピース	64
	【第1章】 いつまでも住みたい「まち」	64
	第1節 日常の環境や暮らしを守る都市基盤の整備	64
	基本施策1-1-1 道路	64
	基本施策1-1-2 ガス・水道・下水道	66
	基本施策1-1-3 公園・緑地	68
	基本施策1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	70
	基本施策1-1-5 循環型社会	73
	第2節 市民一人ひとりを守る危機管理・安全の確保	75
	基本施策1-2-1 防災・危機管理	75
	基本施策1-2-2 消防・救急	77
	基本施策1-2-3 防犯・交通安全	79
	基本施策1-2-4 消費生活	81
	第3節 地域の特性を踏まえた機能的な都市の実現	83
	基本施策1-3-1 コンパクトなまち	83
	基本施策1-3-2 市街地整備	85
	【第2章】 育み学び健康で笑顔輝く「ひと」	88
	第1節 みんなで支える医療と福祉、保健の充実	88
	基本施策2-1-1 健康・医療	88
	基本施策2-1-2 高齢者福祉	91
	基本施策2-1-3 障がい福祉	93
	基本施策2-1-4 地域福祉	95
	第2節 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化	97
	基本施策2-2-1 こども・若者育成支援	97
	基本施策2-2-2 学校教育	100
	第3節 若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大	103
	基本施策2-3-1 子育て支援	103
	【第3章】 すべてが協和し充実する「活動」	105
	第1節 多様性を互いに尊重し合う社会の継続	105
	基本施策3-1-1 地域コミュニティ	105
	基本施策3-1-2 人権、男女共同参画、平和	107
	基本施策3-1-3 多文化共生	109

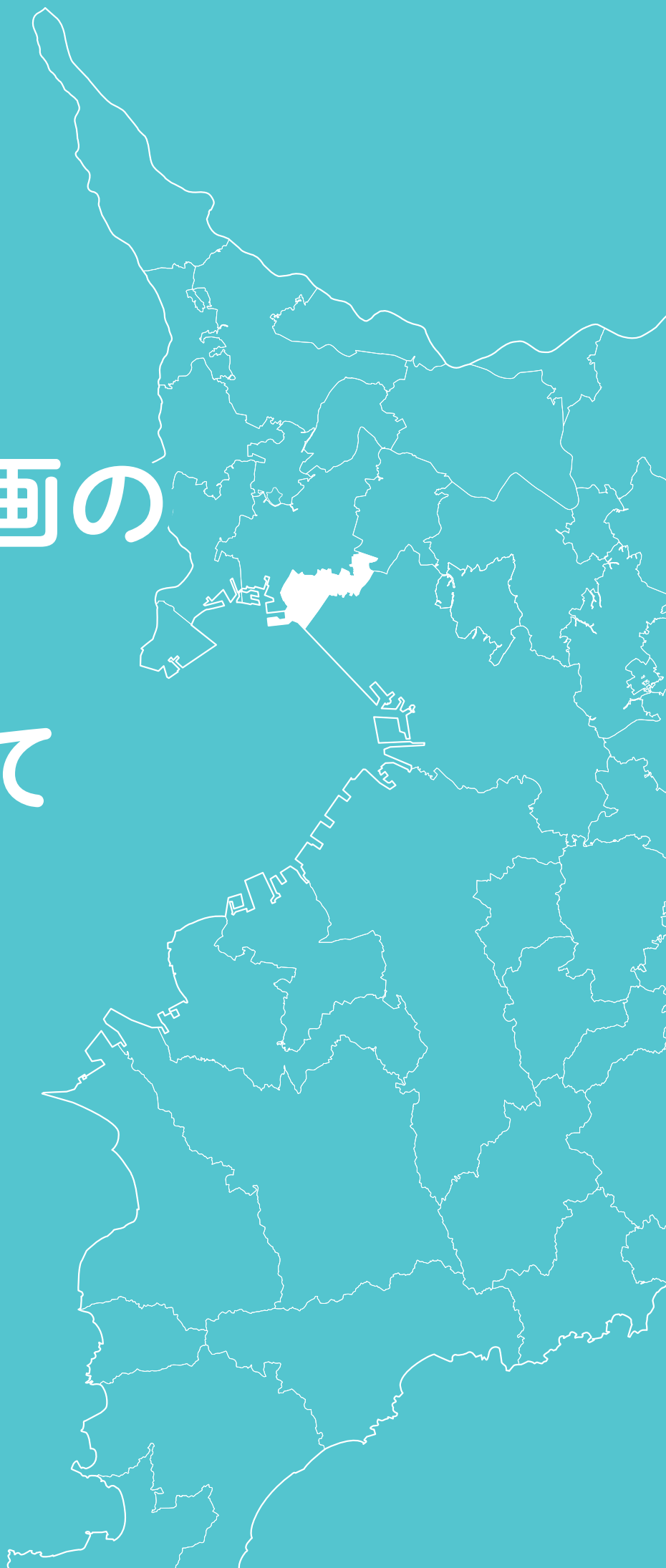
第2節	誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築	111
基本施策3-2-1	生涯学習	111
基本施策3-2-2	文化芸術・歴史	114
基本施策3-2-3	スポーツ	116
基本施策3-2-4	多様な生きがいつくり	118
第3節	新たな魅力による産業の活性化と雇用の創出	120
基本施策3-3-1	産業基盤	120
基本施策3-3-2	商工業	122
基本施策3-3-3	都市農業	125
基本施策3-3-4	シティプロモーション	127
基本施策3-3-5	就労・雇用	129
IV	人口ビジョン	132
1	人口ビジョンの対象期間	133
2	基本的な視点と取組の方向性	133
3	人口の将来展望（目標人口）	133
V	地方版総合戦略	136
1	まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）の位置づけ	137
(1)	位置づけ総合戦略（第2期）の検証と方向性	137
(2)	計画期間	139
2	基本目標と施策	140
(1)	まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）の基本目標	140
(2)	基本目標と施策	141
基本目標1	いつまでも住み続けたい 地域の特性を踏まえた機能的なまち	141
基本目標2	育み学び健康で笑顔輝く 若い世代・子育て世代の希望がかなうまち	142
基本目標3	すべてが協和し充実する 誰もが生涯にわたって活躍できるまち	143
基本目標4	魅力の向上による産業の活性化と雇用の創出 賑わいがうまれるまち	144



参考資料

I	策定に係る資料	147
I-1	計画策定経過	147
I-2	会議・審議などに係る資料	150
II	条例・宣言	163
II-1	条例	163
II-2	宣言	164
III	計画の進行管理・SDGs	168
III-1	計画の進行管理（指標一覧）	168
III-2	SDGs一覧	176

総合計画の 策定に あたって





I 習志野市総合計画の概要

I-1 総合計画策定の趣旨

習志野市では、昭和45（1970）年に「文教住宅都市憲章」を制定しました。この憲章は、「目標の無いまちづくりが、単に市民生活を脅かすだけにとどまらず、ついには住民自治を埋没させてしまう」という危惧のもと、度重なる市民との話し合いを通じ「全市民が明るく健康で豊かな生活を営むための具体的な条件を明確にする」ために制定したもので、当時の地方自治法において定められた基本構想としての役割を担ってきました。その後、昭和60（1985）年に新たな習志野市基本構想を策定した際、その位置付けを本市不変のまちづくりの基本理念として定め、今日に至っています。

その後、平成13（2001）年に目指すべき将来都市像を「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市（まち）習志野」とする基本構想を定め、多様な市民ニーズに応じた施策を積極的に推進してきました。

さらに、平成26（2014）年には、本市がこれまでに築き上げてきた、豊かで安全・安心な生活環境を継承し、新たに住んでみたいまち、将来にわたり住み続けたいまちにするために、「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を目指すべき将来都市像として掲げた基本構想（計画期間：平成26（2014）年度～令和7（2025）年度）を策定しました。計画期間中には、持続可能な社会の形成のために国が推進する地方創生やSDGs、デジタル技術とデータの活用に取り組むソサエティ5.0等、市政を取り巻く社会動向を捉え、「習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定する等、様々な施策を展開してきました。

近年、我が国を取り巻く社会経済情勢は、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化、人・モノ・金・情報等が国境を越えて移動するグローバル化の著しい進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした社会全体のデジタル化の進行など、様々な面において新たな局面を迎えています。

加えて、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・少子超高齢社会への移行が急速に進む中にあるのは、人口が堅調に推移している本市においても、その影響から完全に逃れることはできず、そう遠くはない将来に人口が徐々に減少局面に入るとともに、特に後期高齢者の増加によって、人口構造が大きく変化していくと予測されています。

このような状況下、本市は、今後の少子超高齢社会の進展による社会保障費の増加や生産年齢人口の減少による税収の減少等がもたらす行財政運営の課題、その中でも、人口割合が高い、概ね1970年代生まれの、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、少子化も相まって生産年齢人口が減少する2040年問題の到来を見据えた本市の将来都市像を示すことが重要であるとの考えのもと、将来にわたって市内外のより多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「訪れてみたい」と“選ばれるまち”であり続け、次世代に強い誇りと自信をもって継承できる未来への希望に満ちあふれた習志野市の実現を目指し、令和8（2026）年度を開始年度とする新たな総合計画を策定するものです。

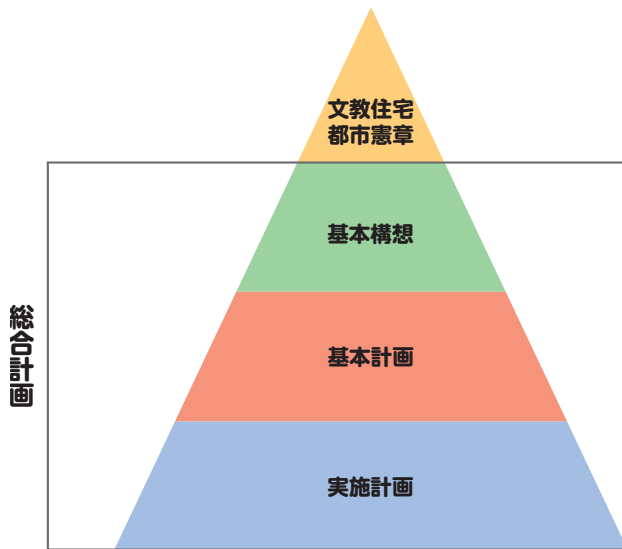


I-2 総合計画の構成と計画期間

I 計画の構成

習志野市総合計画は、昭和45（1970）年3月に制定した「文教住宅都市憲章」の精神に基づき、本市が総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位に位置づけられる計画で、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成しています。

総合計画の構成



文教住宅都市憲章

文教住宅都市憲章は、すべての政策分野を貫く本市不変のまちづくりの基本的な考え方(基本理念)を示します。

基本構想

基本構想は、目指すべきまちの姿である将来都市像や将来都市像を実現するためのピース、まちづくりの方向性等を示します。

基本計画

基本計画は、基本構想で示した将来都市像を実現するための具体的な施策を示します。

実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を実現するための個々の事業計画を示します。

総合計画の
策定にあたって

2 計画の期間

「基本構想」は、令和8（2026）年度から令和23（2041）年度までの16年間とし、「基本計画」は、基本構想の計画期間を前期・後期に分け、それぞれ8年間としています。また、実施計画は社会の変化や市民ニーズに柔軟に対応するため、計画期間を1期当たり4年間とし、4年ごとに策定します。

総合計画等の計画期間

年度	令和8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035)	18 (2036)	19 (2037)	20 (2038)	21 (2039)	22 (2040)	23 (2041)
文教住宅都市憲章	文教住宅都市憲章 (昭和45 (1970) 年議決)															
基本構想	基本構想 16年間															
基本計画	前期基本計画 8年間								後期基本計画 8年間							
実施計画	前期第1次実施計画 4年間				前期第2次実施計画 4年間				後期第1次実施計画 4年間				後期第2次実施計画 4年間			



Ⅱ 本市の概況

Ⅱ-Ⅰ 位置と地勢

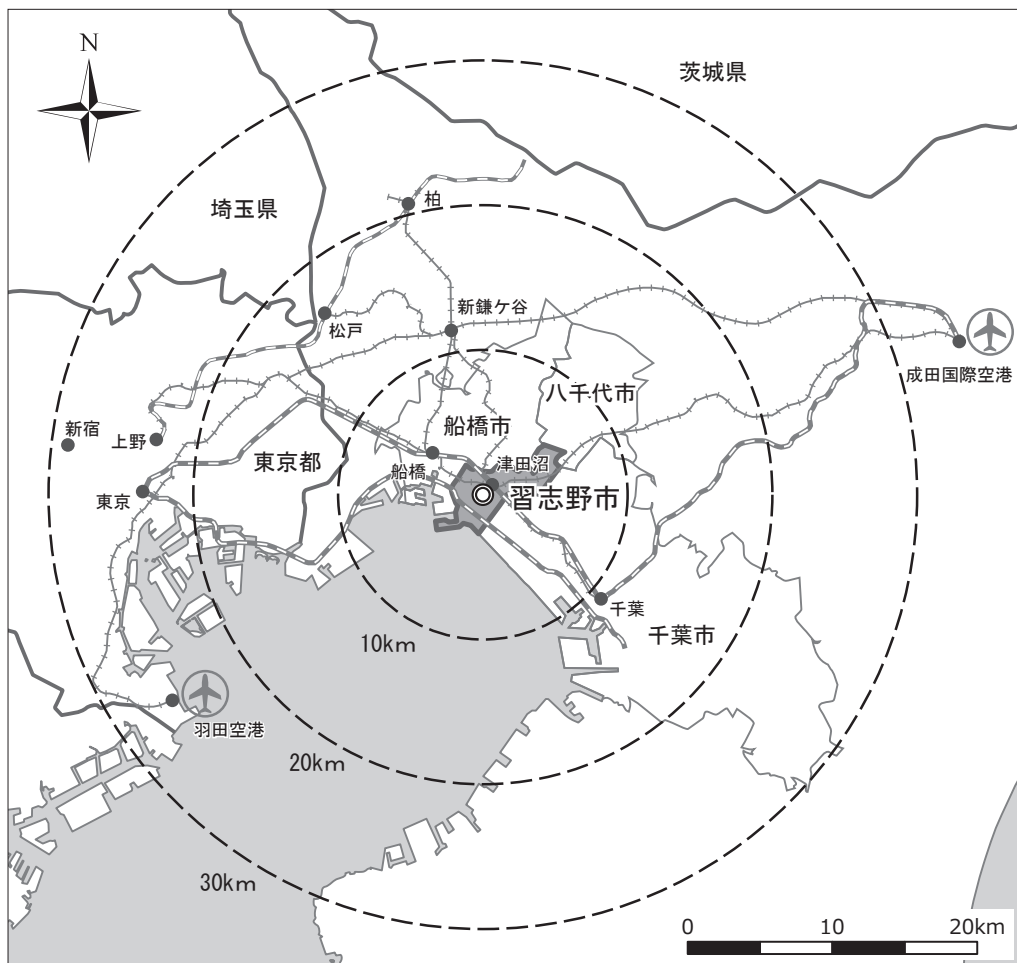
広域的な交通アクセスの面で極めて優れた立地条件を有しています

本市は、東京湾に面した千葉県北西部、東京都心からほぼ30km圏内に位置し、周囲は千葉市、船橋市、八千代市に接しています。市域は東西約8.9km、南北約6.2km、行政面積は20.97km²で県内54市町村中4番目に小さな規模となっています。

地形は、大きく内陸部の自然地形と平坦な埋立地から形成されています。また、平成5(1993)年6月に国内の干潟として初めてラムサール条約¹の登録湿地に認定された谷津干潟があります。

鉄道は5路線7駅が設置され、市内各地域の約2km圏内に駅が存在し、鉄道のアクセスは極めて優れています。また、幹線道路は、京葉道路、東関東自動車道、国道14号、国道357号が市域を横断し、鉄道と同様に充実した交通網が形成されています。

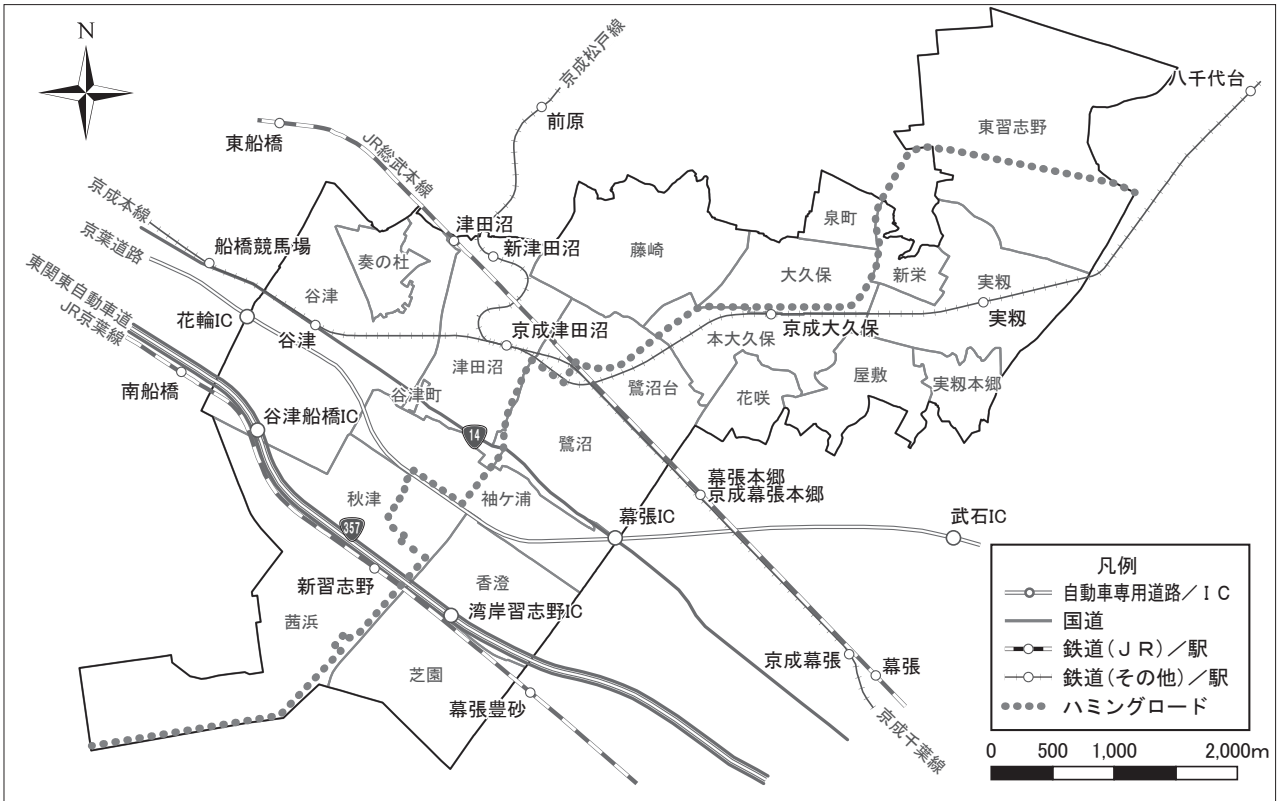
習志野市の位置



¹ 昭和46(1971)年2月にイランのラムサールで開催された国際会議において採択された、湿地に関する条約。正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。



習志野市の広域交通体系の状況



総合計画の
策定にあたって



Ⅱ-2 市の沿革

生活利便性の高い文教住宅都市として飛躍的な発展を遂げ、 現在に至っています

本市は、戦前は軍郷として知られていましたが、戦後は旧軍用地の転用が進み、大学等の教育施設や住宅等が次々と建設され、昭和29（1954）年8月1日に、人口3万204人、面積17.66 km²を有する習志野市として、県内で16番目に市制を施行しました。

その後、昭和40年代（1965年～）から昭和50年代（1975年～）には、JR総武線の複々線化、公有水面の埋立てによる市域の拡大に伴う住宅団地の開発のほか、学校・幼稚園や社会福祉関連の公共施設等²の整備が進み、教育及び文化の振興、良好な住環境の創出に力を注ぎました。

昭和60年代（1985年～）から平成（1989年～）の前期にかけては、JR京葉線の開業により市街化がさらに進展し、住宅都市としての様相が強まっていく中、都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤施設の整備に重点を置くとともに、習志野緑地³の整備や谷津干潟のラムサール条約への登録などの自然保全、並びに、福祉や生涯学習等の公共施設の充実に取り組んできました。

平成後期（2004年頃～）、さらに令和（2019年～）においては、東日本大震災という未曾有の震災への対応に直面しながらも、JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業による複合的な土地利用等の推進やプラッツ習志野をはじめとする新たな時代を見据えた施設整備等により、県内有数の生活利便性の高い文教住宅都市として発展を続け、令和6（2024）年には市制施行70周年を迎えました。



撮影場所：谷津干潟

2 保育所、障害者支援施設、老人福祉施設など。

3 国道357号や鉄道による交通公害と工場群による産業公害の防止及び居住環境の保全を図るために設置された緩衝緑地であり、香澄公園・秋津公園・谷津干潟公園を有している。



Ⅱ-3 人口概況と将来推計

1. 人口概況

1 人口・世帯数

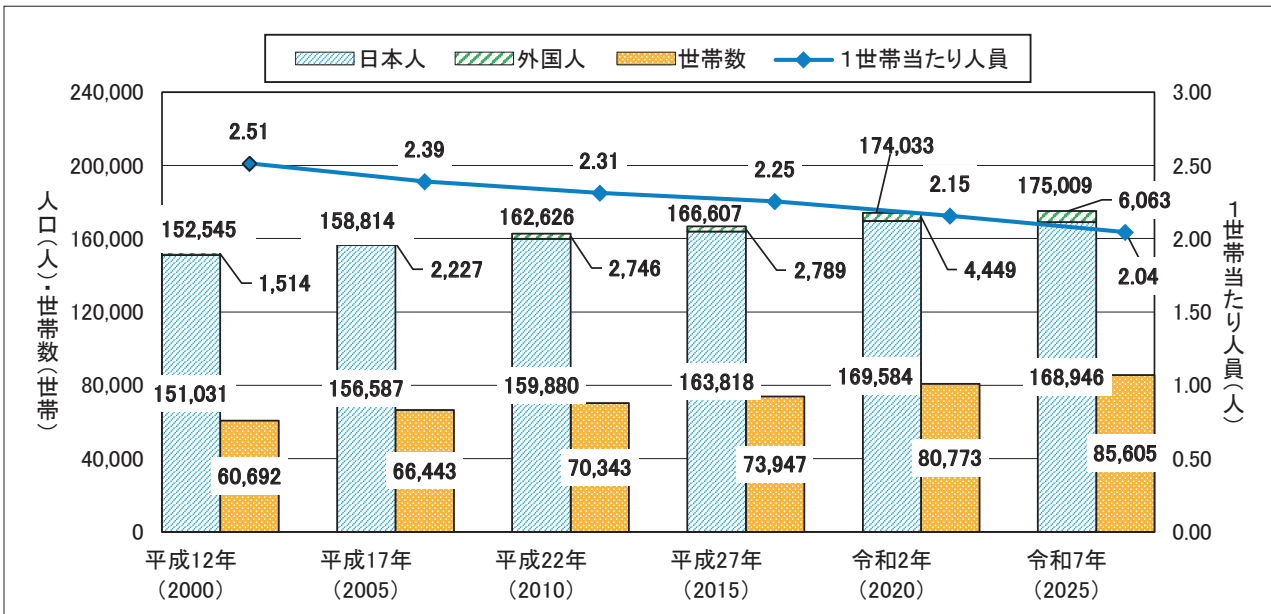
総人口は増加傾向にありますが、
近年では世帯の小規模化が進行しています

令和7（2025）年3月31日現在、日本人住民は16万8,946人、外国人住民は6,063人で、総人口は17万5,009人、平成12（2000）年の15万2,545人と比べて2万2,464人（14.7%）増加しています。

平成12（2000）年以降の推移を見ると、平成17（2005）年から令和2（2020）年までいずれの年次も対前期比プラスで推移しているものの、以降はほぼ横ばいとなり、日本人住民の増加数が令和2（2020）年から令和7（2025）年ではマイナス638人と微減しています。

世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たり人員は平成12（2000）年の2.51人から令和7（2025）年の2.04人に減少しており、世帯の小規模化が進行しています。

習志野市の人口・世帯数及び1世帯当たり人員の推移



出典：習志野市「住民基本台帳人口」

注1) 各年3月31日現在

注2) 外国人住民の平成12・17・22年は外国人登録人口

注3) 世帯数のうち、平成12・17・22年は日本人世帯と外国人世帯の合計、平成27年以降は総世帯数



2 自然増減・社会増減

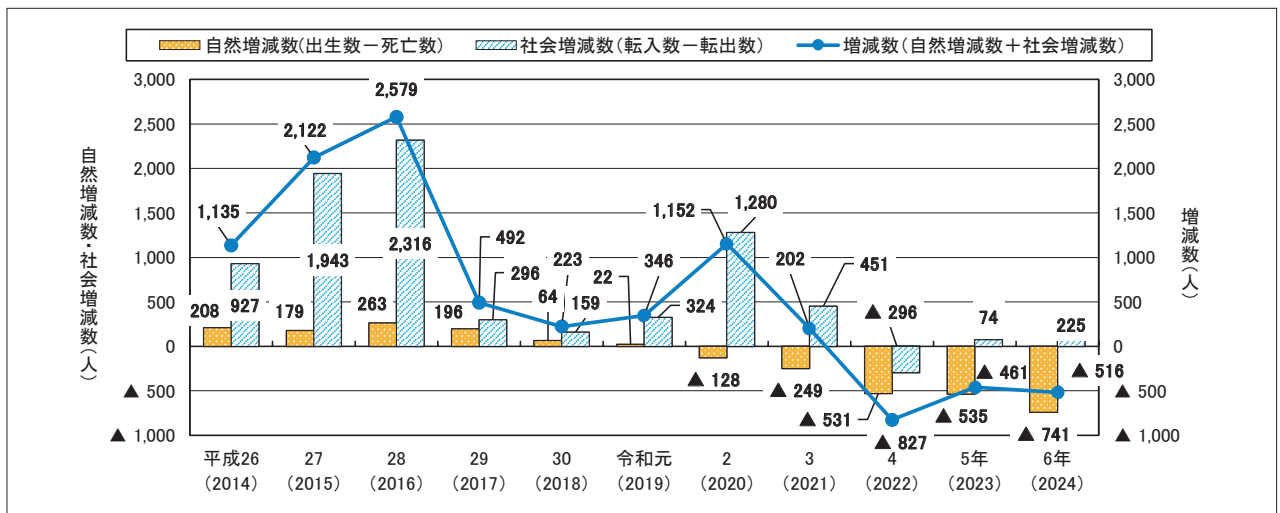
日本人住民

日本人住民の人口は増加傾向ですが、 その主な要因は市外からの転入といえます

平成26（2014）年以降の出生数は、平成29（2017）年の1,505人をピークに一貫して前年を下回り続け、令和6（2024）年では1,009人に減少しています。一方、死亡数は、増加傾向で推移しており、その結果、自然増減数（出生数と死亡数の差）は、令和2（2020）年以降マイナスで推移し、かつ年々拡大傾向にあります。

平成26（2014）年以降の社会増減数（転入数と転出数の差）は、特に平成27（2015）年・平成28（2016）年では約2,000人、令和2（2020）年では約1,300人に上っています。このように社会増減数が大幅に増えた年の前後は、JR津田沼駅南口などにおける大型分譲マンションの竣工時期と概ね重なっており、近年の本市の社会増減数は、鉄道駅周辺を中心とした大型分譲マンションの供給戸数と密接な関係にあります。

自然増減数・社会増減数の推移（日本人住民）



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

外国人住民

外国人住民の人口は年々増加しており、令和6年では対前年で 734人の増、その増加幅は、対平成26年比で約2倍になります

平成26（2014）年以降の自然増減数は、いずれの年次もプラスで推移しているものの、その増加幅は14～49人であり、日本人住民を合わせた市全体の人口動態に与える影響は極めて小さいと言えます。

一方、社会増減数は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う渡航制限により世界中で人の移動が停滞したため、令和3（2021）年では109人の増まで大きく低下したものの、その翌年には上昇に転じ、令和6（2024）年には平成26（2014）年以降で最多の734人の増に上っています。



3 年齢階層別人口

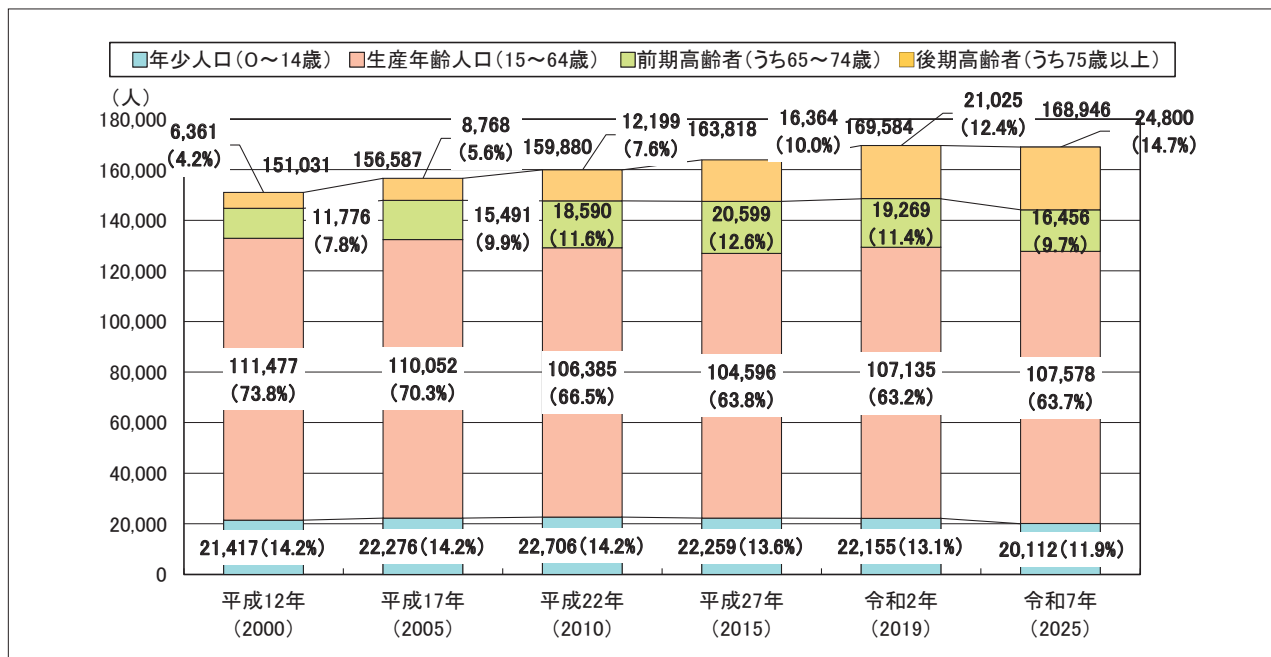
日本人住民

65歳以上の高齢者人口は、平成12年から令和7年の間で約2.3倍増加しており、特に75歳以上の後期高齢者が増加しています

令和7（2025）年3月31日現在、年少人口（0～14歳）が2万112人（構成比11.9%）、生産年齢人口（15～64歳）が10万7,578人（63.7%）、高齢者人口（65歳以上）が4万1,256人（24.4%）、また、高齢者人口のうち後期高齢者が2万4,800人（14.7%）となっています。

平成12（2000）年と比べると、年少人口が1,305人（増減率6.1%）減、生産年齢人口が3,899人（3.5%）減となっている一方、高齢者人口のうち後期高齢者が1万8,439人増と約3.9倍に増加しています。

習志野市の年齢階層別人口の推移（日本人住民）



出典：習志野市「住民基本台帳人口」
注）各年3月31日現在

令和7（2025）年3月31日現在の男女別年齢5歳階級別人口は、男性は昭和46（1971）年～昭和49（1974）年に生まれた団塊ジュニア世代が含まれる50～54歳が7,473人で最も多く、55～59歳が6,649人でこれに次いでいます。また、女性は80歳以上が9,435人で突出しています。

平成12（2000）年と比べ、男女ともに25～29歳及び30～34歳が28.8～34.5%減少している一方、80歳以上男性の約5.4倍、女性の約4.1倍への増加が顕著です。

総合計画の
策定にあたって



外国人住民

平成27年と比べると、男性の25～34歳の増加幅が2倍以上、
女性の20～24歳代が約4.1倍となっています

令和7（2025）年3月31日現在、年少人口が580人（構成比9.6%）、生産年齢人口が5,228人（86.2%）、高齢者人口が255人（4.2%）となっています。

令和7（2025）年と平成27（2015）年を比べると、男性の25～29歳が210人から545人の約2.6倍（335人増）、30～34歳が164人から434人の約2.6倍（270人増）、また、女性の20～24歳が123人から502人の約4.1倍（379人増）、25～29歳が185人から608人の約3.3倍（423人増）に大きく増加しています。

令和7（2025）年3月31日現在の男女別年齢5歳階級別人口は、男性は25～29歳が545人で最も多く、以下、20～24歳及び30～34歳の434人の順であり、女性も概ね同様の傾向となっています。

4 地域別人口

地域間での人口の偏在傾向が拡大しつつあります

平成17（2005）年と令和7（2025）年の地域別人口を比べると、5地域中4地域で増加しています。最も増加しているのは、「谷津・谷津町・奏の社」の1万1,332人（40.2%）増であり、「藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台」が4,782人（11.3%）増でこれに次いでいます。

一方、埋立てにより一斉に宅地化され、経年による人口の流動幅が少ない「袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園」は、平成17（2005）年の2万7,396人から令和7（2025）年の2万2,906人と4,490人（16.4%）減となっています。

習志野市の地域別人口の推移

地域名	地区名称 (地域拠点)	14コミュニティ		平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	H12-R7年
谷津・谷津町・奏の社	谷津駅周辺地区	谷津、向山	実数(人)	28,193	28,735	31,923	37,457	39,525	-
			増減数(人)	-	542	3,188	5,534	2,068	11,332
			増減率(%)	-	1.9	11.1	17.3	5.5	40.2
藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台	京成津田沼駅周辺地区	藤崎、津田沼、鷺沼・鷺沼台	実数(人)	42,329	44,167	45,095	46,632	47,111	-
			増減数(人)	-	1,838	928	1,537	479	4,782
			増減率(%)	-	4.3	2.1	3.4	1.0	11.3
大久保・泉町・本大久保・花咲・屋敷	京成大久保駅周辺地区	大久保・泉・本大久保・本大久保・花咲・屋敷	実数(人)	31,533	32,564	32,216	32,713	33,087	-
			増減数(人)	-	1,031	▲348	497	374	1,554
			増減率(%)	-	3.3	▲1.1	1.5	1.1	4.9
東習志野・実籾・実籾本郷・新栄	実籾駅周辺地区	実花、東習志野、実籾・新栄	実数(人)	29,363	30,440	32,256	32,979	32,380	-
			増減数(人)	-	1,077	1,816	723	▲599	3,017
			増減率(%)	-	3.7	6.0	2.2	▲1.8	10.3
袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園	新習志野駅周辺地区	袖ヶ浦東、袖ヶ浦西、秋津・茜浜、香澄・芝園	実数(人)	27,396	26,720	25,117	24,252	22,906	-
			増減数(人)	-	▲676	▲1,603	▲865	▲1,346	▲4,490
			増減率(%)	-	▲2.5	▲6.0	▲3.4	▲5.6	▲16.4

出典：習志野市「住民基本台帳人口」 注）各年3月31日現在



2. 将来推計人口

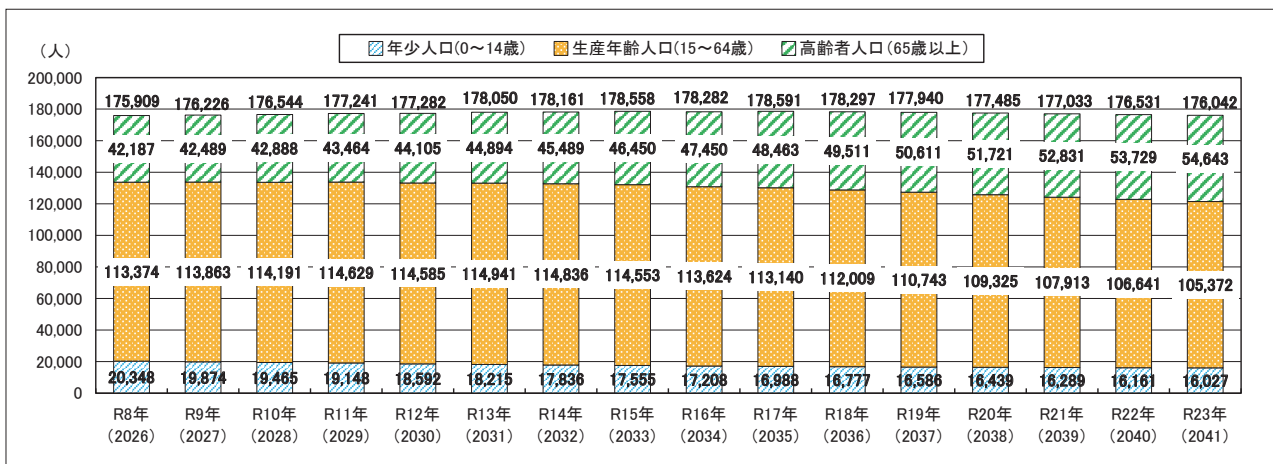
1 総人口

総人口は、令和17年頃をピークに微減傾向に転じると予測されています

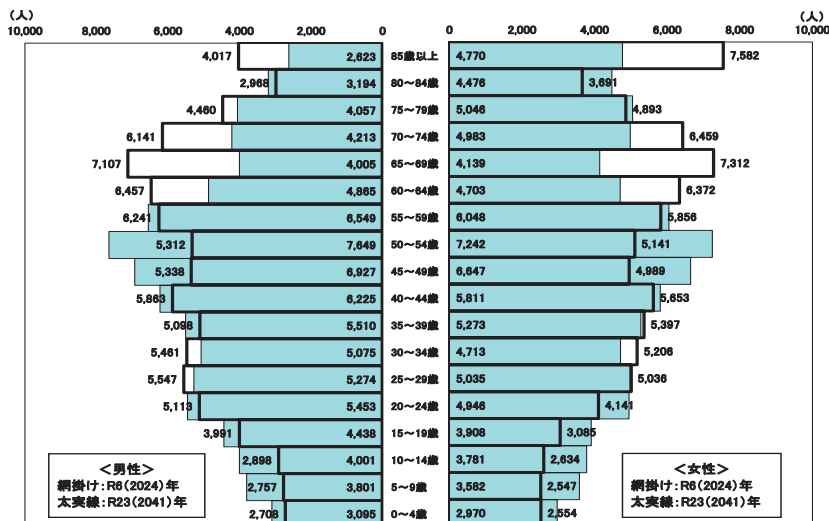
本市が令和6（2024）年3月31日現在の住民基本台帳人口（日本人住民と外国人住民の合計）を基準人口として、統計的な手法を用いて独自に推計した将来人口の推移を見ると、今後、総人口は令和17（2035）年頃をピークに減少局面に移行し、令和23（2041）年は17万6,042人でピーク時と比べて2,549人（1.4%）減少すると予測されています。

男女別5歳階級別人口を見ると、令和23（2041）年には、昭和46（1971）年～昭和49（1974）年に生まれた「団塊ジュニア世代」が大きな山（ボリュームゾーン）を形成するため、総人口が大きく減少するリスクは少ないものの、少子超高齢化が進展し、人口構造が大きく変化することは明らかといえます。

習志野市の総人口と年齢階層別人口の将来予測



習志野市の令和6年（実績値）と令和23年（推計値）の男女別5歳階級別人口



注) 端数処理の関係により、令和23（2041）年の男女別5歳階級別人口を積み上げた人口は、「習志野市の総人口及び年齢階層別人口」とは一致しない。

総合計画の
策定にあたって



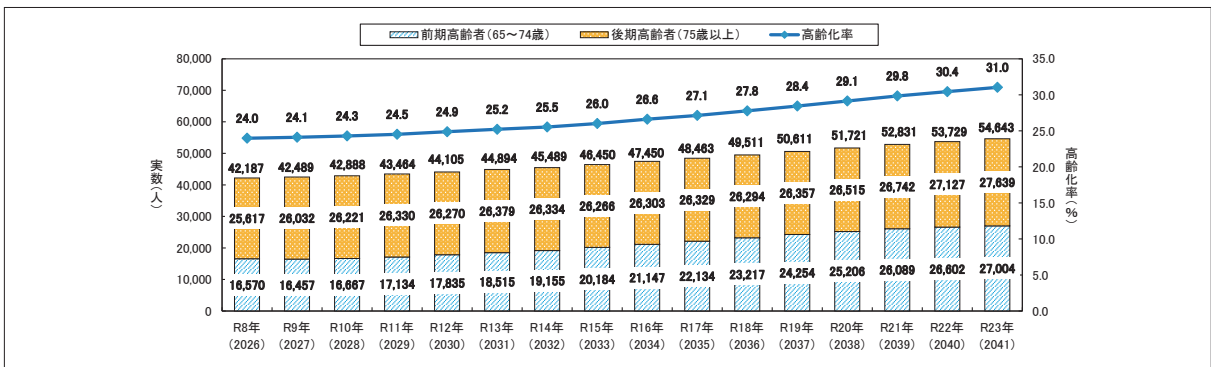
2 高齢者人口（65歳以上）

高齢者人口は一貫して増え続け、高齢化率は令和8年の24.0%から令和23年の31.0%に上昇すると予測されています

令和6（2024）年時点で人口構成の大きな山（ボリュームゾーン）を形成している昭和46（1971）年～昭和49（1974）年に生まれた団塊ジュニア世代の加齢に伴い、高齢者人口は一貫して増え続け、令和23（2041）年には5万4,643人、令和8（2026）年の4万2,187人と比べて約1.3倍（1万2,456人増）に増加すると予測されています。

その結果、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、令和8年の24.0%（人口の約4.2人に1人）から令和23（2041）年には31.0%（人口の約3.2人に1人）に上昇すると予測されています。

習志野市の高齢者人口の将来予測



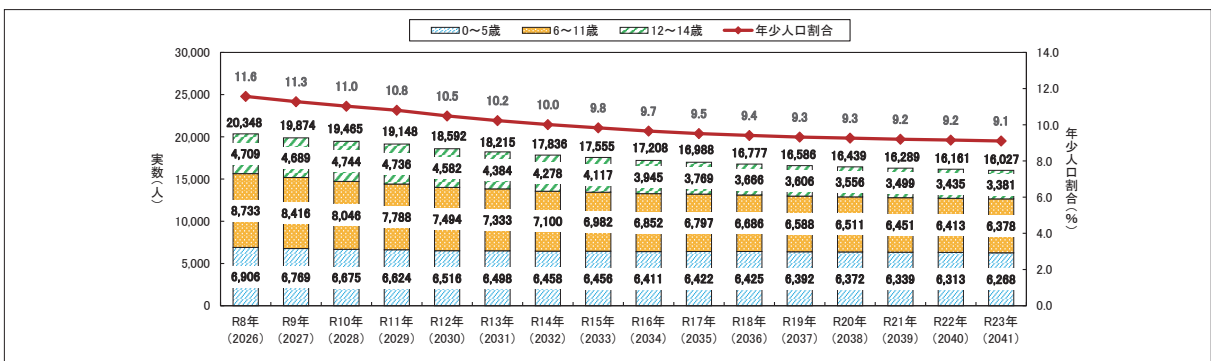
3 年少人口（0～14歳）

年少人口は一貫して減り続け、令和8年の2万348人から令和23年の1万6,027人と約2割減少すると予測されています

年少人口は一貫して減り続け、令和23（2041）年では1万6,027人、令和8（2026）年の2万348人と比べて約2割（4,321人）減少すると予測されています。

令和8（2026）年と令和23（2041）年の年少人口の内訳を比べると、0～5歳が6,906人から6,268人の9.2%（638人）減に対し、6～11歳が8,733人から6,378人の27.0%（2,355人）減、12～14歳が4,709人から3,381人の28.2%（1,328人）減と減少幅が大きくなっているのが特徴的です。

習志野市の年少人口の将来予測





4 将来推計人口の総論

推計期間においては、本市では総人口は大きく減少しないものの、令和17（2035）年頃をピークに減少局面に移行すると予測され、人口増加の主な要因が市外からの転入である本市も、日本全体が直面している人口減少の影響を受けることとなります。

また、少子超高齢社会の進展により、高齢者人口は一貫して増加し、併せて、生産年齢人口（15～64歳）が占める割合が減少、将来の担い手となる年少人口がますます減少していくなど、人口構造が大きく変化していくことで、医療・介護等の社会保障の需要拡大と担い手の減少、消費市場と経済循環の縮小、商業・教育・防犯・公共交通など、地域住民の日々の暮らしを支える都市機能の低下等を引き起こし、地域社会の活力が損なわれる事態につながるおそれがあります。

併せて、今後、地域間の人口の偏在傾向が拡大することで、地域によっては特に75歳以上の後期高齢者の増加が進み、単身高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化等が進むことにより、社会的に孤独・孤立化する人が増え、孤独死をはじめとする地域社会が抱える様々な課題が深刻さを増していくことが懸念されます。

将来の本市の発展を築くためにも、すべての人たちが活動し、交流することができる社会を作り、経済の好循環を生み出していくことが必要不可欠です。

そこで、今後の人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めることができるよう、従来にも増して子育て支援や仕事との両立支援等を通じた子育て世帯の定住化や既成市街地の質と魅力の向上等を図るとともに、「高齢者を支える」発想に加え、一人でも多くの意欲ある高齢者がその能力を存分に発揮することを可能にする社会システムを構築することが極めて重要といえます。

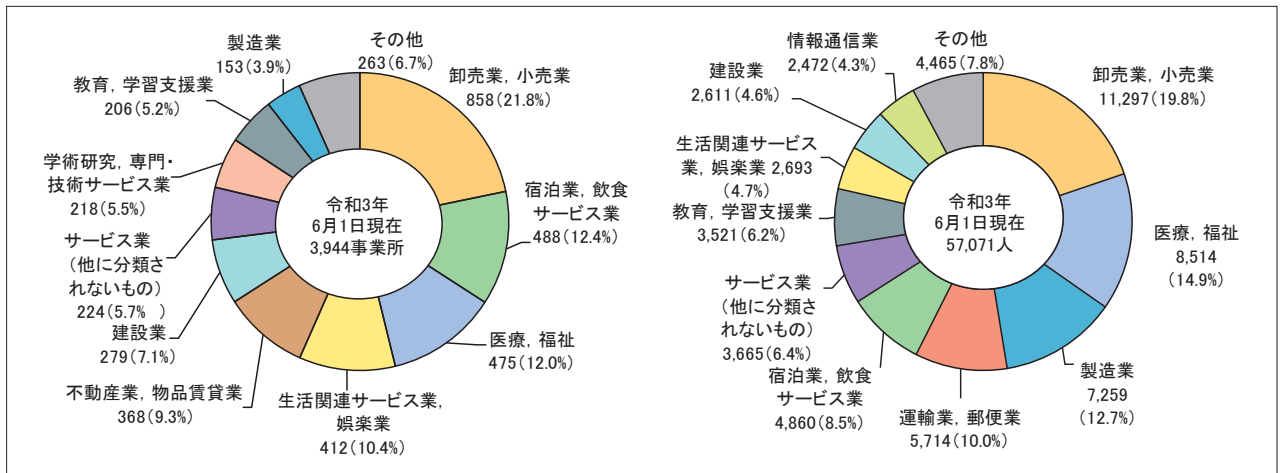
また、将来、日本人住民は減少傾向となる一方で、外国人住民については今後も緩やかに増加することが予測されるため、地域社会の活力の一翼を担う外国人住民の活躍を視野に入れることも必要です。

Ⅱ-4 産業

時代の変化とともに事業者の新陳代謝が進んでいます

総務省の「令和3年経済センサス-活動調査⁴」によると、令和3（2021）年6月1日現在、民間の事業所数は「卸売業、小売業」が858事業所（構成比21.8%）、また、従業者数でも「卸売業、小売業」が1万1,297人（19.8%）で最も多くなっています。

習志野市の産業大分類別民間事業所数及び従業者数（上位10業種）



出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査（令和3年6月1日現在）」

JR津田沼駅・新津田沼駅を中心とする商業集積地では、大型店や多様な店舗が出店し、本市の表玄関としてにぎわいと魅力を創出しています。一方、消費者の生活スタイルや生活行動圏の広がり、インターネットなどを活用した新たな販売形態の拡大等の市場環境の変化に加え、近隣の幕張新都心や南船橋駅周辺への時間消費型機能を持つ大規模商業施設⁵の進出等により、顧客の獲得を巡って厳しい競争下に置かれており、売り上げの減少や施設の老朽化による事業者の入れ替えが進んでいます。

また、市内の各駅周辺では市民生活を支える地域密着型の商店街が形成されており、本市はこれまで、習志野商工会議所や習志野市商店会連合会など、多くの事業者が加盟している組織とも連携し、にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興に取り組んできました。

東習志野地区、実籾・屋敷地区など内陸部の工業地では、安定した操業がなされていますが、一部では既存工場の撤退や廃業等に伴う商業施設や住宅地への転換が見られます。茜浜・芝園地区といった臨海部の工業地では、盛衰による入れ替えはあるものの、安定した企業立地となっており、平成25（2013）年の東関東自動車道谷津船橋インターチェンジの開通以降、より一層広域的な交通便利性の向上が図られたことによって、特に物流拠点としての立地のポテンシャルが高まっています。

農業については、都市的土地利用の拡大による耕地面積の減少、農業従事者の高齢化と後継者不足等の理由で、生産量、販売額とも減少傾向にあります。

今後は、外国人労働者の増加など、産業情勢の変化に合わせた労働環境・生活環境が整備され、労働者にとっての居住の場となることが一層期待されます。

4 全産業分野の売上（収入）金額や、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域的に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査。

5 体験や体感を通じた時間を消費する場としての役割を重視した滞在型商業施設のこと。



Ⅱ-5 財政構造

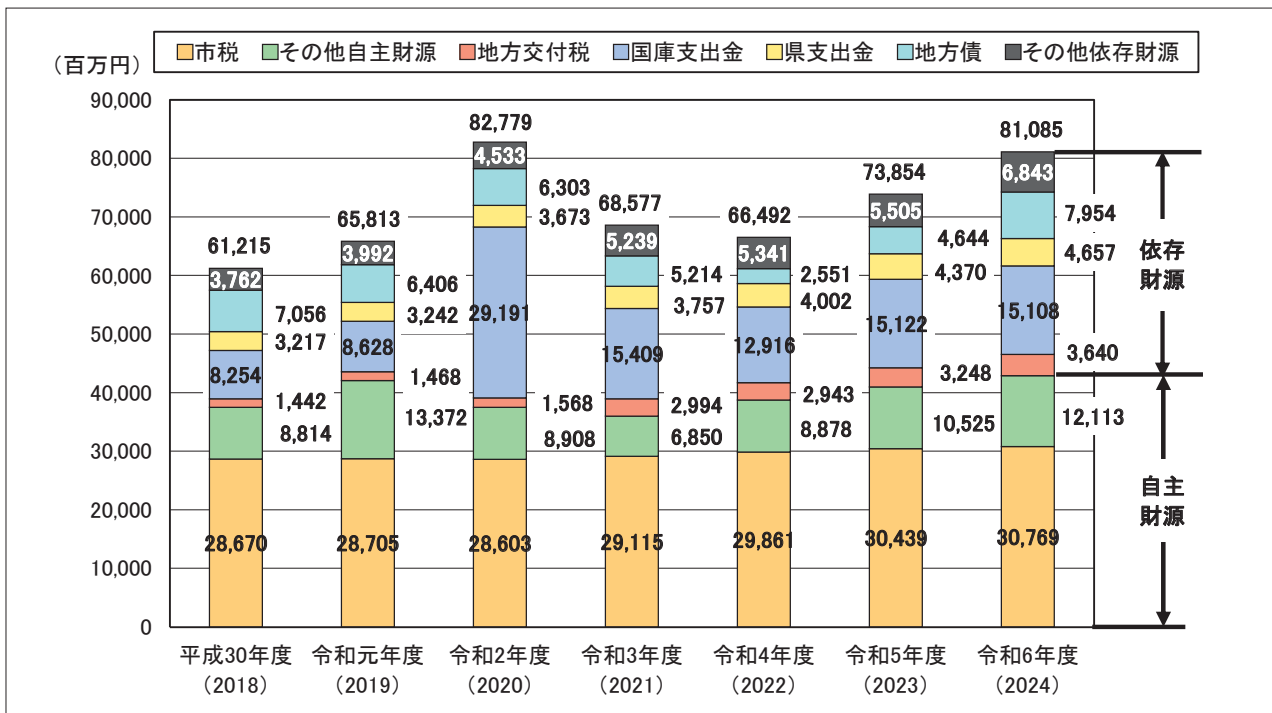
1 歳入

近年、歳入の根幹をなす市税は、緩やかな増加傾向で推移しています

平成30(2018)年度以降、普通会計決算⁶による歳入総額は、令和2(2020)年度に新型コロナウイルス感染症対策に伴う国庫支出金の大幅な増額により、過去7か年で最多の827億7,900万円に上っています。また、令和6(2024)年度で、歳入全体の37.9%(307億6,900万円)を占める市税は、平成30(2018)年度以降、緩やかな増加傾向で推移しています。

市税のうち、個人市民税は令和6(2024)年度では133億3,200万円であり、平成30(2018)年度の127億3,500万円と比べて4.7%(5億9,700万円)増加しています。

習志野市の普通会計による歳入決算額

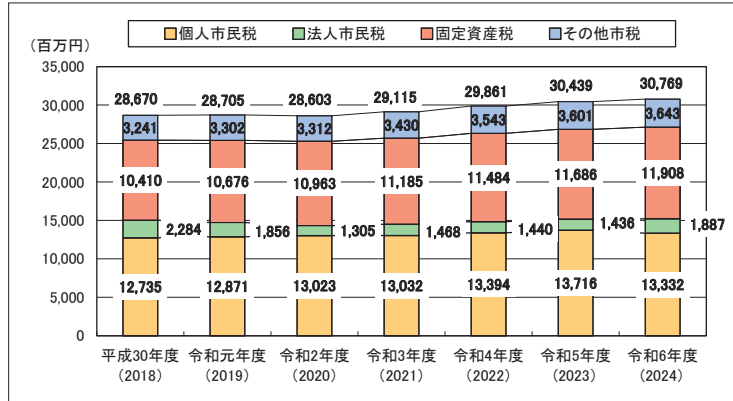


注) 本章(Ⅱ-5)における本文中の記載額は、端数処理の関係により、各グラフ内数値の合計と異なる場合がある。

6 総務省の定める会計区分の1つで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。



習志野市の市税の推移



2 歳出

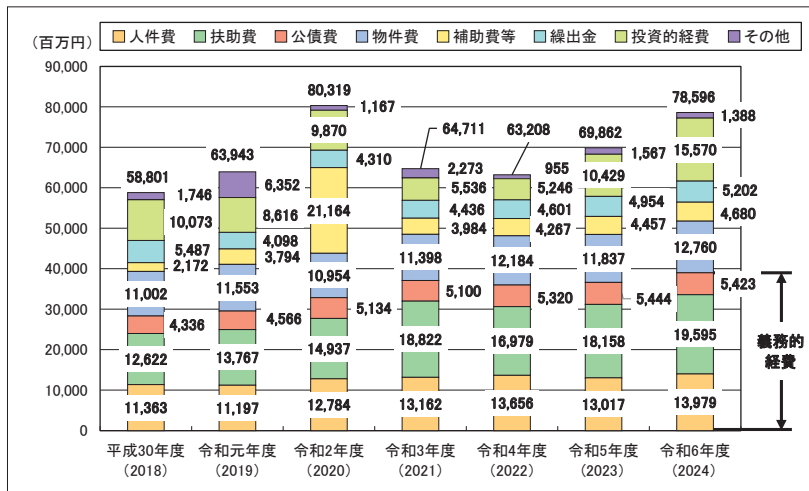
令和6年度の扶助費は、対平成30年度比で約1.6倍に増加しています

平成30（2018）年度以降、普通会計決算による歳出総額は、歳入と同様、令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症対策に伴う補助費等の大幅な増額により、803億1,900万円と過去7か年で最多となっています。

歳出のうち、人件費⁷、扶助費⁸及び公債費⁹からなる義務的経費のうち、扶助費は増加傾向で推移し、令和6（2024）年度では195億9,500万円、対平成30（2018）年度比で約1.6倍（69億7,300万円増）となっています。

この比率が大きければ大きいほど、経常的経費の増大傾向が強くと、地方自治体が財政構造の健全化を図る場合に大きな障害になるとされている「義務的経費比率」は、令和6（2024）年度で49.6%（389億9,600万円）であり、平成30（2018）年度の48.2%（283億2,100万円）と比べて1.4ポイント（106億7,500万円）上昇しています。

習志野市の普通会計による歳出決算額



7 職員の給料や議員報酬等の経費。
 8 生活保護法など各種法令に基づいて支払われる福祉的経費。
 9 地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利息の合算額。



Ⅲ 今後のまちづくりに対する市民の想い

Ⅲ-1 市民意識調査・大学生意識調査・市民参画の実施概要

1 市民意識調査

習志野市民の意向を集約・分析するもので、地方自治体が直面する諸課題及び市固有の課題に対する市民意向を把握し、総合計画の策定に資することを目的に実施しました。

- ・調査期間：令和6（2024）年7月10日～7月25日
- ・調査方法：郵送による調査票の配布、郵送及びWEB（インターネット）による回収
- ・調査対象：本市に住民登録している15歳以上の方5,000名を無作為抽出
- ・回収数：1,840票（回収率36.8%）

2 大学生意識調査

若者が置かれている状況や市に対し何を望んでいるのかなどを把握するために実施しました。

- ・調査期間：令和6（2024）年9月17日頃～10月15日まで
- ・調査方法：アンケート用紙の直接配布、直接回収（インターネット回収併用）
- ・調査対象：千葉工業大学、東邦大学、日本大学生産工学部在学の大学生・大学院生各500人、合計1,500人
- ・回収数：1,441票（回収率96.1%）

3 市民参画

次世代を担う子どもたちから高齢者に至るまで幅広い年齢層、様々な主体を対象に、10年後、20年後に習志野市をどのような「まち」にしたいか、さらに、その「まち」を実現するための具体的な取組のアイデア等を聴取し、総合計画を策定するための基礎資料として活用することを目的に、様々な機会を設け、市民・事業者等からご意見をいただきました。

対象者	会議等の名称	日時・会場	実施方法	参加者
市民	市政懇談会	令和6年6月1日 習志野市民ホール (プラッツ習志野)	意見交換及び懇談（質疑応答）	町会及び自治会関係者
	市民意見交換会	・令和6年9月28日 谷津コミュニティセンター ・令和6年10月6日 習志野市役所 5階委員会室 ・令和6年10月12日 東習志野コミュニティセンター	意見交換及び懇談（質疑応答）	事前申込は不要の自由参加形式
子ども若者	キラット・ジュニア防犯隊からの意見聴取	令和6年7月21日 習志野市役所 3階会議室	「こんなまちにしたい！習志野」をテーマに意見聴取	キラット・ジュニア防犯隊に加入の市内小・中学生
	小学生からの意見聴取（社会科の授業）	-	「こんなまちにしたい！習志野」をテーマに、クラスごとにアンケート回答	市立小学校6年生
	中学生からの意見聴取（子ども議会）	令和6年7月23日 習志野市役所 5階議場	子ども議会において「15、16年後（自身が30歳頃）にどんな習志野市であってほしいか」をテーマに、意見等を発表	市立中学校の生徒（子ども議会参加者）
	高校生からの意見聴取	-	「こんなまちに住みたい！」をテーマに、個人ごとにアンケート回答	市内に立地する4つの高校に通う高校生
	大学生ワークショップ	令和6年9月28日 習志野市役所 3階会議室	「まちの強み・弱みの抽出」と「選ばれるまちとなるための理想的な状態」をテーマとするワークショップ	市内に立地・隣接する3つの大学に通う大学生
市内事業者	事業者インタビュー	令和6年9月24日 習志野商工会議所 2階特別会議室	「目指すべき将来都市像」や「理想的なまちの状態の具体的なイメージ」をテーマとするインタビュー	習志野商工会議所の加入会員

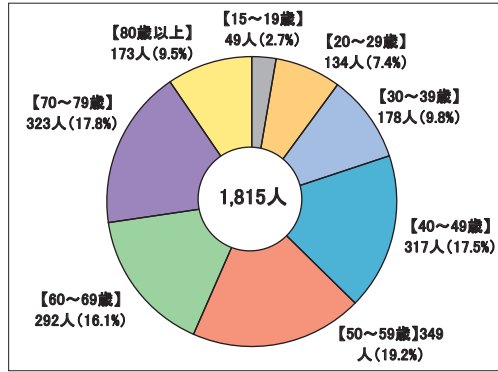
総合計画の策定にあたって



Ⅲ-2 実施結果概要

1 市民意識調査

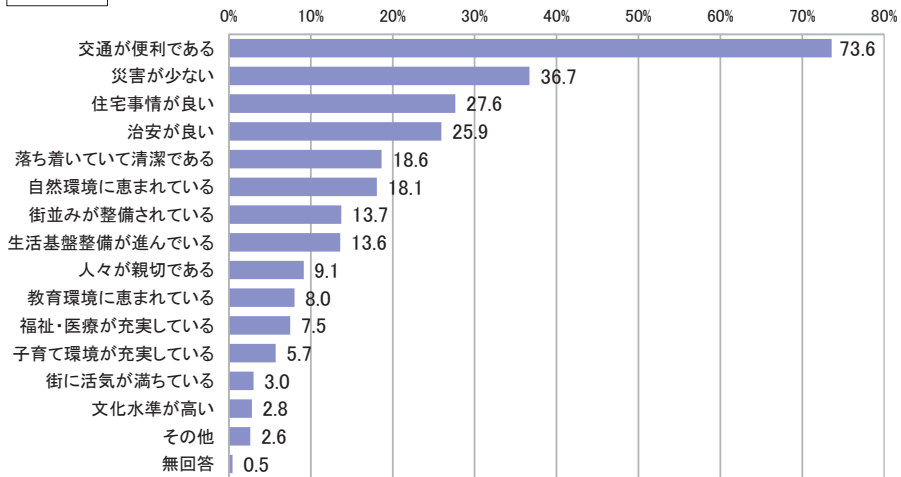
回答者の年齢構成



注) 年代無回答者 25 人を除く。

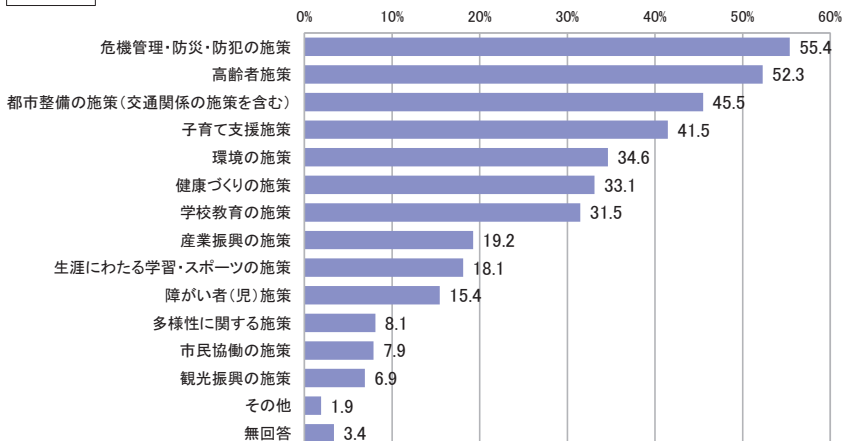
習志野市が住みやすいと感じる理由

回答数1523



特に重要だと思う施策

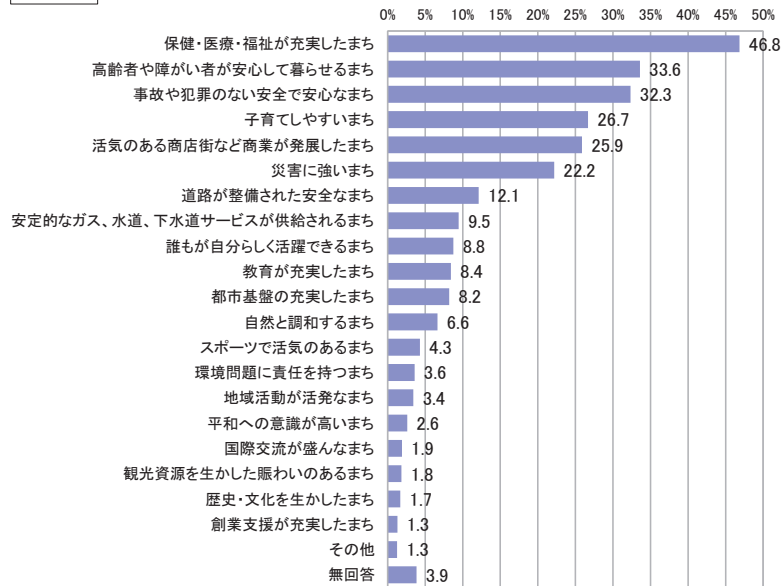
回答数1840





10年後に期待する習志野市（まち）の姿

回答数1840



2 大学生意識調査

習志野市に対するイメージ

	そう思う	どちらか というと そう思う	どちらで もない	どちらか というと そう思わ ない	そう思わ ない	未回答
自然が豊か	193	513	458	209	64	4
交通の便がよい	291	496	318	239	89	8
居住環境がよい	188	588	491	126	38	10
大型商業施設が充実している	186	415	430	308	96	6
商店街が活気に満ちている	156	445	481	273	82	4
娯楽・レジャーが充実している	95	320	524	374	120	8
子育て環境が充実している	112	362	784	122	48	13
教育環境が充実している	183	556	570	91	34	7
防災・防犯対策が充実している	119	444	714	113	43	8
福祉・医療サービスが充実している	141	480	687	94	31	8
公共施設が充実している	153	491	636	116	37	8
スポーツが盛んである	141	341	680	187	81	11
文化・芸術活動が盛んである	102	311	725	209	83	11

【その他の記述内容】

- ・習志野市のことをよく知らない。
- ・特徴があまりない。
- ・近年津田沼周辺では再開発が進み、街並みが大きく変わってきている印象がある。



住みたいと思う理想的な街（地域）のイメージ

	とても重視する	やや重視する	どちらでもない	あまり重視しない	全く重視しない	未回答
自然が豊か	268	667	310	143	36	17
交通の便がよい	1038	333	52	8	5	5
居住環境がよい	1035	355	37	6	2	6
大型商業施設が充実している	538	583	206	94	12	8
商店街が活気に満ちている	303	444	420	197	71	6
娯楽・レジャーが充実している	447	501	295	157	32	9
子育て環境が充実している	491	506	272	106	59	7
教育環境が充実している	498	545	266	79	44	9
防災・防犯対策が充実している	732	498	153	36	10	12
福祉・医療サービスが充実している	681	541	159	40	12	8
公共施設が充実している	564	552	242	56	18	9
スポーツが盛んである	266	316	418	257	176	8
文化・芸術活動が盛んである	240	367	446	247	137	4

【その他の記述内容】

- ・頼れる人が近くにいる。
- ・発展・再開発が進んでいる場所の方がよい。
- ・教育分野の交流事業に力を入れている。

習志野市に活気を生み出し、若い世代の移住・定住を促進する取組

回答	回答数	回答	回答数
1. 地元大学等の活性化と協働によるまちづくり（地域とのふれあい）の推進	334	11. 創業（起業）支援の強化と新たな産業の創出	95
2. 多世代が交流できる拠点づくり・活性化と既存公共施設の再生	217	12. 企業活動・地域産業の活性化	185
3. 駅周辺地域の活性化（ショッピング・娯楽施設・イベントスペース・カフェなど）	850	13. 企業の誘致	186
4. 徒歩圏内の日用品購入等の利便性向上（コンビニ・スーパー・ドラッグストア等）	447	14. 超高齢社会への対応	144
5. 魅力ある公園・緑地づくり	319	15. 行政サービスの利便性向上（ICT対応等）	142
6. 道路等交通インフラの整備・改善	525	16. 交流人口の増加の推進	126
7. 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	324	17. 周辺及び広域における他自治体との連携の形成	83
8. 教育環境の再整備の推進及び質の高い公教育の充実	188	18. 観光スポットの整備	342
9. ワーク・ライフ・バランスの推進	278	19. その他	24
10. 就業の促進、人材育成、雇用対策	216	未回答	13

【その他の記述内容】

- ・学生・新卒者への経済的支援。
- ・土地の有効活用。
- ・近隣観光スポットとの連携。



3 市民参画における参加者から寄せられた、今後のまちづくりに対する代表的な意見

政策分野	代表的な意見の内容
市政全般	<ul style="list-style-type: none"> ●どんな世代にとっても快適で暮らしやすいまち ●大人も子どももみんなが協力し合える素晴らしいまち ●若い人が住んでいて活気のあるまち ●明るく元気で、笑顔があふれるまち ●優しさや活気のあるまち ●将来的にまた住みたいと思えるまち ●生まれ育ったまちで働きながら、子育てができるまち ●人口を増やすために、住みやすいまち、住みたいと思える魅力のあるまち ●ベッドタウンを極めたまち ●生活に必要なインフラや施設が充実しているとともに、自然環境が整っていたり、地域の人とのコミュニティが活発なまち
子育て・教育	<ul style="list-style-type: none"> ●これからの若い人たちが子どもを育てたいと思えるまち ●みんなにやさしいまち、特にお母さんと子どもにやさしいまち ●子育てが充実しているまち、子どもたちが楽しく笑顔なまち ●子どもたちが安心して生活できるまち ●安心して親が子どもを育てられるまち ●学校で音楽、スポーツにふれられるまち ●いじめをなくしたい、いじめに対して直ぐに対応するまち
防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪がなく、平和で明るいまち ●治安が良く、笑顔が絶えないまち ●狭い道路に照明を付けたり、ガードレールを設置して、交通事故や犯罪が起きにくいまち ●災害が起こったときにしっかりと対応できるまち
都市基盤・環境	<ul style="list-style-type: none"> ●徒歩や自転車でも移動がしやすいまち ●交通整備が整っており、誰もが安心して暮らせるまち ●歩行者、自転車、車の道がしっかり分かれていて、小さい子どもからお年寄りの方まで、健康で安全に過ごせるまち ●ごみのポイ捨てやタバコの吸い殻などが少ないまち ●自然と共生するまち ●緑や公園が多いまち ●樹木を増やしたい、公園を増やす、安全で楽しい大きな公園をつくる ●太陽光や風力、水力など再生可能なエネルギーでまちを切り盛りする
産業・交流	<ul style="list-style-type: none"> ●職住近接型のまち ●昼間の労働力人口を増やすことで、市内で消費が循環できるようにする ●市内で消費が循環して、雇用を創出できるようにする ●商店やイベント・レクリエーションの充実したまち ●商業が発展して、大勢の人が集まるまち ●習志野市の名産品を全国に向けてPRする ●住民がまちの魅力を発信しやすいまち ●若者が集まりやすいまち ●地域の人たちも参加できるイベントやお祭りを増やす、地域の人たち同士がふれ合えるまち
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●差別のないみんなが平等なまち ●支え合いのまち ●高齢者、障がい者にやさしいまち ●今よりもスポーツが活発なまち（スポーツには人を成長させる力や心を動かす力がある） ●歴史・文化に根ざしたブランドづくり



Ⅳ 社会情勢の変化と今後のまちづくりの課題

まちの持続的な発展に向け、本市を取り巻く社会情勢の変化とこれを踏まえた今後のまちづくりの課題は、以下のとおりです。

【課題1】人口構造の変化への対応

将来人口推計によると、本市の総人口は令和17（2035）年頃にピークを迎え、その後緩やかに減少していくと予想されています。また、人口減少・少子超高齢社会への移行が急速に進んでおり、人口割合が高い団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040（令和22）年には、高齢者の増加と生産年齢人口の減少による社会保障費の増大や働き手の不足等が深刻化するおそれがあります。

このような状況を踏まえ、将来的な人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止め、バランスのとれた人口構造を確保できるよう、こども・子育て家庭への支援をより一層充実する必要があります。

また、地域活力の担い手となる若い世代に選ばれる生活環境や労働環境の整備、誰もが心身の健康を保ちながら、生涯を通じて生きがいや楽しみを見だし、活躍できるまちづくりを推進するとともに、近年、人口の増加が顕著である外国人住民への施策に取り組む必要があります。

【課題2】コンパクトで利便性の高い都市空間の維持・形成

本市はこれまでの人口増加を背景に、人口密度が高く、住居や医療・福祉施設、商業施設等の生活利便施設が比較的集約されたコンパクトな都市構造になっています。

しかし、人口減少・少子超高齢社会の進展により都市を取り巻く状況も変化し、生活を支える医療・福祉、商業、公共交通の縮小や撤退による都市機能の低下、行政サービスや道路・上下水道・ガス等のインフラ施設の維持管理の非効率化、空き家・空き地の増加による居住環境の悪化など、様々な面で課題が拡大、深刻化することが懸念されます。

今後は、関係人口の増加も視野に入れながら、本市の強みである優れた立地条件や利便性の高い住環境、また、未利用地の活用や高度利用等の促進による都市としてのポテンシャルを最大限に引き出し、居住の場・働く場・憩いの場などの機能を兼ね備えた本市ならではの魅力や付加価値を創出・向上する必要があります。そのため、土地利用や居住の誘導、既存の共同住宅ストックの再生等による高い利便性と快適性を備えた、より多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「訪れてみたい」と思われる良質な都市空間の維持・形成を図ることが重要となります。

【課題3】いつまでも安全・安心で自分らしく暮らせるまちの充実

近年、地震・暴風・豪雨・洪水・土砂災害・高潮等の自然災害による被害が国内で毎年発生しており、地球温暖化の進行に伴い、今後さらに気象災害のリスクが高まることが予想されます。

また、高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化、デジタル化の進展等を背景として、こどもや高齢者をはじめとする市民の平穏な暮らしを脅かす犯罪等の発生リスクもより一層高まっていくことが懸念されます。

このような中、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも安全・安心でゆとりと潤いに満ちた快適な生活を送ることができるよう、インフラ整備等のハード面、自助・共助・公助の適切な組み合わせによるソフト面の両面から防災、防犯及び交通安全対策を強化する必要があります。

併せて、健康づくりに対する支援や保健・医療・介護等の福祉サービスの提供体制を充実させるほか、地球温暖化等の環境問題に取り組むため、環境負荷が少ない持続可能な循環型社会に変革していくことが必要です。



【課題4】地域経済の活力の維持・増進

今後の人口減少・少子超高齢社会の進展は、地域経済においても大きな影響を及ぼします。特に、若年層の労働力の減少によるあらゆる産業での人手不足や経営者の高齢化による中小企業の事業承継等の課題は、深刻さを増すことが予想されます。

このような中、地域経済の活力の維持・増進を図るためには、多様化する消費者ニーズに対応した新しい産業の創造・育成や最先端のテクノロジーを活用するなど、産業の競争力を高める必要があります。

併せて、時代の変化に即した商業振興及び中小企業・小規模事業者のニーズに応じた伴走型の経営支援を推進するとともに、女性・高齢者・障がいのある人・外国人などの多様な人々が活躍できる、優れた交通アクセスを活かした良質な就業機会の創出・確保に努める必要があります。

【課題5】生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる社会の充実

高齢化や生涯未婚率の上昇等を背景に、暮らしにおける人と人との交流・つながりや地域の中でお互いに助け合い・支え合う基盤が弱まり、若者や中高年のひきこもり、育児と介護のダブルケア、一人暮らし高齢者の孤独死など、地域が抱える課題の多様化・個別化が進んでいます。また、性別、年齢、国籍、労働、障がいの有無等を背景に、人権に関する様々な課題も浮き彫りになっています。

このような中、あらゆる「違い」を認め合い、お互いの人権を尊重して、多様な人々の能力や考え方を受け入れ、積極的に活かしていく「多様性（ダイバーシティ）」の理念を強く意識し、行動することが重要です。

また、誰もが役割を持ち、お互いが配慮しその存在を認め合い、支援が必要なときには助け合い・支え合うことで、孤立せず安心してその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」¹⁰の実現に取り組む必要があります。

【課題6】持続可能なまちづくりを支える自治体経営の推進

今後、本市の財政を取り巻く環境は、歳入面では生産年齢人口の減少が中長期的には市税の減収につながることを懸念されることから、資産の有効活用など歳入の確保策を強化する必要があります。

歳出面では、医療・介護・福祉等の社会保障関係経費に加え、公共施設再生やインフラ整備の財源となる市債の発行による公債費の償還など、避けられない義務的経費の増加が懸念されます。

将来世代に負担を先送りすることなく、将来にわたって持続可能なまちづくりを支える行財政基盤を確立するため、市、市民、その他関係者と連携・協働しながら、財源や職員など限りある行政の経営資源をより無駄なく最適に配分するための取組を強化する必要があります。加えて、行政全般にわたり最先端のデジタル技術や民間活力等を活用した、より効果的・効率的な行政サービスの提供を推進する必要があります。

また、インフラ・プラント系施設を含む公共施設等の再生は、持続可能な行財政運営の下、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供するため、長寿命化の推進、中長期的な経営的視点に基づく総量の圧縮、資産の有効活用と財源の確保を図る必要があります。

¹⁰ 制度・分野ごとのあらゆる「役割」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

習志野市 基本構想

習志野市基本構想は、本市の基本理念である「文教住宅都市憲章」に次いで、本市のあらゆる計画の最上位に位置付けられる計画で、習志野市が目指すべきまちの姿である将来都市像や、将来都市像を実現するための要素(ピース)、まちづくりの基本的な考え方等を明らかにするとともに、市民と市が一体となってまちづくりを推進していくための方針となるものです。





I 将来都市像

本市は一貫して住民福祉の向上を目指し、住民自治・市民協働によるまちづくりを推進してきました。昭和45（1970）年には「文教住宅都市憲章」を制定し、本市不変のまちづくりの基本理念として今日まで受け継がれています。

一方、時代の移り変わりとともに社会情勢や都市空間は変化しており、また、住民ニーズや、行政課題の多様化・個別化等、あらゆる分野において多種多様な課題が顕在化してきました。これらをしっかり受け止め、進むべき道を判断しながらまちづくりを展開することが求められる中、これまでもこれからも文教住宅都市憲章に則り、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

今、本市を取り巻く社会情勢は、様々な面で新たな局面を迎えています。総人口は令和17（2035）年頃にピークを迎えた後、減少していくと予測されており、今後は高齢者の増加と生産年齢人口の減少による社会保障費の増大や働き手の不足、経済の縮小など、人口構造の変化への対応が求められます。

加えて、都市機能や行政サービス、インフラ施設の維持管理、空き家・空き地の増加への対応など、まちの魅力や付加価値の向上による良質な市街地の維持・形成に努めるとともに、誰もがいつまでも安全・安心で快適に暮らせるまちとして、自然災害や犯罪、交通事故等のリスク、地球温暖化等の環境負荷の軽減に引き続き取り組むことが不可欠です。

また、地域経済の活力の維持・増進を図るため、各地域の商店と大型店等の共存・共栄を図りつつ、多様化する消費者ニーズに対応した新しい産業の創造・育成や最先端のテクノロジーの活用等を促進することが必要です。

このような変化の中、すべての人がこれまで以上に活躍できるまちづくりを推進するため、あらゆる違いを認め合い、お互いの人権を尊重し積極的に活かしていく、多様性（ダイバーシティ）に対する理解と浸透に努めながら、誰もが生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる地域共生社会¹¹・多文化共生社会¹²の実現に取り組むことが重要です。

今後、さらに多様化・個別化していくと予想される様々な課題の解決に向け、文教住宅都市憲章の理念に則り、習志野市に住み・学び・働き・関係する人たちが、それぞれの個性や能力を発揮し、コンパクトなまちの強みを磨き上げ、より結束した都市を実現するため、みんなで考え、手を携えて行動していかなければなりません。

そこで、習志野市が目指すべきまちの姿（将来都市像）を、次のとおり決めました。

“

多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野

”

11 制度・分野ごとのあらゆる「役割」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

12 国籍や民族などの社会的文化的な背景の異なる人々が、互いの違いを認め、対等な関係の中で共に生きていく社会。



多彩で豊かな交流が広がる

これまでも市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現を果たし、あらゆる主体を互いに認め、理解し合いながら、みんながやさしさでつながり続けてきました。

今後も全国的な人口構造の変化を受け入れ、様々な取組を前に進め、連携・協働して未来を目指す姿勢を明確にし、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、本市は常に未来を見据え、これまで以上に幅広い立場や主体がともに考え、手を携え、認め合い、尊重し合い、『多彩で』『豊かな』活動を行い、永続的に『交流』し、いきいきと暮らし、『広く』活躍できる仕組を構築し、まち全体を発展させていきます。

基本構想の計画期間は、
令和8(2026)年度から令和23(2041)年度
までの16年間とします。





Ⅱ まちづくりの基本的な考え方

≫ 「多彩で豊かな交流」を培います

人や資源が、世代や分野を超えてつながり、幾度も交流することで、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを理解し合い、平和への願いとともに心のバリアフリーを体現しながら、地域をみんなで作っていく地域共生社会・多文化共生社会を推進します。

≫ 「交流が広がるまち」を育みます

本市に関係するすべての人が夢や希望に向かって、やりたいことをアクティブに行動できるまちづくりに取り組み、躍動し、進化し、発展できる、活動の舞台「グランドステージ」になることを目指します。

Ⅲ 都市空間形成の基本的な考え方

≫ コンパクトな生活圏の維持と形成

住居、医療・福祉施設や商業施設等の生活利便施設が集約された都市構造、そして、都心や成田空港、羽田空港などへの優れた交通アクセスを有する本市の強みを活かすとともに、各地域の特性や課題を踏まえた中で、良質な住宅都市としてのポテンシャルを最大限に引き出す、コンパクトで住みやすい生活圏の維持・形成を図ります。

≫ 中心市街地の求心力向上

本市の表玄関であるJR津田沼駅・新津田沼駅周辺地域について、市内外からの多くの来街者を魅了する中心市街地としての求心力をさらに高めていけるよう、居心地が良く誰もが歩きまわりたくなる「ウォークアブルな」都市空間の形成に合わせて、エリア全体の価値を高めます。

≫ 新習志野駅勢圏の活性化

住宅地における世代構成の平準化を意識し、多様な世代の居住を促す既存の共同住宅ストックの再生、JR新習志野駅周辺の土地の高度利用など、現在の良好な住環境と産業環境を維持・保全しつつ、活性化に向けた土地利用の促進を図ります。

≫ 自然景観を活用した魅力の創出

本市の特徴の一つである谷津干潟をはじめとする市内各所にある水と緑の豊かな自然環境を将来にわたって大切に守り活かしながら、公園や海岸の新たな活用等に取り組み、人と自然の共生空間の維持・形成を図りつつ、市内外からの回遊や訪問を想定した地域の活性化と魅力を創出します。



Ⅳ 将来都市像を実現するための3つのピース

将来都市像の実現に向けて、

**いつまでも住み続けたい「まち」、
育み学び健康で笑顔輝く「ひと」、
すべてが協和し充実する「活動」**

を3つのピースとして掲げます。

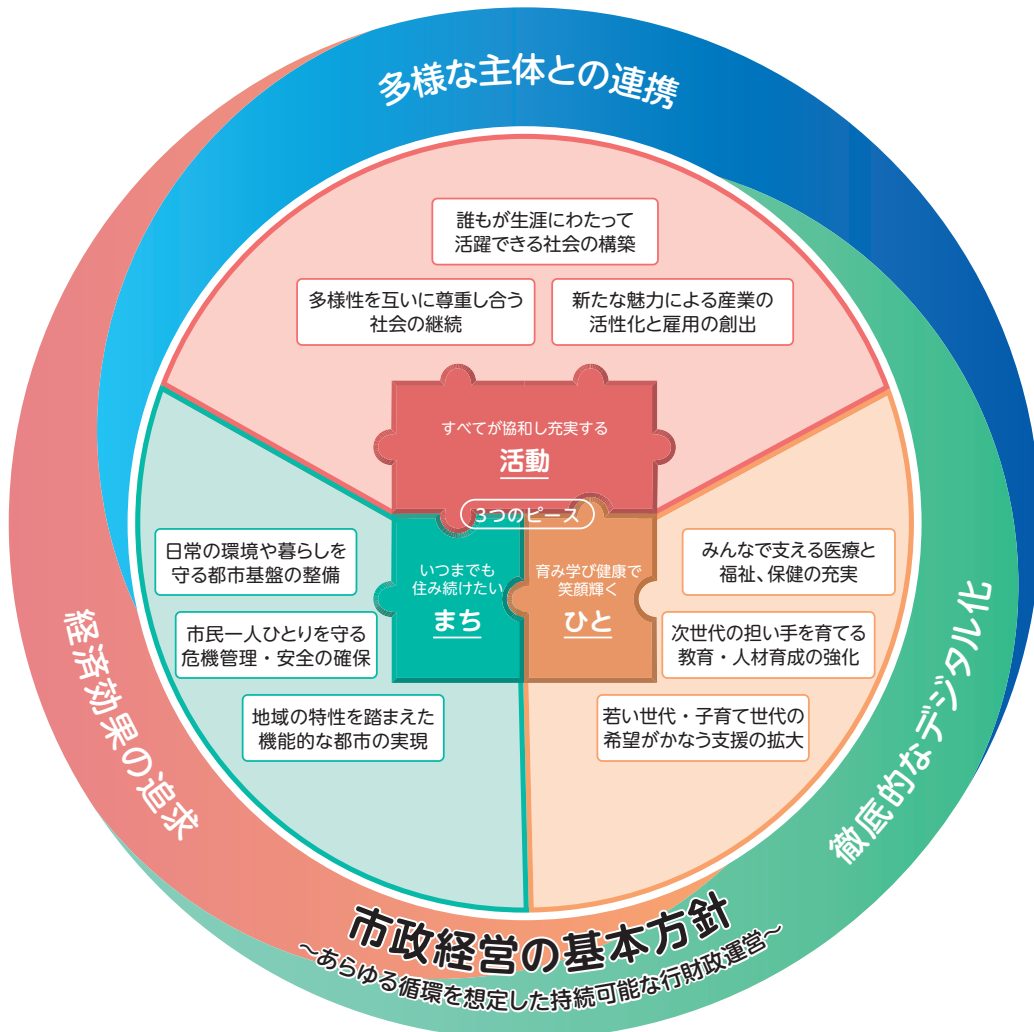
まちづくりの根幹を成す「まち」と「ひと」、そしてそれらから生み出される「活動」は、相互作用に深く根差しています。

これらが密接に関連し合い、循環することにより、将来都市像に掲げた、「多彩」かつ「豊か」な「交流」が「広がる」まちの実現を目指します。

将来都市像

多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野

習志野市基本構想





第1章



いつまでも住み続けたい 「まち」

すべての市民が便利で充実した暮らしができるまちを目指し、都市基盤の計画的な整備と適切な維持管理に取り組むとともに、循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた活動など、環境にやさしいまちづくりを推進し、暮らしにゆとりと豊かさをもたらします。

また、ハード面とソフト面の両面から防災・危機管理体制や防犯、交通安全対策の強化を図ります。

さらに、都市機能の最適配置や新しいまちづくりに取り組むとともに、居住や産業等の都市機能と自然環境がバランス良く調和した土地利用を進め、まちの魅力や可能性を最大限に高めます。

まちづくりの方向性

第1節 日常の環境や暮らしを守る都市基盤の整備

- 各地域の実態を踏まえた道路や上下水道、ガス、公園などの都市基盤の計画的な整備を進めるとともに、整備した施設を長期的に適切に維持管理することで、市民が安全で快適に暮らせる環境を守ります。
- 公園、緑地、街路空間、海岸など市内にある様々な自然やオープンスペースを柔軟に活用し、まちの魅力と居心地のよい空間を創出します。
- 持続可能な社会の実現のために、様々な機会を捉え、地球環境に配慮した行動を広めるための普及・啓発活動を行い、市民や事業者の意識の向上を図り、市・市民・事業者等が一体となって循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた活動に取り組みます。
- 本市ならではの豊かな住環境を守り育てるために、市内の貴重な自然環境を大切に守り、次世代へ引き継いでいきます。

第2節 市民一人ひとりを守る危機管理・安全の確保

- いつ、どこで発生するのか予測が困難な地震や豪雨などの自然災害及び感染症の感染拡大など、市民の安全・安心を脅かす様々なリスクから市民の貴重な生命や財産を守るため、防災・危機管理体制をハード面とソフト面の両面から強化します。
- 一人ひとりのライフステージに応じた段階的かつ体系的な防犯知識の習得を推進し、市民の防犯意識の向上を図るとともに、地域の防犯体制を強化します。
- また、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の発生場所や形態、原因等に応じた交通安全対策に取り組みます。

第3節 地域の特性を踏まえた機能的な都市の実現

- 市民の日常を支える生活サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、コンパクトな市街地の維持・形成を図り、地域の課題に応じた都市機能を最適に配置します。
- それぞれの地域の特性を踏まえ、市街地の再開発や土地区画整理事業などによる新市街地の整備や新習志野駅勢圏の土地活用など、土地利用の促進も含めた新しいまちづくりに取り組みます。
- 施設や設備の老朽化が進んでいる共同住宅など、まちの再生に取り組み、地域の活力の維持、増進を図ります。
- 地域の交通需要に合った移動手段の確保や公共交通との連携を強化し、誰もが便利に生活できる環境を整えます。



第2章



育み学び健康で笑顔輝く 「ひと」

生涯にわたって健康で元気に暮らし続けることができるよう、医療と福祉、保健の充実を図ります。また、こども・若者が持つ可能性を最大限に引き出し、自らの夢や希望を実現できるよう、教育、学習環境や人材育成の拡充を図るとともに、誰もが子育てをしやすい環境を整え、支援体制を強化します。

さらに、市民一人ひとりが互いに支え合いながら、未来を担うこども・若者から高齢者まで、すべての世代が輝き、躍動するまちを実現します。

まちづくりの方向性

第1節 みんなで支える医療と福祉、保健の充実

- 市民が自分自身の健康づくりに積極的に取り組めるよう、ボランティア、関係機関と連携して環境の整備に取り組むとともに、健康教育や相談の機会の提供、各種健康診査・検診の充実、保健・医療サービスの提供体制の強化など、きめ細やかな支援を実施します。
- すべての市民が生涯にわたって元気に過ごせるよう、からだ・心・歯の健康づくりや、介護予防、認知症予防に力を入れ、健康寿命の延伸を目指します。
- 医療機関や福祉施設、地域住民、市が連携して、支援が必要な人たちを地域全体で支え合い、助け合える環境づくりを推進します。

第2節 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化

- 急速に変化する社会の中で、次世代を担うこども・若者が自分らしい生き方を見つけ、充実した人生を送るために、一人ひとりの個性を大切にするとともに、自分の可能性を信じ、未来に希望を持てるような教育環境や人材育成を拡充するとともに、本市への愛着を育みます。
- こども・若者が、自分らしく心身ともに健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域社会が一体となって支える体制を強化し、学びの場だけでなく心のケアの支援を充実させます。

第3節 若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大

- 若い世代や子育て世代に対して、一人ひとりのニーズに的確に応える支援サービスの量的、質的な充実を図り、きめ細かなサポートを提供します。
- こどもの成長や家族のライフステージに合わせた効果的な情報提供や各種相談体制を整え、保護者に寄り添い、関係機関と連携しながら解決に導く体制を強化します。
- 働き方をめぐる環境が変化している中、多様な保育サービスをより一層充実させるとともに、これを支える保育人材の安定確保や定着化を図ります。



第3章



すべてが協和し充実する 「活動」

地域の中で国籍、人種、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、平和を願いつつ市民同士がつながり、協力し合い、自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

また、様々な世代や立場の市民が主体的に学べる環境の充実や社会参加の機会拡大を図ります。

さらに、新たな時代に対応した地域産業の振興を積極的に支援し活性化を図るとともに、地元での雇用創出と若者の定住促進を目指します。

まちづくりの方向性

第1節 多様性を互いに尊重し合う社会の継続

- 家庭・学校・職場・地域社会などあらゆる場面において、国籍や人種、性別、年齢、障がいの有無等にとらわれず、すべての市民がお互いの多様な考え方や価値観を認め合い尊重することで、平和で誰もが自分らしくいきいきと活躍できる社会の実現を図ります。
- 今後の人口減少社会において、地域社会の活力の維持・増進を図る上で担い手となり得る外国人にも住みやすいまちとなるよう、学ぶ、住む、働く、家族を形成するなど、こどもから大人まで外国人一人ひとりのライフサイクルに応じた面的な施策を実施します。

第2節 誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築

- 誰もがいつまでも安心して働ける職場環境の整備や、地域社会で積極的に活動・交流できる機会や場の提供など、生涯を通じて自分の能力を発揮し、社会で活躍できる環境づくりを推進します。
- 生涯にわたって生きがいを持ち続け、いきいきと豊かな生活を送ることができるよう、市民のニーズに応じた多様な分野における学びのきっかけづくりや、それぞれの興味、関心やライフスタイルに応じて、自ら学び、成果を発揮する機会や場の提供、文化・芸術・スポーツに親しみ、活動できる環境の充実を図ります。

第3節 新たな魅力による産業の活性化と雇用の創出

- 時代の変化や多様化する消費者ニーズに対応した商業の振興を図るとともに、最先端のテクノロジーを活用した生産性の向上や、新製品・サービスの開発に対する支援を強化します。
- また、本市産業の中心的な存在である中小企業や小規模事業者が抱える様々な課題に対応した柔軟かつ継続的な支援に取り組みます。
- 中小企業の支援等による市内産業の強化により、新たな雇用創出に繋げるとともに、優れた交通アクセスを活かした良質な就業環境の創出と確保を図り、若者の定住を促進します。
- また、すべての人が生きがいを持っていきいきと安心して働くことができるよう、良好な雇用・就労の環境づくりを進めます。
- 各地域の商店と大型店等の共存・共栄を図りつつ、回遊性の向上や店舗同士の連携、イベントの開催等を通じた市民参加による地域産業の活力の創出を図ります。
- 限られた農地を効率的に活用し、農業従事者が安心して営農できるよう支援します。



V 市政経営の基本方針

将来都市像の実現に向けて、施策や事業を進めるために共通して踏まえるべき事項として、市政経営の基本方針を以下のとおり定めます。

「あらゆる循環を想定した持続可能な行財政運営」

本市に関係するすべての施策や事業は、それぞれが主体的に動いていますが、それらが相互に作用して経済的な効果を生み出し、様々な形で本市に還ってくることを深く認識し、将来にわたる持続可能で安定的な行財政運営を目指し、次に掲げる内容を踏まえた行政マネジメントを推進します。

多様な主体との連携

NPO、ボランティア活動団体、企業、学校、町会、自治会などと互いに連携、協力し、適切な役割分担と責任に基づき、公共サービスを担い合う「協働」によるまちづくりを、これまで以上に推進します。

その上で、本市がプラットフォームとしての役割を果たし、各主体が持っている情報・知識の共有や円滑なコミュニケーションが行える環境づくり、長期的な視点で課題を解決するための持続可能な体制を構築し、地域の強みを活かしたまちづくりを進めます。

徹底的なデジタル化

デジタル技術の活用を徹底的に進め、業務の効率化と財源や職員など限りある行政の経営資源を最適に配分することで、利便性の向上や個別のケースに応じた必要な市民サービスの充実を図るとともに、市民のあらゆるニーズに迅速かつ柔軟に対応します。

なお、デジタルに不安を抱える市民のサポートを強化するなど、すべての市民が安心して利用できる環境をつくり、デジタル技術の活用による格差をなくすことを目指します。

経済効果の追求

あらゆる場面において、経済循環を念頭に最大の効果を得られるよう、行財政改革や時代に適合した市民サービスを提供できるようにするための効率的、効果的な公共施設の再生、再配置、職員の労働環境の整備や働き方改革などを引き続き実施するだけでなく、広域的な連携など、固定観念や前例にとらわれず、新しい視点や発想を行財政運営に積極的に取り入れます。

習志野市 前期基本計画



I 財政計画

II 市政経営の基本方針

III 前期基本計画(施策分野別計画)

IV 人口ビジョン

V 地方版総合戦略



I

財政計画

「I 財政計画」では、前期基本計画の終期である令和 15 年度までの財政運営の見通しを示しました。

前期基本計画に掲げる各施策の推進にあたっては、今後の社会動向や人口推移を踏まえながら、的確な財政見通しのもと、計画的に進めていく必要があります。

前期基本計画の策定にあたり、本計画の終期である令和15（2033）年度までの財政運営の見通しを示す財政計画を作成しました。

本財政計画は、令和8年度当初予算編成時点における国・県の制度を前提に、過去の歳入・歳出の伸び率などを参考として推計した財政予測に基づくものです。

なお、「習志野市前期市政経営プラン」での取組による財政効果を含んだ上で、「習志野市前期第1次実施計画」や「習志野市公共施設等総合管理計画」などに基づく事業費を見込むとともに、新たな建設事業に伴う地方債の償還費（公債費）についても算入しています。

具体的には、歳入において、市税では、現行制度を前提としつつ、人口推計における生産年齢人口の推移などを踏まえて見込み、普通交付税については、市税収入などと連動して交付水準を見込んだほか、国・県支出金や市債など、歳出の推計に連動するものは、その財源として見込んでいます。歳出において、人件費は、現行の給与制度を前提とし、職員数を「第2次習志野市定員管理計画」に基づき推計しています。扶助費は、過去からの伸び率を基に年少人口、高齢者人口の推計に連動して見込み、普通建設事業費は、「習志野市公共施設等総合管理計画」における事業費等に基づき推計しています。その他の経費については、現行の制度を前提とし、人口推計や過去の伸び率などを基に見込んでいます。

本計画期間においては、公共施設の老朽化対策などに伴う普通建設事業費や公債費が多額となることから、公共施設等再生整備基金をはじめ、公債費に充てる市債管理基金など、各基金からの繰入金を活用した財政運営が見込まれます。

今後は、DXの導入による業務効率化や市民サービスの向上、経済効果を意識した行財政改革を通じて、時代に適合した市民サービスを提供するとともに、持続可能で安定的な行財政運営のため、さらに踏み込んだ歳入増加と歳出抑制策を検討し、取り組んでいくことが必要不可欠です。

区分（単位：百万円）		令和8 （2026） 年度	令和9 （2027） 年度	令和10 （2028） 年度	令和11 （2029） 年度	令和12～令和15 （2030～2033） 年度	令和8～令和15 （2026～2033） 年度
歳入	自主財源						
	市税	32,707	32,854	33,233	33,569	137,645	270,008
	使用料及び手数料	1,282	1,285	1,367	1,372	5,751	11,057
	繰入金	5,063	4,060	2,712	1,593	1,681	15,109
	その他	3,859	3,727	3,821	3,889	16,224	31,520
	計	42,911	41,926	41,133	40,423	161,301	327,694
	依存財源						
	国・県支出金	20,636	20,566	20,742	19,422	78,762	160,128
	地方交付税	2,801	2,978	3,045	3,071	12,553	24,448
	市債	7,465	9,240	8,912	4,100	15,290	45,007
その他	6,637	6,790	6,923	6,987	27,948	55,285	
計	37,539	39,574	39,622	33,580	134,553	284,868	
合計	80,450	81,500	80,755	74,003	295,854	612,562	

歳出	人件費	16,776	16,530	16,667	16,102	64,729	130,804
	扶助費	20,130	20,158	20,235	20,379	82,564	163,466
	公債費	5,929	6,310	6,224	6,237	24,513	49,213
	物件費	13,606	13,508	13,533	13,645	55,671	109,963
	繰出金	5,419	5,445	5,435	5,412	21,558	43,269
	普通建設事業費	12,632	14,045	13,247	6,868	25,050	71,842
	その他	5,958	5,504	5,414	5,360	21,769	44,005
合計	80,450	81,500	80,755	74,003	295,854	612,562	

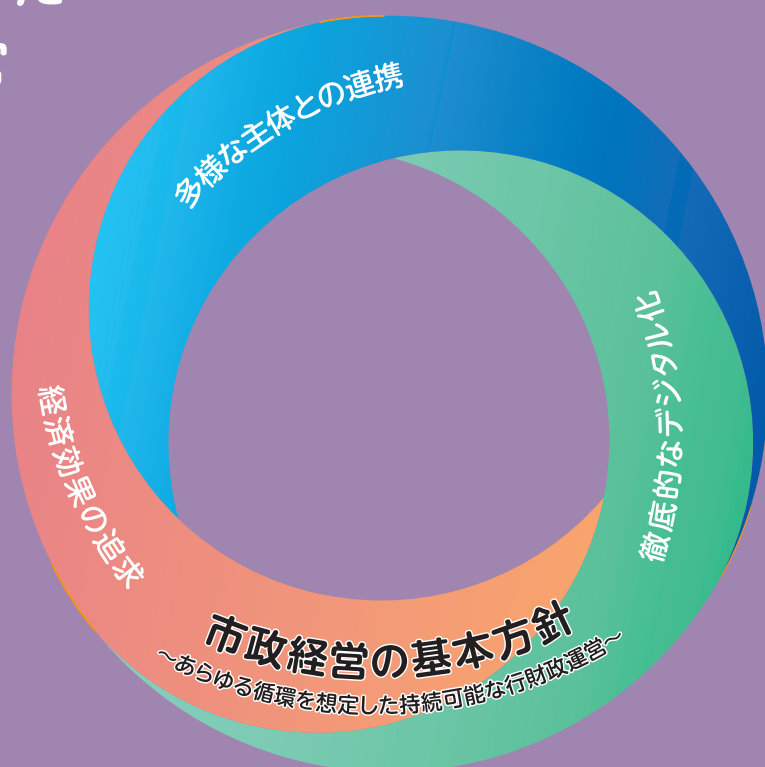
※新清掃工場の建設に関する事業費につきましては、令和8年度に事業内容の再検討を行うこととしたことから、本計画には含まれていません。

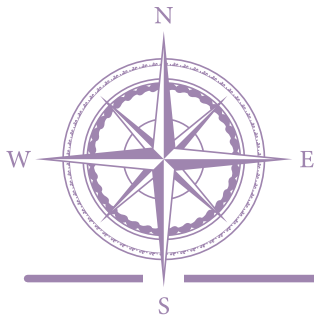
II

市政経営の基本方針

あらゆる循環を想定した 持続可能な行財政運営

「II 市政経営の基本方針」は、基本構想の将来都市像の実現に向けて、すべての施策や事業を進めるうえで共通して踏まえるべき内容です。3つの基本方針それぞれの現状・課題を踏まえ、計画期間中に行う施策横断的取組を示しました。





基本方針

多様な主体との連携

計画策定時の現状

現在、本市では市民との市政情報の共有や市政の透明性を確保するため、広報習志野などの活字メディア、市ホームページやSNSなどのインターネット、テレビ広報「なるほど習志野」やYouTubeなどの映像メディア、定例記者会見などによる定期的な情報発信を行っています。

令和6（2024）年度に実施した「市民意識調査」によると、市情報の入手手段の利用状況について、全13項目中、利用者の割合が最も高かったのは「広報習志野」の58.9%、以下、「市公式ホームページ」の43.4%、「地域の回覧板」の37.8%、「市公式LINE」の33.5%の順であり、これら以外の項目の利用者割合は30%未満となっています。

同調査におけるインターネットの利用頻度については、「ほぼ毎日」は10～50歳代では90.0～100.0%に上っていますが、60歳代（87.9%）からは90%を下回り、70歳代後半では40.1%に低下しています。また、80歳代では「利用できない」が45.1%と半数近くを占めています。

市民の声を広く吸い上げ、市政運営に活かすために、「市長へのメール・手紙」や「キャッチボールメール」、市長自らが地域に足を運び市民の皆さんと顔を合わせながら対話をする「タウンミーティング」などによる広聴活動に取り組んでいます。

また、本市では、市民・市民活動団体（NPO、ボランティア活動団体、町会・自治会など）、企業・学校等と行政が、互いの特性を理解し、対等な立場で共通の目標を達成するために協力・協調すること、いわゆる「市民協働」によるまちづくりを推進してきました。

近年、市民協働を支える主体の1つである市民活動団体のうち、市民協働インフォメーションルーム¹³登録団体は、令和元（2019）年3月末の79団体から令和7（2025）年3月末の44団体に減少しています。また、市民協働インフォメーションルームの利用者数も令和元（2019）年度の1万389人から令和6（2024）年度の3,047人に減少しています。

13 市民活動団体の情報収集と発信の場・交流の場・作業の場・出会いの場・協働推進の場。

主要課題

- 市民と行政の情報の共有化を推進し、市民協働によるまちづくりに結びつくよう、必要とする情報を確実に届け、また、市民がその情報に確実にたどり着けるよう、年齢層の違いによる特徴を踏まえながら、多様な媒体を活用した情報提供の充実を図る必要があります。
- より多くの市民が気軽に市政に対する意見や提案などを寄せることができるよう、広聴活動の機会の充実に努める必要があります。
- 今後さらに多様化・個別化していくと見込まれる地域課題の解決に向けて、分野を横断した形態で、市政への市民参画や多様な主体との協力・協調に根ざした市民協働によるまちづくりを推進する必要があります。
- 市民活動団体では、高齢化や担い手不足により活動の停滞が課題となる一方、若年層を中心にSNS等を活用した新たな活動が自立的に展開しており、これら双方の状況を的確に把握し、市民活動全体の活性化を図ることが求められています。

基本方針推進のための取組の方向性



互いを知り尊重し合う「協働」の推進

市民と行政の双方向によるコミュニケーションが活発なまちにするとともに、より良い地域社会を形成するために、広範な分野において多様な主体が相互に補完・協力し合うまちづくりを推進します。

基本方針を推進するための施策横断的取組は、以下のとおりとします。

I. 広報・広聴機能の充実

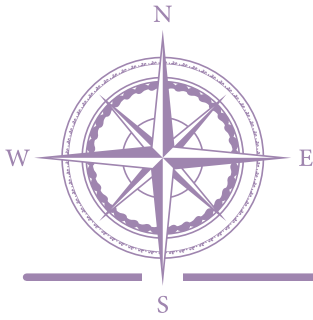
- 広報紙や回覧板などの紙媒体のほか、市ホームページやSNSなどのインターネット、テレビ広報「なるほど習志野」など、様々な情報媒体を積極的に活用することで情報格差を縮小し、誰もが市政情報を「知りたいとき」に、「容易」に入手できるようにします。
- 市政に興味がない、忙しいなどの理由で市政情報が行き届かない層に対し、様々な担い手や媒体を活用しながら、視覚的に分かりやすく情報を伝えるための広報活動を強化し、市政に対する興味・関心を喚起します。
- 今後も引き続き、市長へのメール・手紙、キャッチボールメール、タウンミーティングなど、様々な機会を捉えた市民の意見・提案などの把握に努めます。
- 計画や条例等の策定過程において、パブリックコメントや市民説明会、アンケート調査による意見収集に加え、インターネットを活用して意見・提案などを募り、より多くの市民意見を反映できるように努めます。
- 市民及び市民活動団体による活動の多様化に対応するため、積極的に活動主体や活動内容の情報把握に努め、庁内への共有を図ります。

2. 「市民協働」を推進する仕組みの強化

- 「習志野市市民協働基本方針」に基づく具体的な施策や取組の検討・評価を行う、市民協働推進委員会から寄せられた意見を、今後の市民協働施策に活かしていきます。
- 市民活動の拠点である「市民協働インフォメーションルーム」の効果的な周知に努め、市民などからの市民活動及び市民協働に関する相談に対応するとともに、「市と様々な主体」「様々な主体間」などのコーディネーター及びファシリテーターとしての役割を果たします。
- 市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対する、活動資金の補助・助成制度について、当該団体のニーズの把握に努めながら、より活用しやすい制度となるよう、適宜見直しを行います。
- 庁内が一体となり、より組織的に市民協働を推進するため、地域担当制やまちづくり会議に加え、市が積極的に新たな情報把握に努め、市民協働に対する理解促進と取組の推進を図ります。
- 多様な市民活動の実態を把握し、既存団体と新たな活動者の双方を支援する体制を整え、世代や活動分野を超えた連携の促進に取り組むことで地域の自発的な協働を推進します。
- 市民活動の効率的な運営と担い手育成のため、市民活動への関心を高める事業や、既に市民活動に参加している人を対象に能力向上を図るための研修などを開催します。
- 市民活動団体間の交流を深め、お互いの特性を活かした活動に発展するよう、市民協働インフォメーションルーム登録団体同士が意見交換などを行う機会を確保します。

■関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市市民協働基本方針／令和2（2020）年4月改訂



基本方針 徹底的なデジタル化

計画策定時の現状

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行下では、感染リスクを回避するため、各種申請・届出のオンライン化や非対面での行政サービスの提供、内部事務のペーパーレス化などの必要性が飛躍的に高まったものの、国・地方を問わず、依然として書面主義、対面主義からの転換が進まないなど、行政全般でデジタル化が遅れている実態が顕わとなりました。

このような状況下、国は、令和2（2020）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

同ビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う市区町村の役割が極めて重要とされており、各自自治体ではまずは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術の活用により業務を効率化して、人的資源を最適に配分するとともに、デジタル技術やデータの活用を通じて、住民の利便性を高めることが求められています。

本市が令和4（2022）年度に行政の手続きやサービスのデジタル化に関する市民意向の把握を目的に実施した「デジタル化に関する市民アンケート結果」によれば、「行政手続きや行政サービスのデジタル化が進むことを期待している」との回答が約8割（83.5%）を占めています。

主要課題

- マイナンバーカードの利用を含む各種申請・届出のオンライン化はもとより、オンライン相談、オンライン講座、見守りサービスなど、最新のデジタル技術の実用化の動向や費用対効果を見極めながら、適時適切にデジタル技術を導入、活用することで、市民の暮らしに必要な行政サービスを持続的かつ安定的に提供する必要があります。
- 併せて、財源・職員など限りある行政資源のもと、行政全般にわたってAI（人工知能）などを積極的に導入、活用することで、事務の簡素化・効率化を大幅に進め、市職員が本来担うべき難易度の高い専門的な業務に集中できる職場環境を整備する必要があります。

基本方針推進のための取組の方向性



行政サービスの革新と利便性向上のための取組の推進

デジタル技術の可能性を最大限に引き出し、市民がより便利に行政サービスを利用できるよう、将来に向けて新しい行政サービス（付加価値）を生み出すとともに、デジタルの力で、より利便性の高い身近な行政を目指し、市民一人ひとりがその便利さを実感できるまちづくりを進めます。

基本方針を推進するための施策横断的取組は、以下のとおりとします。

1. 最新のデジタル技術の積極的な導入、活用

- 市民の利便性の向上と業務の効率化及び高度化を同時に推進するため、行政全般にわたって前例にとらわれることなく、デジタル技術の積極的な導入、活用を推進します。推進にあたっては、マイナンバーカードの利活用についても検討を行い、その特性に応じて活用を図ります。
- 各公共施設や窓口におけるキャッシュレス決済、電子申請手続きに対応したオンライン決済を推進します。

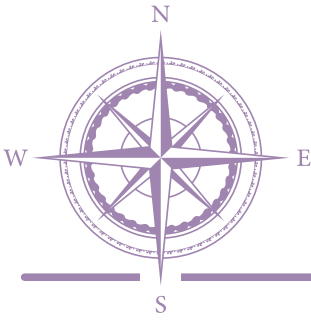
2. 誰一人取り残さないデジタル化の推進

- デジタル技術の実践的な導入、活用について、庁内で周知を図り、市役所全体で積極的にDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するためのけん引役を担う人材の育成を図ります。
- パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の取扱いに不慣れな高齢者などに対し、デジタルデバイド¹⁴対策を講じることにより、市民が等しくデジタル技術の恩恵を受けられるようにします。

■関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市前期市政経営プラン／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野dXスタイル／令和5（2023）年度策定

14 情報通信技術（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人と、できない人との間に生じる情報格差のこと。



基本方針 経済効果の追求

計画策定時の現状

本市では、これまで自立的都市経営の推進を目的に、行財政改革の目標や基本的方向などを定めた「経営改革大綱」を策定し、経営改革の取組を推進してきました。公共施設の再生や財政健全化を掲げ、人口増加を前提とした旧来の思考から脱却し効率的かつ効果的な投資を行う一方で、新しいまちづくりなどを推進し、中長期的な視点からバランスのとれた行財政運営に取り組んでいます。

行財政改革の現状について、「経営改革大綱」における年度別の進行管理を行う実行計画「改革工程表」では、近年、行財政改革に係る取組は増えているものの、達成率は60%前後の横ばいが続いています。

また近年の財政状況を見ると、本市の財政運営の健全性を測るための主要な財政指標のうち、財政力の豊かさを判断する指標であり、標準的な行政活動を行うために必要な財源をどのくらい自力で調達できるのかを示す「財政力指数」は、平成7（1995）年度の1.02をピークに“1”¹⁵を下回る状況が続いており、令和5（2023）年度では0.89となっています。また、財政構造の弾力性を判断する指標であり、経常的に収入される財源と毎年度必ず支出しなければならない経常経費を比べたもので、この比率が低いほど弾力性が大きいことを示す「経常収支比率」は上昇傾向であり、令和5（2023）年度では96.9%となっています。

今後、本市では総人口が大きく減少するリスクは少ないものの、少子超高齢化の進展によって、生産年齢人口（15～64歳）が減少し、税が減収となる一方、65歳以上の高齢者が増加し、介護サービスや医療に多額の財源が必要になることが予測されます。

また、公共施設等の老朽化問題に対応するため、これまで各種計画を策定し、計画的な公共施設再生の取組を進めてきましたが、労務単価の上昇や建築資材の高騰等による事業費の増加への対応が求められています。建築後30年以上経過した公共建築物の延べ面積の割合は、これまでの取組により、減少しているものの、令和7（2025）年3月末現在で約7割（68%）となっています。

さらに近年、価値観の多様化が進む中で、様々なライフスタイルを持つすべての職員が、仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備していくことが必要不可欠です。特に長時間労働の是正や育児への取組等については、令和7年度より、「習志野市職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に基づき、各施策に取り組んでいます。

15 財政力指数が1を超える場合、当該自治体は税込等が豊かと判断され、地方交付税（普通交付税）の不交付団体となるが、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能とされている。

主要課題

- 将来の予測が困難な時代にあっても、市民から信頼される市であり続けるため、これまでの慣習や前例にとらわれず、各部署の創意工夫を凝らした実効性の高い施策、事業の推進に努める必要があります。
- 将来にわたって持続可能な財政運営を行うためには、行財政改革の強化、徹底により、より強靱な行財政基盤を構築する必要があります。
- 公共建築物をはじめ、道路、上下水道などのインフラ施設を含めた公共施設等の更新には多額の費用を要することから、限られた財源の中で適正な公共サービスを提供できるように、公共施設再生の取組を進める必要があります。
- 自立的な都市経営の推進を支えるすべての職員がその健康を維持し、意欲と能力を最大限に発揮しながら、効率的に働ける職場環境づくりに努め、組織力の向上を図る必要があります。

基本方針推進のための取組の方向性

新たな発想やアイデアを積極的に取り入れた施策、事業の推進

市役所で働くすべての職員が目的・目標をしっかりと共有し、時機を捉えた市の施策や事業の推進が市民活動や事業活動の新たな展開につながり、それらの活動の成果が市の持続可能な発展に資することを意識しながら、中長期的な視点をもって施策展開を行います。

基本方針を推進するための施策横断的取組は、以下のとおりとします。

1. 経済効果を意識した事業の推進

- 人や資源がつながり交流することが地域に活力を与えることを意識した施策立案に取り組みます。
- 市民の活動を把握したうえで地域における活発な活動を促すことにより、多様な交流が広がることを意識した施策立案に取り組みます。
- 様々な交流により地元産業が活性化するという、経済波及効果や循環を意識した施策立案に取り組みます。
- 例外を設けず、すべての職員から事業改善や新規事業に係る提案を広く募り、前例にとられない新しい視点による提案を積極的に採用します。
- 本市を取り巻く社会環境の急速な変化に的確に対応し、多様化・個別化する行政課題に柔軟に対応するため、関係部署の積極的な連携や横断的な取組を推進します。
- 大規模災害対応やデジタル技術の共同利用など、本市が単独で解決することが困難な行政課題や市民の生活圏域の広域化などに対応するため、各種協議会に参加し、国、千葉県、近隣自治体との連携や協力によるまちづくりを推進します。
- 行政の枠組み内での検討にとどまることなく、民間団体等の外部からも知見を得ながら、実効性の高い施策を推進します。

2. 行財政改革の推進、徹底

- すべての職員が今後より一層厳しさを増していく財政状況を正しく認識し、全庁一丸となって前期市政経営プランに基づく行財政改革を計画的かつ着実に推進します。
- 行政評価によって、実施計画に位置づけた基本施策の目標値と現状値の乖離状況及び要因を分析することにより、事務事業の継続的な改善・改革を推進するとともに、予算との連動を図ります。
- 市税や公共料金の収納率の向上に努めるとともに、ふるさと納税に係る取組の強化、公金の効果的な運用及び市有財産の有効活用などにより、安定した自主財源の確保を図ります。
- 社会環境の変化を捉えながら、市民ニーズに柔軟かつ機動的に対応できるよう、職員の資質向上及び施策立案能力の開発を図ります。
- 業務委託やDXの推進による業務の効率化を図り、今後の人口減少社会、少子超高齢社会を迎える中で、業務の遂行のために必要な人員の確保及び定員の適正化を図ります。

3. 公共施設等の再生、再配置

- 今後の人口動向や施設の利用状況などを踏まえ、多機能化や複合化を推進するとともに、施設の統合を含めた保有総量の圧縮を推進します。
- 更新に係る費用の低減や平準化を図るため、計画的な予防保全に努め、施設の長寿命化を推進します。
- 公共施設等再生の実行性の確保に向け、将来を担う子どもや若者¹⁶も含めた市民の共感を得るため、情報共有等の強化を図り、「共有」・「共感」の環境づくりに取り組みます。

4. 職員の労働環境の整備や働き方改革

- 職員の意識改革、業務の見直し、休暇取得の促進など様々な取組を行うことにより、長時間労働の是正を図ります。
- 国や千葉県、近隣自治体の動向を注視しながら、職員の多様な働き方を可能にする各種制度の調査・研究に取り組みます。
- 来庁者などからの著しい迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」から職員を守るための取組を進めるとともに、各種ハラスメントに係る職員からの苦情相談に対応するため、庁外の第三者による相談窓口の設置について調査・検討を行います。

■関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

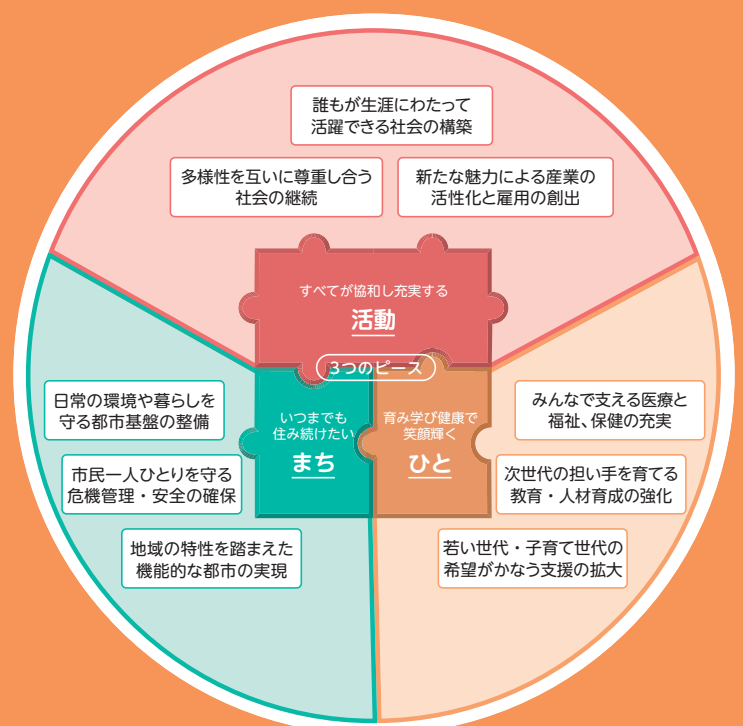
- ・ 習志野市前期市政経営プラン／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 第2次習志野市定員管理計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市公共施設等総合管理計画／令和7（2025）年度改訂
- ・ 第3次公共建築物再生計画／令和8（2026）年度～令和23（2041）年度
- ・ 習志野市職員のワークライフバランス推進プラン／令和7（2025）年度～令和16（2034）年度
- ・ 習志野市職員の人材育成・確保基本方針／令和8（2026）年度～

16 こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と定義され、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を総称しています。本計画では、乳幼児から18歳（高校生相当）までを「こども」、それ以上の年齢のうち、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある概ね29歳までを「若者」と呼称します。なお、「こども」の表記については、原則ひらがな表記を用いますが、法令等に基づく場合や、一般的に用いられている固有名詞の場合は、その表記を用いるものとします。


Ⅲ

前期基本計画 (施策分野別計画)

「Ⅲ 前期基本計画（施策分野別計画）」は、基本構想で示した将来都市像を実現するための具体的な施策を示すものです。基本構想で掲げた「将来都市像を実現するための3つのピース」を具現化していくため、施策分野別に施策の目的（目指すまちの姿）を明らかにするとともに、計画期間中の取組施策を示しました。



基本構想		前期基本計画			担当課	
将来都市像を実現するための3つのピース（章）	まちづくりの方向性（節）	基本施策（項）	取組施策（号）			
 <p>いつまでも 住み続けたい 「まち」</p>	(1) 日常の環境や暮らしを守る都市基盤の整備	1-1-1 道路	1	幹線道路網の整備	道路つくる課・都市計画課	
			2	生活道路網の整備	道路つくる課	
			3	道路・橋梁の維持管理の徹底	道路なおす課	
		1-1-2 ガス・水道・下水道	1	ガスの安定供給	営業料金課・ガス水道建設課・ガス水道供給課	
			2	水道水の安定供給	ガス水道建設課・ガス水道供給課	
			3	下水道の整備・維持管理による公衆衛生・生活環境の向上	下水道課	
			4	企業局舎の更新及びサービスの向上	公営企画課	
		1-1-3 公園・緑地	1	公園や緑地の適正な配置及び管理・運営	公園緑地課・環境保全課	
			2	貴重な緑地の保全・活用	公園緑地課	
		1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	1	脱炭素社会の実現	環境保全課	
			2	生活環境の保全	環境保全課	
			3	都市環境の美化と保全	クリーン推進課	
			4	谷津干潟の保全と活用	環境保全課	
			5	自然景観を活用した魅力の創出	公園緑地課・環境保全課	
			6	環境教育・環境学習	環境保全課・クリーン推進課	
	1-1-5 循環型社会	1	循環型社会の形成（3Rの推進）	クリーン推進課		
		2	廃棄物の適正処理	クリーン推進課・クリーンセンター管理課・新清掃工場建設課		
	(2) 市民一人ひとりを守る危機管理・安全の確保	1-2-1 防災・危機管理	1	防災・危機管理意識の啓発	危機管理課	
			2	地域防災力の向上	危機管理課	
			3	緊急事態への即応性の保持	危機管理課	
		1-2-2 消防・救急	1	火災予防対策及び消防力の強化	消防総務課・予防課・警防課	
			2	救急体制の充実	警防課	
		1-2-3 防犯・交通安全	1	犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進	くらし安全課	
			2	交通安全教育の推進・交通安全施設の整備	くらし安全課・道路なおす課	
		1-2-4 消費生活	1	安心して消費生活相談のできる体制づくり	くらし安全課（消費生活センター）	
			2	自立した消費者となるための消費者教育の推進	くらし安全課（消費生活センター）	
		(3) 地域の特性を踏まえた機能的な都市の実現	1-3-1 コンパクトなまち	1	コンパクトな生活圏の維持と形成	都市計画課
				2	駅周辺の整備による賑わいの創出	都市再生課・都市政策課
				3	地域公共交通の確保	都市政策課
	1-3-2 市街地整備		1	新市街地の整備	区画整理課	
2			新習志野駅勢圏の活性化	総合政策課		
3			良好な市街地環境の形成	道路つくる課・都市計画課		
4			住宅施策の充実	住宅課		
5			耐震化などへの対応	建築指導課		
6			市営住宅の維持管理	住宅課		
7			分譲マンションの再生	住宅課		

基本構想		前期基本計画			担当課
将来都市像を実現するための3つのピース(章)	まちづくりの方向性(節)	基本施策(項)	取組施策(号)		
 育み学び 健康で 笑顔輝く 「ひと」	(1) みんなで支える医療と福祉、保健の充実	2-1-1 健康・医療	1	健康なまちづくりの推進	健康支援課
			2	生活習慣病予防の充実	健康支援課
			3	医療・感染症予防対策の充実と対応能力の強化	健康支援課
			4	国民健康保険の健全な運営	国保年金課
		2-1-2 高齢者福祉	1	高齢者支援体制の充実	高齢者支援課
			2	介護サービス等の充実	高齢者支援課・介護保険課
		2-1-3 障がい福祉	1	暮らしを支えるサービスの充実	障がい福祉課
			2	就労などを通じた社会参加の促進	障がい福祉課
			3	障がいのある人への理解の促進	障がい福祉課
		2-1-4 地域福祉	1	地域福祉活動の増進	健康福祉政策課
			2	生活保護などによる自立支援の推進	生活相談課
		(2) 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化	2-2-1 子ども・若者育成支援	1	乳幼児教育の質の向上
	2			子どもを守り・支える取組の推進	子ども家庭課・子育てサービス課・ひまわり発達相談センター
	3			若者の活躍を支える環境づくり	社会教育課・総合政策課・青少年センター
	2-2-2 学校教育		1	学校教育の質の向上	学習指導課・総合教育センター・学校教育課・児童生徒指導課
			2	未来につながる教育の推進	学習指導課・児童生徒指導課・総合教育センター
			3	安全・安心して魅力ある学校づくりの推進	学校教育課・学習指導課・習志野高校
			4	みんなで人を育てる体制・環境づくり	学習指導課・総合教育センター・教育総務課
			1	保育環境と保育サービスの充実	子ども政策課・子ども保育課・子育てサービス課・児童育成課
	2-3-1 子育て支援	2	地域との協働による子育て支援	子ども保育課・子育てサービス課	
		3	母子保健活動の充実	健康支援課	
3		母子保健活動の充実	健康支援課		

習志野市
前期基本計画

I

財政計画

II

市政経営の
基本方針

III

前期基本計画
(施策分野別計画)

1

2

3

第1章
第2章
第3章

IV

人口ビジョン

V

地方版総合戦略

基本構想		前期基本計画		担当課		
将来都市像を実現するための3つのピース（章）	まちづくりの方向性（節）	基本施策（項）	取組施策（号）			
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40px; margin: 0 auto;">3</div> <p style="text-align: center;">すべてが 協和し 充実する「活動」</p>	(1) 多様性を互いに尊重し合う社会の継続	3-1-1 地域コミュニティ	1	自治会等活動の持続可能性の向上	協働政策課	
			2	地域活動のデジタル化	協働政策課	
		3-1-2 人権、男女共同参画、平和	1	人権の尊重	多様性社会推進課	
			2	多様性尊重の意識の醸成	多様性社会推進課	
			3	平和啓発の促進	多様性社会推進課	
		3-1-3 多文化共生	1	多文化共生への対応	多様性社会推進課	
			2	国際交流の推進	多様性社会推進課	
		(2) 誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築	3-2-1 生涯学習	1	生涯学習の推進	社会教育課
				2	社会教育施設の再編・整備	社会教育課
	3-2-2 文化芸術・歴史		1	文化・芸術活動の振興	社会教育課	
			2	文化財の保存・活用	社会教育課	
	3-2-3 スポーツ		1	「する・みる・ささえる」スポーツの推進	生涯スポーツ課	
			2	スポーツ施設の維持管理	生涯スポーツ課	
	3-2-4 多様な生きがいづくり		1	高齢者の生きがい対策と社会参加の促進	高齢者支援課	
			2	介護予防の推進	健康支援課・高齢者支援課	
	(3) 新たな魅力による産業の活性化と雇用の創出		3-3-1 産業基盤	1	経営の安定化	産業振興課
				2	創業の強化と創業機運の醸成	産業振興課
				3	産学官連携の推進によるものづくり人材の支援	産業振興課
			3-3-2 商工業	1	商業の振興と商店街の活性化	産業振興課
		2		地域に根ざした産業の育成と担い手の確保	産業振興課	
		3-3-3 都市農業	1	持続的な農業経営の支援	産業振興課	
			2	多様な担い手の確保・育成	産業振興課	
			3	市民が農業に親しむ機会の創出	産業振興課	
		3-3-4 シティプロモーション	1	シティプロモーションの推進	シティプロモーション課	
			2	観光の振興	産業振興課	
		3-3-5 就労・雇用	1	就労・雇用の支援	産業振興課	
			2	ワーク・ライフ・バランスの推進	多様性社会推進課	

基本施策

30の基本施策（項）ごとに本市が取り組む内容を整理しています。

第1節 日常の環境や暮らしを守る

基本施策 1-1-1 道路

計画策定時の現状と主要課題

現状

- 都市計画法に基づき決定した都市計画道路のために、人や物資の移動に供する通行空用の誘導、防災機能など、極めて重要な
- 令和7（2025）年3月31日現在、のうち整備済み延長は31.17km、整っていない2市を除く県内35市の中で
- 一方、通勤・通学、買い物、散歩など、
- 令和7（2025）年3月31日現在、実
- 令和6（2024）年度に実施した「特に取り組むべきもの」については、全

計画策定時の現状と主要課題

この施策に関連する社会動向や国・県の現状、本市のこれまでの取組、8年後の目指すまちの姿を実現するために解決すべき主要課題を記載しています。

主要課題

- 本市の都市計画道路は、都市計画決定から50年以上が経過し、特に全区間未着手又はほとんどの区間が未着手の路線について一部見直しを行っており、今後も必要に応じ見直しに取り組む必要があります。
- 今後、高齢者の増加などを背景に徒歩による移動時、物理的な制約を受ける市民の増加が予測される中、高齢者のもとより、障がいのある人や子どもを含むすべての歩行者及び自転車が安全に安心して通行できる道路環境を確保するため、それぞれの幹線道路や生活道路の実態に応じた交通安全対策などを着実に推進する必要があります。
- 既存道路の老朽化の進行に伴い、橋梁・歩道橋などを含め、修繕が必要となる路線が増加していくことが見込まれる中、損傷が深刻化してから大規模修繕を行う「事後保全」から、損傷が軽微なうちに適切な対策を講じる「予防保全」の取組の徹底を図ることで、ライフサイクルコストの縮減と道路メンテナンスの効率化を同時に推進する必要があります。

関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市都市マスタープラン／平成27（2015）年度～令和16（2034）年度
- ・習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市橋梁長寿命化修繕計画／令和6（2024）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市歩道橋長寿命化修繕計画／令和7（2025）年度～令和15（2033）年度
- ・道路舗装維持管理計画／令和7（2025）年2月改訂

関連する主な個別計画

この施策に関連する個別計画を記載しています。

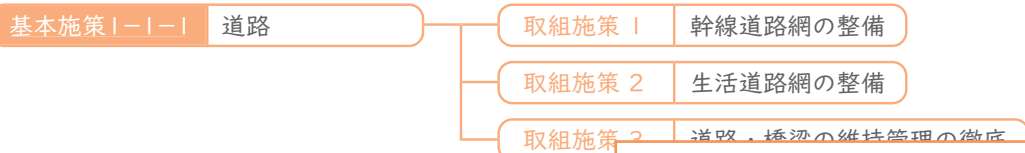
施策の目的 (目指すまちの姿)

計画期間最終年度の令和15年度(8年後)に実現を目指す姿、取組の対象(地域・市民・事業者等)がどのような状態になることを目指すのかを記載しています。

■ 施策の目的(目指すまちの姿) ●

人や車が市内を円滑に行き来するとともに、にします。

■ 施策別の体系 ●



施策別の体系

この施策における取組施策の体系を記載しています。

■ 取組施策

- 1 幹線道路網の整備
 - 幹線道路ネットワークの機能の拡充を図るため、決定した上、都市計画道路の用地取得及び沿道の整備にあたっては、道路の防災機能の向上、通行空間の確保、快適性の確保、良好な景観形成の観点から、無電柱化を推進します。
 - 財政状況が厳しさを増す中、長期未着手の都市計画道路については、当該路線を取り巻く状況の変化等を踏まえ、その整備の必要性を再評価し、継続的な見直しを行います。
- 2 生活道路網の整備
 - 誰もが快適で安全・安心に移動できる環境を整えるため、歩行者の利用が多い駅前周辺地区を中心にバリアフリー対策を推進します。
 - 地域住民の暮らしの安全性・快適性を効果的に確保するため、それぞれの路線の実態に応じた道路改良事業を推進します。
- 3 道路・橋梁の維持管理の徹底
 - 道路舗装の長寿命化や舗装の補修、修繕のライフサイクルコスト削減を目指し、道路メンテナンスの効率化を進め、点検結果を踏まえた適切な措置を講じます。
 - 老朽化している橋梁・歩道橋の健全性を回復し、全体の健全度を高めた上で、計画的に修繕を実施します。

取組施策

前述の課題解決や目指すまちの姿の実現のために、計画期間(8年間)に本市が取り組む内容を記載しています。



いつまでも住み続けたい 「まち」

第1節 日常の環境や暮らしを守る都市基盤の整備

基本施策 | - | - | 道路

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 都市計画法に基づき決定した都市計画道路は、機能的な都市活動や良好な都市環境を確保するために、人や物資の移動に供する通行空間としての交通機能をはじめ、市街地における土地利用の誘導、防災機能など、極めて重要な役割を担っている都市基盤施設です。
- 令和7（2025）年3月31日現在、本市の都市計画道路の計画延長は48.64km、このうち整備済み延長は31.17km、整備率は64.1%であり、道路事業の都市計画決定をしていない2市を除く県内35市の中で整備率は高い方から12番目となっています。
- 一方、通勤・通学、買い物、散歩など、地域住民の日常生活と密接な関わりを持つ市道は、令和7（2025）年3月31日現在、実延長294.22kmとなっています。
- 令和6（2024）年度に実施した「市民意識調査」によると、「都市整備の施策として特に取り組むべきもの」については、全16施策中（その他を含む）、「生活道路の整備」が28.4%で最も高く、また、「幹線道路の整備」も18.3%で3番目に高い回答比率となっています。

主要課題

- 本市の都市計画道路は、都市計画決定から50年以上が経過し、特に全区間未着手又はほとんどの区間が未着手の路線について一部見直しを行っており、今後も必要に応じ見直しに取り組む必要があります。
- 今後、高齢者の増加などを背景に徒歩による移動時、物理的な制約を受ける市民の増加が予測される中、高齢者はもとより、障がいのある人や子どもを含むすべての歩行者及び自転車が安全に安心して通行できる道路環境を確保するため、それぞれの幹線道路や生活道路の実態に応じた交通安全対策などを着実に推進する必要があります。
- 既存道路の老朽化の進行に伴い、橋梁・歩道橋などを含め、修繕が必要となる路線が増加していくことが見込まれる中、損傷が深刻化してから大規模修繕を行う「事後保全」から、損傷が軽微なうちに適切な対策を講じる「予防保全」の取組の徹底を図ることで、ライフサイクルコストの縮減と道路メンテナンスの効率化を同時に推進する必要があります。

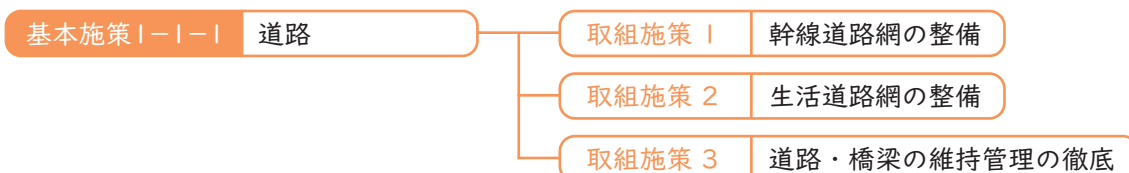
■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市都市マスタープラン／平成27（2015）年度～令和16（2034）年度
- ・ 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市橋梁長寿命化修繕計画／令和6（2024）年10月改訂
- ・ 習志野市歩道橋長寿命化修繕計画／令和7（2025）年3月改訂
- ・ 道路舗装維持管理計画／令和7（2025）年2月改訂

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

人や車が市内を円滑に行き来するとともに、誰もが安全・安心に移動することができるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 幹線道路網の整備

- 幹線道路ネットワークの機能の拡充を図るため、事業の効果等を総合的に判断して優先順位を決定した上、都市計画道路の用地取得及び整備を計画的に推進します。また、都市計画道路の整備にあたっては、道路の防災機能の向上、通行空間の安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から、無電柱化を推進します。
- 財政状況が厳しさを増す中、長期未着手の都市計画道路については、当該路線を取り巻く状況の変化等を踏まえ、その整備の必要性を再評価し、継続的な見直しを行います。

2 生活道路網の整備

- 誰もが快適で安全・安心に移動できる環境を整えるため、歩行者の利用が多い駅前周辺地区を中心にバリアフリー対策を推進します。
- 地域住民の暮らしの安全性・快適性を効果的に確保するため、それぞれの路線の実態に応じた道路改良事業を推進します。

3 道路・橋梁の維持管理の徹底

- 道路舗装の長寿命化や舗装の補修、修繕のライフサイクルコスト縮減を目指し、道路メンテナンスの効率化を進め、点検結果を踏まえた適切な措置を講じます。
- 老朽化している橋梁・歩道橋の健全性を回復し、全体の健全度を高めた上で、計画的に修繕を実施します。

基本施策 Ⅰ－Ⅰ－２ ガス・水道・下水道

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 市営ガス事業は、昭和32（1957）年に事業認可を受け、ガスの調達・販売及び施設の整備を進めてきました。本市のガス需要の約4割を占める家庭用は、ガス消費機器の効率性の向上や省エネ意識の浸透、オール電化・プロパンガスなど他燃料との競合の影響により、1世帯当たりのガス使用量が減少傾向にあるなど、現在、市営ガス事業は厳しい経営環境にさらされています。
- 水道は市民生活を支える重要なライフラインの根幹であり、将来にわたって安定的に水道水を供給するためには、人口急増期に集中的に整備した施設の老朽化や近年頻発する自然災害への対策として、施設の着実な更新・耐震化等の実施が求められる中、昨今本市では、給水収益の減少割合が有収水量の減少割合を上回るなど、更新・耐震化等に必要な財源の確保が厳しくなっています。
- 本市の水道施設について、水道事業を運営している県内全38事業者で比べると、管路の老朽化の度合いを示す「管路経年化率」（法定耐用年数を超えた管路延長の割合）は令和4（2022）年度末現在9.1%で低い方から8番目の上位、また、「基幹管路の耐震適合率」は令和3（2021）年度末現在56.3%で高い方から18番目の中位となっています¹⁷。
- 本市の下水道施設について、生活環境の衛生向上を図るために下水道の整備に努めた結果、令和5（2023）年度末現在の普及率（処理区域内人口÷行政区域人口×100）は95.6%、水洗化率（水洗化人口÷処理区域内人口×100）は98.0%の高い水準にあります。

主要課題

- 今後、ガス販売量、水道及び下水道の有収水量の減少や老朽化した施設の更新等に係る経費の増大が予測される中、持続可能な経営を推進するため、将来的な人口減少を踏まえ、施設の規模及び配置の適正化、更新・耐震化に係る費用の平準化などのほか、料金水準の適正化に取り組む必要があります。
- 各事業の経営戦略に基づき、ガス・水道の安定供給の確保、公衆衛生・生活環境の向上および持続可能な健全経営の維持を図るため、ガス・水道施設の計画的な維持管理・更新に努めるとともに、下水道施設の整備や維持管理については、将来の投資額や収益性を踏まえて適切かつ効率的なマネジメントに努め、千葉県や関係市町との協議・調整を図りながら、老朽化した汚水処理機能の広域化などの検討を進める必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 第2次習志野市ガス事業経営戦略／令和6（2024）年度～令和15（2033）年度
- ・ 第2次習志野市水道事業経営戦略／令和6（2024）年度～令和15（2033）年度
- ・ 第2次習志野市下水道事業経営戦略／令和6（2024）年度～令和15（2033）年度

¹⁷ 引用：令和6年3月29日付事務連絡 総務省自治財政局公営企業経営室「水道施設の適切な更新・耐震化等について」
 ※勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町が令和7年4月に「夷隅郡市広域市町村圏事務組合」として水道事業を統合しており、現在、県内水道事業者は35事業者となっています。
 ※令和10年度から給水開始予定の芝山町を除きます。

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

管路・施設の耐震化を計画的に進め、ガス及び水道を安全かつ安心して利用できるとともに、下水道の機能を適切に保ち、快適で衛生的に暮らし続けられるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 ガスの安定供給

- 「第2次習志野市ガス事業経営戦略」に基づき、導管を含め老朽化したガス施設の計画的な更新・耐震化を推進します。
- 更新にあたっては、財政負担が短期間に集中しないよう、市独自の目標使用年数を設定し、計画的な更新を図ります。
- 快適な市民生活を支えるエネルギー源として、市営ガスが選択されるよう、ガスの魅力を再発見してもらうためのガスフェスタなど様々なイベントを実施します。

2 水道水の安定供給

- 「第2次習志野市水道事業経営戦略」に基づき、管路を含め老朽化した水道施設の計画的な維持管理や更新・耐震化を推進します。
- 水道施設の長寿命化を考慮した更新計画を策定するほか、将来の需要予測に基づき施設の統廃合や再配置などのダウンサイジング¹⁸等の実施を検討し、財政負担の軽減を図ります。
- 更新・耐震化等の費用について必要な財源を確保するため、料金水準の適正化を図ります（令和11年4月に料金改定を予定）。

3 下水道の整備・維持管理による公衆衛生・生活環境の向上

- 「第2次習志野市下水道事業経営戦略」に基づき、管きよの適切な整備・改築及び維持管理に努めます。
- 汚水処理機能を維持するため、処理場施設やポンプ場施設の適切な維持管理及び改築を実施するとともに、広域化・共同化による施設の最適化を図ります。

4 企業局舎の更新及びサービスの向上

- 防災拠点としての機能不足、老朽化及び狭あい化など、様々な課題を抱える現在の企業局舎の早期更新を図ります。
- お客様サービスの向上に向けた、各種オンラインサービスの拡充に取り組みます。
- 検針員が検針の際に声かけを行う「検針時高齢者声かけサービス」を実施するとともに、関係部署との連携や広報紙などを活用して同サービスの効果的な周知を図ります。

18 事業の効率化を目的とした、施設の統廃合、規模・能力の減少、管路の減径・短縮等の取組のこと。

基本施策 1-1-3 公園・緑地

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 令和7（2025）年3月31日現在、本市の都市公園は、合計235か所、118.61haが供用済みであり、都市計画区域人口1人当たり換算した面積は6.78㎡/人です。
- 本市の地形は、大きく分けて平坦な埋立地と内陸部の自然地形から形成されています。このうち、埋立地には、習志野緑地に代表される公園や緑地を計画的に整備し、市内では緑の量が多い地域となっているほか、本市のシンボルでありラムサール条約の登録湿地である谷津干潟があります。
- 内陸部は、台地・段丘斜面・谷津地形・海岸平野といった変化のある自然地形が形成されており、これらのうち、段丘斜面や谷津地形などには現在も多くの緑が存在し、都市にうるおいをもたらす貴重な地域資源となっています。
- 公園や緑地などのオープンスペースは、空間的なゆとりや景観的なうるおいを備えた質の高い都市環境を保全・創出する上で欠かせない重要な要素であり、令和6（2024）年度の「市民意識調査」においても「環境の施策として特に取り組むべきもの」では、「干潟、海辺、緑、公園・緑地等、農地の活用」が26.8%で全14施策中（その他を含む）、最も高くなっているのが特徴的といえます。
- 緑道橋は、いずれも架設から約40年が経過しており、老朽化による損傷の進行が確認されています。
- 本市では、昭和47（1972）年7月に制定した「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、自然保護地区¹⁹、都市環境保全地区²⁰及び保存樹木²¹を指定するなど、市内に残された貴重な緑の保全に努めています。

主要課題

- 近年、都市公園をはじめとする公園は、人口の高齢化や都市化の進展などを背景に、利用者層が多様化しており、地域住民の憩いの場はもとより、健康促進やコミュニティ活動の場など多様なニーズに対応した管理・運営を推進する必要があります。
- 本市が平成30年度に公園施設（遊具）を対象に健全度判定調査を行った結果、遊具施設全体の約4分の1が更新や補修等の対策が必要な状況となっており、計画的な長寿命化計画の実施により維持管理費の低減及び平準化を継続的に推進する必要があります。
- 緑道橋については、経年劣化に伴う利用者や第三者への被害、落橋等による長期にわたる機能不全などを起こすことのないよう、定期的な維持管理を行う必要があります。
- 本市の緑豊かであるうるおいのある都市環境を大切に守り・活かし、市民が身近に自然とふれあえる機会が得られるよう、地域住民との連携・協働により、市内に残された貴重な地域資源である里山や水辺の保全、農地の保全に努める必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市環境基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市緑の基本計画／令和8（2026）年度～令和27（2045）年度
- ・ 習志野市公園施設（遊具）長寿命化計画／令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
- ・ 習志野市緑道橋長寿命化修繕計画／令和7（2025）年3月策定

19 樹林、草地、水面などの所在する地域であって、良好な自然環境を維持するために保護することが必要な地区（市条例）。

20 市街地またはその周辺の樹林の所在する地域であって、良好な都市環境を保持するために必要な地区（市条例）。

21 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木又は樹林のうち、市町村長が都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

誰もが安全・安心で快適に公園を利用できるとともに、日常的に緑とふれあえることで、う
るおいや豊かな暮らしを実感できるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 公園や緑地の適正な配置及び管理・運営

- 多様な市民が交流し、様々な活動を共に行える場として、公園や緑地の適正配置、既存の公園や緑地の機能向上及び魅力の創出を図ります。
- 遊具や緑道橋などの老朽化に起因する事故を未然に防止し、市民が安全・安心かつ快適に利用できる環境を維持するため、習志野市公園施設（遊具）長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に推進します。

2 貴重な緑地の保全・活用

- 緑化を推進するため、地域住民が主体となった緑化活動の啓発・支援に取り組みます。
- 地域住民との連携・協働のもと、自然保護地区や都市環境保全地区などの指定継続及び拡大により、市内に残された貴重な緑地の保全・活用を図ります。

基本**施**策 1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境

■計画策定時の現状と主要課題

現状

- 国は、令和2（2020）年10月、「令和32（2050）年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにする」すなわち「カーボンニュートラルと脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。これを受け、本市でも、令和4（2022）年6月、令和32（2050）年ゼロカーボンシティへ挑戦する「ゼロカーボンシティ習志野」を表明しました。
- 令和6（2024）年度の「市民意識調査」によると、「環境の施策として特に取り組むべきもの」については、「地球温暖化防止対策」が23.0%で2番目に高くなっています。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染といった典型7公害に係る苦情件数は、令和元（2019）年度以降、いずれも騒音が最も多く、全体の約6割を占めています。また、近年、生活環境における問題は、典型7公害に止まらず、ごみのポイ捨てや路上喫煙などの生活衛生問題、日常生活の中で発生する近隣生活公害など、多様化・個別化する傾向にあります。
- 市内には、谷津干潟や東京湾といった水辺、谷津バラ園や習志野緑地等の都市公園など、個性豊かで魅力的な景観を形成している自然環境があります。これらのうち、渡り鳥の飛来地であり、本市に残された貴重な自然の象徴である谷津干潟では、アオサの異常繁茂が問題となっています。
- このような状況下、将来にわたって持続可能な社会と暮らしを実現するためには、本市でもより多くの市民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことは極めて重要な意義を有しているといえます。

主要課題

- ゼロカーボンシティの実現に向け、行政として積極的に取り組むとともに、市民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した事業活動などの浸透及び定着を促進する必要があります。
- 近隣生活公害については、近隣関係におけるお互いのコミュニケーションや配慮が大切であることを周知する必要があります。
- 「自らのまちは自らがきれいに」という意識向上のための啓発に取り組むとともに、地域住民が主体となった美化活動が日常的かつ面的に広がるよう支援の充実を図る必要があります。
- 谷津干潟をはじめとする本市固有の自然環境は、後世に継承すべき財産として、今後も引き続き大切に守りながら、新たな活用等に取り組み、人と自然の共生空間の維持・形成を図りつつ、都市としての魅力のさらなる向上へとつなげていく必要があります。
- 幅広い世代が環境について学ぶ機会の充実を図る必要があります。

■関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市環境基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市地球温暖化対策実行計画－職員による第4次行動－／令和元（2019）年度～令和12（2030）年度
- ・習志野市緑の基本計画／令和8（2026）年度～令和27（2045）年度

習志野市
前期基本計画

I

財政計画

II

市政経営の
基本方針

III

前期基本計画
（施策分野別計画）

1

2

3

第1章
第2章
第3章

IV

人口ビジョン

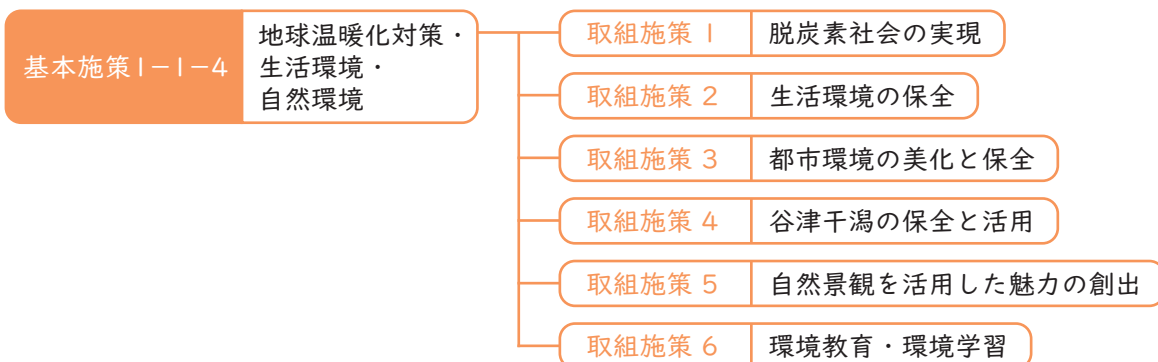
V

地方版総合戦略

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

ゼロカーボンシティの達成に向けて地域が一体となって取り組むとともに、谷津干潟をはじめとする水と緑の豊かな自然環境を将来にわたって大切に守り活かしながら自然との共生を図り、市民が良好な生活環境の中で快適に暮らせるまちにします。

■ 施策別の体系



◆ 取組施策

1 脱炭素社会の実現

- 温室効果ガスの排出を抑制するため、市が率先して自らの事務・事業について、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むとともに、家庭における再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組を支援します。
- 家庭・企業における効率的なエネルギー利用の促進や、地球環境にやさしいライフスタイル・事業活動の普及・啓発に取り組みます。

2 生活環境の保全

- 公害の未然防止のため、継続した環境調査による監視や工場等の設置時には「習志野市環境保全条例」に定めた規制基準²²を遵守するよう、指導を行います。
- 建設工事に伴う騒音・振動など、特定建設作業に係る指導件数を削減するため、速やかに現地を確認し、防止対策を講じるよう注意を促します。
- 近隣生活公害については、当事者間での話し合いで解決することを前提に、適切に状況確認や関係機関との調整を図ります。

3 都市環境の美化と保全

- 市・市民・事業者が一体となり、ごみのポイ捨てなど地域の生活環境が損なわれる行為への対策を強化し、清潔できれいなまちづくりを推進します。
- 地域の美観を保つため、空地の所有者に対する適正管理の指導に取り組むほか、未許可の屋外広告物への対策を強化します。

22 エ場や事業場などが遵守すべき公害の発生に係る許容限度のこと。

4 谷津干潟の保全と活用

- 干潟の保全と活用について、清掃活動や環境学習イベントを通じた市民の意識向上を図るとともに、地域住民や事業者が参加しやすい活動の場を提供します。
- ラムサール条約登録湿地のあるオーストラリアのブリスベン市との国際交流、関係市町村との情報共有、管理者である環境省との協働などを通じ、保全と活用に関する取組の拡充を図ります。

5 自然景観を活用した魅力の創出

- 海辺などの自然景観を活かしたにぎわいや魅力の創出を図るため、新たな民間活力の導入に向けた手法などの検討に取り組みます。
- 市民・ボランティアなど地域が主体となった美しい自然景観の保全・形成と地域の魅力向上に向けた取組を支援します。

6 環境教育・環境学習

- 自然保護や生物多様性の確保に向けた取組の輪を広げるため、谷津干潟自然観察センターの環境教育及び環境学習の拠点としての機能の維持・強化を図ります。
- 脱炭素社会の実現に向けて、こどもの環境教育をはじめ、幅広い世代が環境について学ぶ機会を充実させることで、地球環境にやさしいライフスタイルの普及・啓発を図ります。



撮影場所：茜浜緑地

基本施策 1-1-5 循環型社会

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- これまで本市では、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指し、「Reduce（ごみ減量）」「Reuse（再使用）」「Recycle（再資源化）」からなる「3R」の普及浸透に努めてきました。
- 令和元（2019）年度以降のごみの総排出量は、一貫して前年度を下回っており、令和6（2024）年度では4万9,666トン、平成30（2018）年度の5万5,710トンと比べて10.8%（6,044トン）減少しています。
- これは主に燃えるごみの減少によるものですが、それ以外のごみも減少傾向が続いており、市民によるごみ減量化に対する取組に加え、物価高騰などによる経済状況や製造業者による容器包装の軽量化なども影響していると考えられます。
- 本市では、燃えるごみや中間処理で発生する処理残渣などについて、芝園清掃工場（直接熔融処理施設）で焼却（熔融）処理を行っていますが、同工場は稼働を開始した平成14（2002）年から20年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。
- そのため、延命化対策を講じ、令和13（2031）年度末まで安定稼働を行うこととしました。令和13（2031）年度以降については、令和3（2021）年度に策定した「習志野市一般廃棄物処理基本計画」の中で新清掃工場の建設に係る基本的な方向性を明らかにしています。
- 近年、ごみの減量化や再資源化に向けては、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスの問題が注目されています。

主要課題

- さらにごみの減量化と循環型社会の形成に向け、日々の生活や事業活動の中で3Rの取組が恒常的に推進されるよう、様々な機会を効果的に活用して3Rに対する市民・事業者の意識向上や主体的な行動を喚起する必要があります。
- 令和13（2031）年度以降もごみを安定的かつ適正に処理できる体制を整備する必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市環境基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市一般廃棄物処理基本計画／令和4（2022）年度～令和13（2031）年度
- ・ 習志野市一般廃棄物処理実施計画

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から転換し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会が形成されているとともに、将来にわたってごみを安定的かつ適正に処理できるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 循環型社会の形成（3Rの推進）

- 従来の3Rを推進しつつも、より環境への負荷の少ない2R（Reduce（ごみ減量）、Reuse（再使用））を優先した施策を推進します。
- 廃棄物の排出量に応じた負担の公平化及び市民意識の改革を進める観点から、一般廃棄物の処理に係る受益者負担の適正化に努めます。

2 廃棄物の適正処理

- 将来にわたって、安定的かつ適正に一般廃棄物を処理するため、想定される課題を整理し、取組を推進します。
- 一般廃棄物の処理過程における再資源化を推進するほか、発生する余熱の有効活用、二酸化炭素の排出抑制、最終処分量の軽減に努めます。

第2節 市民一人ひとりを守る危機管理・安全の確保

基本施策 1-2-1 防災・危機管理

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 内閣府の「令和5年版防災白書」によると、我が国の年平均気温は100年当たりで1.30℃上昇し、この100年の間に二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化や、数年から数十年程度で繰り返される自然変動の影響などにより、確実に温暖化が進んでいるとされています。
- こうした平均気温の上昇と相関するように、全国的に大雨や短時間強雨の発生頻度も増加し、日降水量100mm以上及び200mm以上の日数は、この100年でともに増加傾向が見られるとされています。さらに、日本近海における海面水温の上昇は、一般に台風の勢力拡大に影響を与えるとされており、台風による被害拡大につながるおそれがあるとされています。
- 本市では、令和元(2019)年9月5日に発生した令和元年房総半島台風(台風15号)によって、9月8日から9日にかけての総雨量が43.0mmとなり、また、最大瞬間風速46.3m/sの非常に強い風が観測され、住家等被害が半壊、一部損壊を合わせて347件に上りました。
- さらに、同年10月6日に発生した令和元年東日本台風(台風第19号)では、大雨と暴風により、10月11日から13日にかけての総雨量が80.0mmとなり、また、12日には最大時間雨量19.5mmのやや強い雨と最大瞬間風速48.6m/sの非常に強い風が観測され、同日19時時点の避難者(最大)が1,054人に上りました。
- 今後、発生が想定されている首都直下地震のうち「千葉県北西部直下地震」は、市川市から千葉市直下のフィリピン海プレート内で発生する想定地震(マグニチュード7.3)であり、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査」において県が設定した地震の中では、本市に最も大きな影響を及ぼすと予測されています。
- 本市が独自に千葉県北西部直下地震による主な被害を予測した結果、建物被害のうち全壊棟数は2,370棟(全建物棟数比6%)、半壊棟数は5,672棟(15%)、また、避難所への避難者数は最大で地震発生後2週間で約2万6千人に及ぶと想定しています。

主要課題

- 市民一人ひとりの防災・危機管理意識をより一層高めて具体的な行動を喚起することで、「自らの命は自らが守る」「地域住民同士で助け合う」という意識が醸成された地域社会を構築するとともに、事前の備えをはじめとする自助の取組や地域での防災活動など共助の取組に対する支援を充実させ、地域防災力の向上を促進する必要があります。
- 災害はもとより他の緊急事態から、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するとともに、行政運営への支障を最小限に抑制するため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国や他の地方自治体を含めた関係機関と相互に連携・協力し、危機に係わる対策を総合的に推進する必要があります。

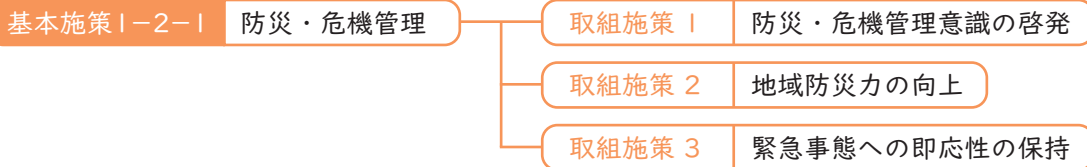
■ 関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・ 習志野市地域防災計画/令和8(2026)年1月修正
- ・ 習志野市国土強靱化地域計画/令和8(2026)年4月修正
- ・ 習志野市国民保護計画/令和8(2026)年4月変更
- ・ 習志野市危機管理指針/平成28(2016)年4月改訂
- ・ 習志野市緊急事態対処計画/令和5(2023)年6月修正

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、平時から災害をはじめとする様々な危機の予防に最善を尽くすとともに、危機発生時の被害や影響を最小限に抑制できるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 防災・危機管理意識の啓発

- 防災等に係る訓練・研修・広報など様々な機会を通じて、市民一人ひとりの防災・危機管理意識を高め、平時から災害時や緊急時に備えた具体的な行動を喚起します。
- 災害時や緊急時に地域住民がお互いに支え合い、助け合う風土を醸成するため、「顔見知り関係の構築」による共助力の向上に努めます。

2 地域防災力の向上

- 地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実践できるよう、自主防災組織の設立や活動を支援し、女性リーダーを含めた担い手の育成に努めます。
- 女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人住民など、多様な主体を対象とした防災講座や防災訓練等を推進します。

3 緊急事態への即応性の保持

- 緊急処理事態の発生時において、市民・事業者が適切な行動を起こせるよう、意識啓発及び指導・助言などに取り組みます。
- 所掌事務ごとの危機に対し、円滑な危機対応の遂行を図るため、庁内各部署で作成している危機対応マニュアルの見直しや活用などの管理を実施します。

基本施策 1-2-2 消防・救急

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 総務省の「令和6年版消防白書」によると、全国の住宅火災による死者数（放火自殺者などを除く）のうち、65歳以上の高齢者が74.5%を占めています。また、年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（同上）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層が全年齢階層における平均の4.1倍に上っています。
- 現在、全国的に軽い症状でも救急車を利用する人が増え、事故により大ケガを負った人や、心筋梗塞・脳卒中などで緊急に医療機関へ搬送する必要がある人への救急車の到着を遅らせることが社会問題となっています。
- 本市の令和6（2024）年の救急出動件数は1万888件、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下の行動制限の影響により、過去5年間で最小の件数だった令和2（2020）年の8,021件と比べて約1.4倍（2,867件増）に上っています。
- 消防団は、消火活動のみならず、大規模災害時の救助救出活動や避難誘導などの重要な役割を果たし、また、平常時においても、地域の消防力・防災力の向上や地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。
- 令和6（2024）年4月1日現在、本市の消防団員の定員充足率は、条例定数192人に対する実員数が157人の81.8%です。

主要課題

- 今後、本市でも高齢化の進展に伴い、住宅火災による死者数に占める高齢者の割合の増加が予想される中、高齢者を対象とした火災予防対策を強化する必要があります。
- 緊急性の高い傷病者のもとに迅速に救急車が到着できるよう、利用者の意識の啓発や改善などに向けた取組を強化し、地域の限りある医療資源の有効活用としての、救急車の適正利用を促進する必要があります。
- 今後も引き続き、地域の安全・安心を確保する上で欠かすことのできない消防団活動を維持するため、学生や性別に関係なく多様な市民が消防団に参画してもらえよう、消防団活動や加入促進のPRに努める必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 消防施設の整備方針／令和8（2026）年度改訂
- ・ 消防車両等整備更新計画／令和8（2026）年度改訂
- ・ 救急高度化推進計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 市民主導型救命講習実施計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

ハード・ソフトの両面から消防・救急体制を強化し、市民の貴重な生命、身体及び財産を災害や事故からしっかりと守ることができるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 火災予防対策及び消防力の強化

- 住宅における効果的な防火対策を高齢者及びその家族が自ら行えるよう、必要な情報提供などを推進します。
- 広報紙やSNS、イベントなどを活用し、住宅用火災警報器に対する市民の関心を喚起するとともに、自ら適切に機器を維持・管理できるよう意識向上を図ります。
- 防火管理者選任届や消防用設備等設置届など、火災予防分野における各種届出の利便性を向上させるため、申請者の負担軽減及び業務効率化に資する行政サービスのDX（デジタル・トランスフォーメーション）²³を推進します。
- 消防力の安定化を図るため、消防力の根幹をなす消防庁舎の更新や長寿命化、消防車両の更新、消防水利施設の適切な維持管理などを計画的に推進します。
- 大学への訪問や各種イベントにおける広報活動などを強化し、性別に関係なく消防団への入団促進に取り組むとともに、消防と消防団の連携を強化するための訓練や資機材の充実を図ります。
- 火災現場で活動に活かせる新しい資機材を積極的に取り入れ、消防力の強化を推進します。

2 救急体制の充実

- 傷病者の状態悪化を回避し、救命率の向上を図るため、必要な資機材の整備を推進します。
- 質の高い救急医療を提供するため、救急救命士を含む救急隊員の養成や資質向上、技術の高度化を推進します。
- 市民が市民に教える救命講習体制の充実を図るため、各種イベントの活用や受講案内の配布などを通じ、普通救命講習の受講を促進するとともに、救命講習の対象となる市内の小中学生、中学生及び高校生をはじめ市民全体の救命に対する意識の向上を図ります。

習志野市
前期基本計画

I

財政計画

II

市政経営の
基本方針

III

前期基本計画
(施策分野別計画)

1

2

3

第1章
第2章
第3章

IV

人口ビジョン

V

地方版総合戦略

23 単なるデジタル技術の導入を示す言葉ではなく、デジタル化によってよりよい社会を目指すことを指す。

基本施策 1-2-3 防犯・交通安全

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 全国の刑法犯認知件数は、令和3（2021）年に戦後最少を迎えたものの、それ以降は2年連続で前年比増となり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大前である令和元（2019）年の水準に近づきつつあります。また、令和5（2023）年の重要犯罪²⁴の認知件数は、令和元（2019）年を上回っているほか、SNSで実行犯を募集する手口が特殊詐欺のみならず強盗などにまで拡大しています。
- 本市の令和元（2019）年以降の刑法犯認知件数は、令和元（2019）年の1,304件から令和4（2022）年の955件と約3割（349件）減少したものの、令和5（2023）年には1,137件、対前年比で約2割（182件）増に転じています。
- 近年、県内では、還付金詐欺や架空料金請求詐欺などの特殊詐欺「電話de詐欺」により多額の被害が発生しており、令和6（2024）年では被害者のうち、70歳以上の高齢者が約7割を占めています。
- 警察庁の「令和6年版警察白書」によると、令和5（2023）年中の交通事故による死者数は、平成26年（2014年）と比較して、全年齢層で34.9%（1,435人）、65歳以上で33.2%（727人）それぞれ減少しています。しかし、令和5（2023）年中の死者数全体に占める65歳以上の割合は54.7%の高い水準となっており、高齢者の交通事故防止対策が重要とされています。
- 近年、本市の交通事故による死傷者数は、平成30（2018）年の490人から令和3（2021）年の230人と半数以上減少したものの、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大が沈静化し、企業活動や市民生活における行動制限が緩和されたことを背景に、令和4（2022）年は278人、令和5（2023）年は328人と2年連続で対前年比プラスとなっています。

主要課題

- 今後、本市でも高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などを背景に、市民の平穏な暮らしを脅かす犯罪が発生するリスクがさらに高まっていくことが懸念される中、従来にも増して市民一人ひとりの「自分の身は自分で守る」という防犯意識の高揚を図り、自主的な防犯行動を促進するための取組を強化する必要があります。
- 市民一人ひとりが交通安全の確保を「我が事」として認識し、自らの安全を守るための行動を促すため、こどもから高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進するとともに、事故の発生場所や発生要因などに応じた交通安全対策を強化する必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

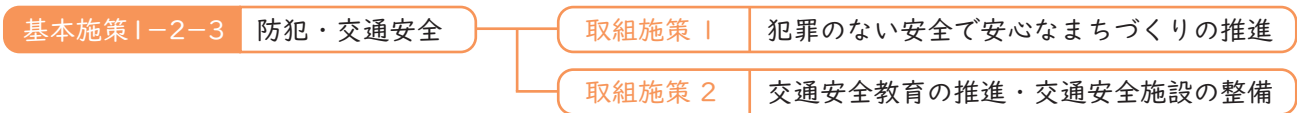
- ・ 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市空家等対策計画／令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
- ・ 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市自転車交通環境整備計画／令和元（2019）年度～令和16（2034）年度

24 殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買。

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

すべての市民が犯罪や交通事故の被害者になることがなく、安全・安心に暮らし続けることができるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

- 市民が自らを守る意識の高揚を図るため、安全で安心なまちづくり月間を設定し、キラット・ジュニア防犯隊による自転車盗防止や特殊詐欺防止の呼びかけ及び合同防犯パトロールを集中的に実施します。
- 犯罪が起こりにくい環境を整備するため、防犯灯の設置を進めるとともに、町会・自治会等による防犯カメラ設置を支援します。
- 放火や不法占拠、空き巣など犯罪の温床になりやすい、管理不全の空家やそのまま放置すれば保安上危険となる特定空家などの解消を図るため、民間事業者との連携のもと、空家に関する相談や空家の流通・利活用を推進します。
- 犯罪や防犯に関する最新情報のきめ細かな収集・把握に努めながら、市民のライフステージに応じた効果的な情報発信及び防犯教育に取り組みます。

2 交通安全教育の推進・交通安全施設の整備

- こどもから高齢者まで幅広い年齢層に対して自転車の交通反則通告制度を含めた交通ルールの周知・徹底を図るため、警察や交通安全協会などの関係機関との連携のもと実効性を伴った交通安全教室を実施します。
- 外国人住民に対する交通ルールの啓発を図るため、多言語による交通ルールのパンフレットの配布や警察との連携による広報活動を実施します。
- 快適かつ安全・安心に歩きやすい歩行空間を確保するため、歩道上に放置された自転車の撤去に取り組み、自転車乗車用ヘルメット着用の普及促進に向けた周知・啓発を行います。
- 「習志野市自転車交通環境整備計画」に基づき、自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車の利用環境の整備に努めます。
- 通学路や交通事故の危険性が高いエリアを対象に、交差点の改良や交通安全施設の整備を重点的に推進します。

習志野市
前期基本計画

I

財政計画

II

市政経営の
基本方針

III

前期基本計画
(施策分野別計画)

1

2

3

第1章
第2章
第3章

IV

人口ビジョン

V

地方版総合戦略

基本施策 1-2-4 消費生活

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 消費者庁の「令和6年版消費者白書」によると、令和5(2023)年に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数は90.9万件、前年(87.6万件)と比べて増加しており、また、年齢層別では65歳以上の高齢者が契約当事者全体の全体の30.5%を占めています。
- 販売購入形態別の消費生活相談の状況について、年齢層別の特徴を見ると、20歳未満では「インターネット通販」、20歳代では「店舗購入」や「マルチ取引」、70歳代や80歳以上では「訪問販売」、「電話勧誘販売」、「インターネット通販以外の通信販売」、「訪問購入」の割合が、他の年齢層に比べて高くなっています。
- 市消費生活センターでは、悪質商法、架空・不当請求、商品やサービスの契約トラブルなど、消費者からの消費生活に関する苦情や相談に対し、専門的な資格を持った消費生活相談員が事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言を行っています。
- 同センターで受け付けた新規相談件数は、平成29(2017)年度以前は1,000件未満でしたが、平成30(2018)年度以降は毎年度1,000件を超え、令和6(2024)年度には約1,100件に増えています。
- 利用者の傾向は、中高年層以上の年代はトラブルが起こる前の段階で不安・不審を感じ、同センターを利用する方が多いのに対し、若年層は知識や経験などが浅いことから、大半はトラブルが起こってから利用する方が目立つのが特徴的です。相談総件数に占める18歳~29歳の割合は、令和元(2019)年度は8.9%であったものの、令和2(2020)年度以降はいずれも11%を超えています。

主要課題

- 様々な消費者トラブルを未然に防止し、市民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、若者から高齢者まで各年齢層の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対する相談支援体制の強化に努める必要があります。

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

若者から高齢者まで市民一人ひとりが自立した消費者として正しい知識を身につけ、安全で豊かな消費生活を送ることができるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 安心して消費生活相談のできる体制づくり

- 消費生活センターの周知を目的に、広報紙などを通じた消費者トラブルに関する情報発信や、関連団体との協働によるパネル展示などを実施します。
- 市民から寄せられる相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう、研修などを通じた消費生活相談員の相談対応能力の向上を図ります。
- 消費者トラブルに巻き込まれた市民の被害を最小限に食い止めるため、相談窓口の周知徹底を図るとともに、相談しやすい体制を整えます。

2 自立した消費者となるための消費者教育の推進

- 消費者トラブルを未然に防ぐため、各年代の特性に応じた消費者教育や出前講座を実施します。
- 特に、知識や経験の不足などにつけ込まれ、消費者トラブルに巻き込まれるケースが少ない若者の被害を防止するため、市内の高校や大学との連携した消費者教育を推進します。

習志野市
前期基本計画

I

財政計画

II

市政経営の
基本方針

III

前期基本計画
(施策分野別計画)

1

2

3

第1章
第2章
第3章

IV

人口ビジョン

V

地方版総合戦略

第3節 地域の特徴を踏まえた機能的な都市の実現

基本施策 1-3-1 コンパクトなまち

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 本市は、市全域のほとんどが特に人口密度の高い地域で、市街地を指す人口集中地区（D I D）²⁵に指定されています。また、コンパクトな市域の中に多くの市民が暮らし、鉄道駅を中心に各拠点が形成されているとともに、公共交通（鉄道・バス）徒歩圏が居住市街地のほぼ全域をカバーしているといった都市構造上の強みを有しています。
- 本市が独自に行ったコミュニティ地区別の将来人口の推計結果に基づき、令和6（2024）年3月31日現在と令和23（2041）年3月31日現在の人口を比べると、鷺沼・鷺沼台地区や奏の杜地区では増加、袖ヶ浦地区では減少が目立つなど、今後、コミュニティ間での人口偏在が拡大していくと予測されています。
- 今後の人口減少に伴い、住民の日々の暮らしを支える医療・福祉、商業、公共交通の縮小や撤退による都市機能の低下、行政サービスや道路・上下水道・ガスなどのインフラ施設の維持管理の非効率化、空家・空地の増加による居住環境の悪化など、様々な面で課題が発現し、深刻化することが懸念されています。
- このような将来見通しを踏まえ、本市では令和5（2023）年9月に策定した「習志野市立地適正化計画²⁶」の中で、多世代の市民が快適・便利に居住や活動（アクティビティ）を続けられるまちづくりを進めるため、「多世代の暮らしや学び・交流・健康のアクティビティを支える、高密度・高機能なコンパクトシティの形成」をまちづくりの方針（ターゲット）として定めています。

主要課題

- 高密度・高機能なコンパクトなまちの形成に向け、JR津田沼駅周辺など特に土地の高度利用を図るべき地区において、民間の活動や投資を適切に誘導し、当該地区が有する潜在的な可能性を最大限に引き出すための再開発などを計画的に進めていく必要があります。
- 生活の拠点が形成されているその他の各駅周辺については、将来的な人口減少や高齢化の進展を見据えた中で、都市の活力をけん引する若い世代の居住を促進するため、生活利便性の向上に資する都市機能の充実及び暮らしやすい市街地の維持と形成に努める必要があります。
- 公共交通を取り巻く環境においては、特にバス事業において、運転手不足等により現状のサービスを維持することが困難な状況が見込まれるとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下に減少した利用者数が回復せず、バス事業の採算性確保、収支改善の課題があることから、安定的な地域公共交通の確保に努める必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市都市マスタープラン／平成27（2015）年度～令和16（2034）年度
- ・習志野市立地適正化計画／令和5（2023）年度～令和16（2034）年度
- ・JR津田沼駅周辺地域まちづくり検討方針／平成28（2016）年3月策定

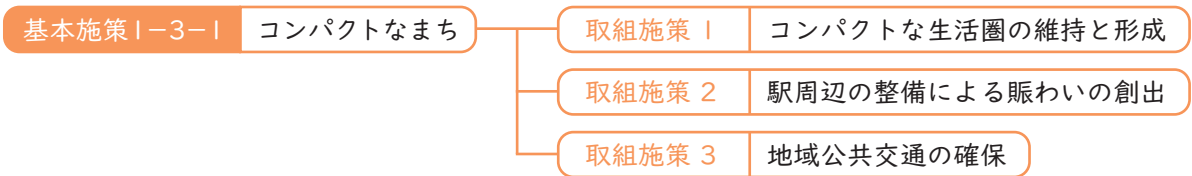
25 原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

26 医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、これらの生活利便施設に公共交通機関でアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、コンパクトなまちづくりを促進するために定める計画。

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

コンパクトで利便性の高い都市構造の維持とさらなる充実を図り、将来にわたり誰もが安全で安心して便利に暮らすことができるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 コンパクトな生活圏の維持と形成

- 低層住宅地における世代構成のバランスの健全化、多様な世代の居住を促す既存の共同住宅ストックの再生、良好な自然環境の保全・活用など、各地区の特性及び課題を踏まえながら、利便性と快適性を兼ね備えたコンパクトで住みよい生活圏の維持と形成に努めます。
- 公共施設の有効活用や更新、若い世代と一体となったまちづくりの検討を進め、「学び・交流・健康」のアクティビティが展開される、高機能な都市空間の維持・創出を図ります。

2 駅周辺の整備による賑わいの創出

- JR津田沼駅周辺について、まちのイメージ向上や都市機能の更新・拡充を実現するため、都市再開発の方針及びJR津田沼駅周辺地域まちづくり検討方針に基づき、民間活力の導入による本市の表玄関にふさわしいウォーカブルなまちづくりを推進します。
- その他の駅周辺では、民間開発、空き店舗等の利活用などにより、地域住民の日常生活に密着した都市機能の集約・再編を図ります。

3 地域公共交通の確保

- 市民が日常生活に支障を来すことのないよう、バス交通やシェアサイクル²⁷の維持・向上を図ります。
- 地域住民の暮らしに不可欠な公共交通を確保するため、コミュニティバスの運行事業者を支援します。
- 公共交通事業者の運転手不足への対応として、運転手確保に向けた支援に取り組みます。

習志野市
前期基本計画

I

財政計画

II

市政経営の
基本方針

III

前期基本計画
(施策分野別計画)

1

2

3

第1章
第2章
第3章

IV

人口ビジョン

V

地方版総合戦略

27 都市内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用できる利便性の高い交通システムであり、公共交通の機能を補完し、観光振興や地域の活性化等にも資するなど、公共的な交通として重要な役割を担うことが期待されている。

基本施策 1-3-2 市街地整備

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 令和7（2025）年3月31日現在、本市は、市域の90.8%（1,905ha）が既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」に指定されており、無秩序な市街化を防止するため、建築物の立地を制限するとともに、自然や農地を保全・活用する区域である「市街化調整区域」は9.2%（192ha）となっています。
- 市街化調整区域に指定されている地区では、営農者の高齢化及び後継者不足により、遊休農地の増加が懸念されており、今後、宅地などの都市的土地利用への転換に対する機運が高まっていくことが予想されます。
- 新習志野駅周辺地区のうち、駅北側の住宅地には市民生活に必要な公共公益施設が配置された良好な住環境が形成されています。しかし、これらの住宅地には、かつて同時期に同世代の人々が多く入居したために、市内の他の地区と比べて人口減少・少子高齢化が顕著となっています。
- 本市の高齢化率は、平成26（2014）年4月1日の21.6%から令和6（2024）年4月1日の23.7%に上昇しています。今後さらに高齢化の進展が見込まれている中、バリアフリーに配慮した歩行空間の維持・創出に取り組む重要性が増していくと考えられます。
- 本市が令和6（2024）年12月に実施した「住宅に関する意識調査」によると、「今後の習志野市の住宅施策」に関する意向については、「高齢者や障がい者が暮らしやすい住宅整備の施策の推進」が35.9%で最も高く、次いで「空き家の適切な管理や有効活用のための施策の推進」が25.6%となっています。年代別でみると50代以上の世帯では、「高齢者や障がい者が暮らしやすい住宅整備の施策の推進」、40代未満の世帯では「子育て世帯への住宅施策の推進」の割合が高く、各年代の生活様様が関心の高い施策を浮き彫りにしています。
- 令和6（2024）年4月1日現在、本市が維持管理している住宅セーフティネット²⁸の中心的な役割を担っている市営住宅は6団地、全24棟、総戸数566戸であり、これらのうち最も古い住宅が竣工したのは昭和35（1960）年となっています。
- 近年、全国的にマンションを巡っては、建物の高経年化や居住者の高齢化の「2つの老い」が進行し、今後、適正な維持管理がなされない老朽化マンションの増加が懸念されています。現在、市内には200件を超える分譲マンションが立地しており、市民の主な居住形態の1つとして定着している一方、築40年以上のマンションが約2割に上り、大規模修繕や適正な管理計画の作成が必要となっています。

28 住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な人が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況などに適した住宅を確保できるような様々な仕組のこと。

主要課題

- 開発気運の高まりが見られる市街化調整区域では、地権者や営農者とともに地区の将来のあるべき姿を検討した上で、計画的かつ秩序ある土地利用を図る必要があります。
- 市内でも特に高齢化が顕著となっている新習志野駅周辺地区の北側では、若年層を中心とした新たな人の流れを生み出すために、地域の活性化と人口の年齢構成の平準化に向けた取組を推進する必要があります。
- 今後の高齢化の進展を念頭に、各地区における緊急性・重要性を勘案しながら、買い物や通院などがしやすいバリアフリーに配慮した誰もが歩きたくなるまちなかづくりを着実に推進する必要があります。
- 様々な世代や世帯がライフスタイルとニーズに応じた住まい方ができる環境を整備するとともに、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの維持・向上を促進する必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市都市マスタープラン／平成27（2015）年度～令和16（2034）年度
- ・ 習志野市立地適正化計画／令和5（2023）年度～令和16（2034）年度
- ・ 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市耐震改修促進計画／令和8（2026）年度～12（2030）年度
- ・ 習志野市住生活基本計画／令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
- ・ 習志野市営住宅等長寿命化計画／令和元（2019）年度～令和10（2028）年度
- ・ 習志野市マンション管理適正化推進計画／令和8（2026）年度～令和17（2035）年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

各地域の特性を活かしながら、誰もが住み続けたいと思える良好な市街地環境と良質な住宅ストックが維持・形成されたまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 新市街地の整備

○鷺沼地区では、土地区画整理事業による計画的な土地利用と都市基盤のもと、地域によるまちの魅力の向上及び共生社会の実現に向けた取組を促進します。

2 新習志野駅勢圏の活性化

○新習志野駅周辺地区では、人口減少や高齢化率の上昇など、人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めるため、UR都市機構との連携による袖ヶ浦団地の再生事業をはじめ、既存の共同住宅ストックの再生を推進します。

○新習志野駅の駅前広場の活用や新習志野駅周辺地区のまちづくりに係る将来構想の策定など、駅周辺の活性化に向けた土地利用の検討を進めます。

3 良好な市街地環境の形成

○誰もが心身ともに快適に移動できる環境を整えるため、計画的にバリアフリー対策を推進します。

○地区ごとに特徴のある街並みや環境をきめ細かく保全するために、住民が主体となった取組を支援します。

4 住宅施策の充実

○子育て世帯が市内に適切な住宅を確保できないことを理由に転出することがないように、千葉県あんしん賃貸住宅などの情報提供に取り組みます。

○子育て世帯等の定住による適正な人口構造の確保につなげるため、特に少子高齢化が著しい地区などへ優先的に助成するなど、親元近居の住宅取得時の助成について見直しを行いながら、支援します。

○様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住み方に対応するため、関係機関と連携し、既存の住宅ストックの活用などを促進します。

5 耐震化などへの対応

○耐震化について、市民への意識啓発及び知識の普及を積極的に図ります。

○地震による建築物などへの被害を最小限に留め、市民の安全を確保できるよう、建築物の耐震化に向けた取組や危険ブロック塀の除去等を支援し安全性の向上を図ります。

6 市営住宅の維持管理

○住民が市営住宅での生活に支障を来さないよう、老朽化の度合いに応じた外壁や屋上、設備などの改修を実施します。また、設置後、長期間が経過する市営住宅では、耐用年限が近づいているため、建て替えなどのあり方について検討します。

7 分譲マンションの再生

○マンション管理相談会、マンション管理セミナー及びマンション管理士の派遣などを通じ、自主的かつ適正な維持管理を支援します。

○分譲マンションの長寿命化や建て替えなどが円滑に進むよう、管理組合への支援などを行います。



育み学び健康で笑顔輝く 「ひと」

第1節 みんなで支える医療と福祉、保健の充実

基本施策 2-1-1 健康・医療

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 厚生労働省の「令和6年版厚生労働白書」によると、近年、精神疾患の外来患者数は増加傾向で推移し、自殺者数も年間2万人を上回り続けるなど、若者、働き盛り、高齢者など、ライフステージを問わずに、こころの健康を損ない、本来得られるはずの質の高い生活を失っている人が数多く存在しているとされています。
- 本市においても、自殺者数は令和元（2019）年度の21人に対し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下の令和3（2021）・4（2022）年度では17人に減少したものの、その後の令和5（2023）年度は24人、令和6（2024）年度は25人となっています。
- 令和4（2022）年度末時点の本市の平均寿命（出生直後0歳時点での平均余命）は、男性81.4歳（全国：80.8歳、千葉県：81.0歳）、女性87.4歳（全国：87.0歳、千葉県：86.9歳）で、全国及び千葉県とほぼ同程度となっています。
- 令和4（2022）年度末時点の本市の健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は、男性81.2歳（全国：80.1歳、千葉県：80.2歳）、女性86.1歳（全国：84.4歳、千葉県：84.4歳）で、全国及び千葉県と比べ高い水準にあります。
- 本市では、全国と比べ男女ともに脳血管疾患による死亡率が高い状況にあります。また、令和4（2022）年の市全体の死亡者数に占める割合が25.9%で最も高い、悪性新生物（がん）の死亡率は全国と比べ、男性では胃がん、肝及び肝内胆管がん、女性では大腸がん、胃がんが高い傾向にあります。
- 現在、全国的に国民健康保険事業は、被保険者（加入者）の年齢構成が高く、また、医療費の水準が高いなどの構造的な問題を抱えており、多くの市区町村において増え続ける支出を保険料などの収入で賄うことができない難しい財政状況が続いています。
- 本市でも被保険者1人当たりの医療費は年々増加傾向にあり、平成29（2017）年度の33万8,015円と比べて令和5（2023）年度は38万1,230円と4万3,215円（12.8%）増加しています。

主要課題

- 育児や介護疲れ、生活困窮、いじめや孤立、過労などの自殺の背景となっている問題の解消に向け、関係機関との連携によるきめ細かな相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が発症・進行に関与する疾患群である、悪性新生物（がん）や脳血管疾患などの生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療につなげるため、若い世代の頃から健康診査やがん検診の受診が習慣化する環境づくりを推進する必要があります。
- 限りある医療資源のもと、市民ができる限り住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、在宅医療を含めた地域医療体制の充実を図る必要があります。
- 財政運営の責任主体である千葉県と連携し、国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営に努める必要があります。
- 新型インフルエンザ等、新たな感染症の発生による危機は将来必ず到来することを想定し、国や他地方自治体を含めた関係機関と相互に連携・協力し対策を強化推進する必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 健康なまち習志野計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 第3期習志野市国民健康保険データヘルス計画（習志野市特定健康診査等実施計画（第4期））／令和6（2024）年度～11（2029）年度
- ・ 習志野市第3期地域福祉計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画／平成28（2016）年4月改訂

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

市民一人ひとりの健康意識が高まり、健康づくりのために自らが主体的に行動し、いきいきと安心して生活を送ることができるまちにします。

■ 施策別の体系

基本施策2-1-1 健康・医療

取組施策 1 健康なまちづくりの推進

取組施策 2 生活習慣病予防の充実

取組施策 3 医療・感染症予防対策の充実と対応能力の強化

取組施策 4 国民健康保険の健全な運営

■ 取組施策

1 健康なまちづくりの推進

- 誰もがいつまでも健康で幸せな生活を送ることができるよう、健康的な生活習慣を身につけるためのきっかけをつくとともに、その継続と定着を後押しします。
- 市民の健康づくりを応援している健康づくり推進員が実施するイベントなどを健康ポイント²⁹の対象とすることで、健康に対する意識の向上と健康づくりを通じた市民交流の促進を図ります。
- 講演会などを通じ、すべての年代に命の大切さを伝えていくとともに、相談窓口やカウンセリングの充実及び健康・生活・家庭・家計・債務問題など、様々な悩みに応じた解決方法について、関係機関と連携した情報の収集・発信に取り組みます。

2 生活習慣病予防の充実

- 全国基準と比較して死亡率の高い脳血管疾患の発症・重症化を予防するため特定健康診査及び特定保健指導実施率の向上を図ります。
- 悪性新生物（がん）による死亡者数を減少させるため、がん検診を受診しやすい体制の整備や受診勧奨を行います。

3 医療・感染症予防対策の充実と対応能力の強化

- 休日及び夜間における急病に対応するため、医療機関との連携のもと、一次・二次診療体制の整備や市民に対する救急医療の適正利用の周知に努めます。
- 千葉県と適切に役割を分担し、在宅における医療の需要増加や多様化に対応できる体制の確保に努めます。
- 感染症の発症・重症化を予防するため、市民一人ひとりが予防接種の必要性を正しく認識し、適切に接種できるよう、定期的な情報提供と予防接種体制の整備を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策で得た知見を活かしながら、新たな感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築します。
- 新型インフルエンザ等感染症の発生に備え、新たな感染症の発生状況、予防や対処方法に対する定期的な情報発信を行い、市民意識の啓発に努めます。
- 定期的に新型インフルエンザ等対策本部の開設訓練や感染症対応物品の計画的な備蓄、円滑な予防接種体制の準備などに取り組み、新たな感染症への対策強化を推進します。

4 国民健康保険の健全な運営

- 健全な財政運営を図るため、国民健康保険事業の収支の安定化に努めます。
- 医療費の適正化に資するよう、新薬（先発医薬品）と品質・有効性・安全性がほぼ同等で低価格なジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を促進します。

29 市民が健康診査を受けたり、スポーツクラブに行ったり、自分の健康に関する目標に取り組んだりすることでポイントが貯まり、ポイント達成者は協賛店でその店独自の特典（サービス）が受けられる。

基本施策 2-1-2 高齢者福祉

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 令和6（2024）年3月31日現在、本市の高齢者人口（65歳以上）は4万1,270人、また、高齢化率（総人口に占める割合）は24.3%で市民の約4人に1人を占めています。高齢者人口のうち75歳以上は、平成12（2000）年の6,361人と比べて約3.8倍（1万7,737人増）に増加しており、高齢者人口の構成において高齢化が進んでいます。
- 国勢調査によると、平成17（2005）年以降、高齢者のみの世帯数³⁰は、いずれも前回調査時点を上回っており、令和2（2020）年では1万6,106世帯、平成12（2000）年の6,583世帯と比べて約2.4倍（9,523世帯増）に増加しています。
- 高齢化の進展に伴い、近年、要介護（要支援）認定実人数も前年を上回る状況が続いています。令和5（2023）年の要介護（要支援）認定実人数は8,177人であり、平成30（2018）年の6,776人と比べて1,401人（20.7%）増加しています。
- このような状況下、国の推計方法をもとに本市が今後の認知症高齢者数を推計した結果、令和7（2025）年度の8,484人に対し、令和22（2040）年度では1万2,705人と約1.5倍（4,221人増）に増加し、高齢者に占める割合も令和7（2025）年度の20.0%（約5人に1人）から令和22（2040）年度の24.6%（約4人に1人）に上昇すると予測しています。

主要課題

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護・医療・保健・福祉などに関する多職種が連携し、地域ぐるみで支え合う地域包括システムの一層の推進を図るとともに、高齢者の身近な場所での日々の困りごとの解決に向け、地域のネットワークの強化を図る必要があります。
- 健康寿命を延ばし、高齢者ができる限り長く健康で過ごすことができるよう、高齢者自身が介護予防や自立に向けて取り組めるよう支援の充実を図る必要があります。
- 高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域の中で必要なサービスを安心して利用することができるよう、地域包括ケアシステムを深化させ、医療と介護の一層の連携を図り、高齢者及びその家族のニーズや地域の特性などを考慮したサービス提供体制の充実を図る必要があります。
- 高齢者自身も地域の多様な主体の一員であり支える側、支えられる側との関係性を越えた地域共生社会を実現していく視点が必要です。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市光輝く高齢者未来計画2024（高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）／令和6（2024）年度～令和8（2026）年度
- ・ 習志野市第3期地域福祉計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

30 65歳以上世帯員の単独世帯（65歳以上の人1人のみの一般世帯）及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）。

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

地域の高齢者が抱える様々な困りごとに関して世代交流の機会や専門職を活かしながら多様な主体が互いに協力して解決できるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 高齢者支援体制の充実

- 高齢者が希望する限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの要素である「生活支援」「介護予防」に係る多様な主体による生活支援サービスの提供体制を整備します。
- 医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築と多職種連携の推進を図ります。
- 認知症の人とその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、「共生社会」の実現に向け、誰もがなり得る認知症について「我が事」として認知症に関する知識を深める等、認知症への備えの支援を推進するとともに、新しい認知症観の普及が促進されるよう取り組みます。
- 介護予防・健康づくりに取り組む住民主体の活動団体に対し、補助金の交付などの支援を行います。
- 市及び事業者が相互に連携し、高齢者の見守りを行い、異変が確認された時には的確に対応する見守りネットワーク事業や高齢者相談員の活動を通して、地域ぐるみによる高齢者の見守り活動を推進します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業において、地域の実情に応じて、高齢者を含む住民等の多様な主体の参画を促し、多様な生活支援のサービスを充実するとともに、地域の支え合い体制づくりを推進します。

2 介護サービス等の充実

- 介護給付費及び介護保険料の上昇を抑制するとともに、介護予防及び要介護状態の重度化の防止にも資するよう、介護サービス事業者の業務効率化等によるサービスの質の確保・向上を促進します。
- 介護職員初任者研修等の修了者に対し、資格取得に要した研修費用を一部助成するなど、介護サービスの現場を支える人材の確保を支援します。
- グループホームや介護付有料老人ホーム等の居住系サービスに関しては、千葉県計画と整合を図りながら供給量を確保するため国及び県の補助財源を活用した施設整備費の補助を行い、サービス供給を担う民間事業者を支援します。

基本施策 2-1-3 障がい福祉

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 国は、令和6（2024）年4月1日から「改正障害者差別解消法」を施行し、行政機関等や事業者に対して、「障がいを理由とする不当な差別的扱い」を禁止するとともに「合理的配慮³¹の提供」を求めることなどを通じて、共生社会の実現を目指としています。
- 令和6（2024）年3月31日現在、本市の身体障害者手帳の所持者数は4,046人、このうち程度の重い1～2級が約半数の1,909人を占めています。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は1,909人、平成31（2019）年の1,249人と比べて約1.5倍（660人増）に増加しているのが目立つ状況にあります。
- 近年、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加している要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病や統合失調症以外の精神疾患と呼ばれる患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。
- 令和6（2024）年度の「市民意識調査」によると、障がい者（児）施策で最も回答率が高かったのは「障がい（児）が通う施設の充実」の30.2%であり、次いで「雇用対策・就労機会の充実」の25.7%となっています。
- 今後、高齢化の進展を背景に、加齢に伴う身体機能の低下や認知症などが原因で、心身に障がいのある高齢者が増加していく一方で、障がいのある人の活躍の場の広がりや、障がいがあっても元気に社会に参加し続けることを望む高齢者の増加などによって、障がいのある人を取り巻く地域社会の多様化が進んでいくと考えられます。

主要課題

- 乳幼児期から高齢期に至るまで、障がいのある人がその特性やライフステージに応じたきめ細やかな福祉サービスを受けることで、住み慣れた地域の中で安心して日常生活を送ることができるよう、各種サービスの提供体制や相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 障がいの有無によって分け隔てられることのない、共生社会を実現するためには、障がいのある人が自分らしく、自立して暮らし続けられるよう、日中の活動の場や生きがい・社会参加を促進するための支援の充実に努めるとともに、地域における障がいへの正しい理解を促進する必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

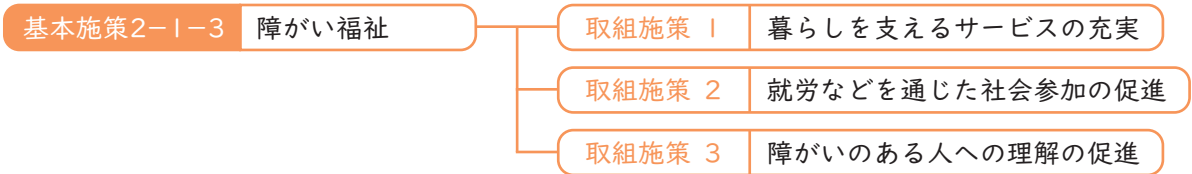
- ・ 第5期習志野市障がい者基本計画（障がい者施策に関する基本計画）／令和6（2024）年度～令和11（2029）年度
- ・ 第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画／令和6（2024）年度～令和8（2026）年度
- ・ 習志野市第3期地域福祉計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

31 社会的障壁（障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）を取り除くために、障がいのある人の個別の状況に応じて行う配慮のこと。

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、心豊かな生活を送ることができるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 暮らしを支えるサービスの充実

○ 緊急時に備えた相談や事前のニーズ把握、入所・入院者及び施設・病院などからの地域移行に向けた働きかけなどを行う拠点コーディネーターの配置や利用者の事前登録を検討し、障がいのある人及びその家族を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築します。

2 就労などを通じた社会参加の促進

- 障がい者就労施設等と情報交換し、障がい者就労施設等から新たな物品や役務を優先的に調達できるように努めます。
- スポーツを通じて障がいのある人とない人が豊かに交流できるよう、ユニバーサルスポーツ交流会等の充実に取り組みます。
- 就労移行支援事業所との連携により、障がいのある人の就労機会の確保と就労定着を支援します。

3 障がいのある人への理解の促進

- 手話や点字の普及及び理解の促進を図るとともに、市ホームページ等でコミュニケーションツールの情報を周知し、誰もが当たり前コミュニケーションができるように努めます。
- 社会福祉協議会や障がい者団体など関係機関との連携を図りながら、市民の障がいに対する理解を深めるための機会を継続して提供します。

基本施策 2-1-4 地域福祉

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 「地域福祉」とは、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築き、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。しかし、現在、全国的に地域内でのつながりが希薄になり、住民の社会的孤立による孤独死、引きこもり、虐待など、深刻な社会問題化しています。
- 本市では、市民、地域、福祉団体・事業者、社会福祉協議会などとの連携による地域福祉活動を推進しています。これらの関係機関のうち、社会福祉協議会が運営している「ふれあい・いきいきサロン」では、参加する方々と運営に携わっているボランティアが自主的に世代間交流の行事や健康体操、健康チェックなどに取り組んでおり、その活動内容は各支部により異なり多岐にわたっています。
- この「ふれあい・いきいきサロン」や地域住民が取り組んでいる交流の場である「地域サロン」について、元気な高齢者が担い手となり、若い世代の協力も得ながら、参加したい人がいつでも希望するサロンに参加し、高齢者自らが地域社会とつながり、健康で自立した生活を送ることができるよう、その活動の支援に取り組んでいます。
- 本市の生活保護の被保護世帯数は、平成30（2018）年度の1,755世帯から令和6（2024）年度には1,851世帯へと増加しており、前年度（令和5年度：1,905世帯）と比較すると若干の減少がみられるものの、高い水準にあります。平成30年度との比較では、96世帯（5.5%）の増加となっています。また、保護延人員数を保護の種類別に見ると、「介護扶助」に該当する人員が3,709人から4,572人へと約1.2倍（863人増）に増加しており、特に顕著な伸びを示しています。

主要課題

- 今後、本市でも少子高齢化の進展による人口構造の変化などに伴い、地域の生活課題がますます多様化・個別化していくと見込まれる中、地域共生社会の実現に向けて、安定的かつ継続的に地域福祉活動が展開されるよう、地域で助け合う「共助」に根ざした取組に対する支援の充実に努める必要があります。
- 単身高齢世帯の増加や近年の物価高騰などの影響により、生活に困窮する人の増加が予想される中、引き続き、生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活に困窮する人の社会的・経済的な自立を促進するための取組を推進する必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市第3期地域福祉計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

人と人とのつながりを深め、市民、地域、各種団体など多様な主体が共に支え合いながら、誰もが孤立せずに安心して暮らし続けられるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 地域福祉活動の増進

- 地域社会からの孤立に起因する高齢者の健康状態の悪化や要介護状態の重症化を防ぐため、地域の人たちが集い交流する場である「ふれあい・いきいきサロン」及び「地域サロン」の周知徹底と活用促進を図ります。
- 地域の困り事を他人事ではなく「我が事」として捉えることができるよう、様々な機会を捉え、市民一人ひとりの意識を変えるための啓発活動を推進します。
- ボランティア講座の開催などを通じ、多様な世代が自分に合った地域福祉活動に気軽に参加できるよう、情報提供や機会の確保に努めます。
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制のさらなる充実を目指し、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施に取り組みます。

2 生活保護などによる自立支援の増進

- 困窮状態からの早期脱却や貧困の連鎖を防ぐため、こどもを含めた生活に困窮している人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談・支援体制を強化します。
- 生活保護の受給要件を的確に把握し、制度の適正運用に努めるとともに、ハローワークや専門的知識を有する就労支援員と連携した就労支援の充実を図ります。

第2節 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化

基本施策 2-2-1 こども・若者育成支援

■計画策定時の現状と主要課題

現状

- 国は、令和5（2023）年12月に策定した「こども大綱」において、すべてのこども・若者が等しくその権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指としています。
- 市内幼稚園及びこども園（短時間児）の園児数は、令和2（2020）年以降、前年を下回り、令和6（2024）年5月1日現在では1,286人、令和元（2019）年の2,202人と比べて約4割（916人）減となっています。また、教育・保育施設において、特別な支援を要するこどもや国や文化、言葉に違いがあるなど、多様な個性をもつこどもが増えています。
- 本市の児童相談件数は、令和元（2019）年度の1万3,971件から年々増加し、令和6（2024）年度は2万3,727件で、令和元（2019）年度と比べて約1.7倍（9,756件増）となっています。また、困難を抱える家庭への支援者がいない場合、こども自身が本来は大人が担うと想定される家事や家族の世話などを過度に担うことで、友人関係や学校生活などに支障をきたすヤングケアラーとなっている家庭も見受けられます。
- こども・若者を取り巻く環境は、昨今、全国的に少子化や世帯の小規模化の進行、地域との交流の希薄化などに加え、スマートフォンやSNSといった情報化社会の進展などにより、多様化・個別化しています。こうした中、ニートや引きこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者への支援のあり方が課題となっています。

主要課題

- こどもの人格や個性が尊重され、生涯をたくましく生きるために、こどもの主体性を伸ばし、「自立力」や「自律力」を育むことができるよう、多様な経験を重ねたり、様々な人たちと交流できる場や機会の提供に努める必要があります。
- 併せて、教育・保育施設において、こどもたちの健やかな成長や発達を保障するため、こどもの人権擁護や安全配慮などに対する職員の意識向上を図る必要があります。
- 今後さらに児童虐待や複雑な内容の相談件数が増加すると考えられる中、養育に課題を抱えるこどもとその保護者の不安や負担を軽減し、安全・安心に過ごせる環境の充実を図る必要があります。
- 様々な困難に直面しているこども・若者が自己肯定感を持ち、自分らしさを発揮しながら、社会の中で自らの生き方を切り拓く力を身につけられるよう、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援に取り組む必要があります。

■関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市こども若者まんなか計画／令和7（2025）年度～令和11（2029）年度
- ・習志野市教育振興基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市第3期地域福祉計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・第7期習志野市障がい福祉計画・第3期習志野市障がい児福祉計画／令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

■施策の目的（目指すまちの姿）

すべてのこども・若者が、安全・安心な環境の中で、自分で選択したり、自己肯定感を感じたりしながら、自分らしさを存分に発揮し、健やかにたくましく成長できるまちにします。

■施策別の体系



■取組施策

I 乳幼児教育の質の向上

- 幼稚園・保育所・こども園のこどもたちが小学校との交流、子育てふれあい広場やこどもセンター利用者との交流、地域行事への参加など、多様な経験を重ねたり、様々な人たちと関わりを持つことができる機会を計画的に設けます。
- こどもの主体性を育むため、職員に対し講師による講話や他クラス・他施設の見学など、園（所）内研修を実施し、教育・保育環境の充実を図ります。
- 職員のこどもの人権擁護への意識を高めるため、多様性や不適切保育、性暴力などに関する研修機会を提供するとともに、各施設での人権教育を推進します。

2 こどもを守り・支える取組の推進

- 困難を抱える家庭の孤立化や児童虐待の予防、早期発見・早期解決を図るため、母子保健機能と児童福祉機能による一体的な支援を推進します。
- 日常生活において様々な問題や困難を抱えている家庭に対する支援体制のさらなる充実・強化に向け、地域の関係機関との適切な情報共有や連携を図ります。
- ヤングケアラー及びその家庭の状況に応じた適切な福祉サービスや支援につなげられるよう、市民や関係機関に対するヤングケアラーの周知・啓発を推進するとともに、関係機関との連携を図ります。
- ひとり親家庭の経済的な自立に向け、就労に必要な知識・技能の習得、能力開発などを支援するため、資格取得の受講料や受講中の生活費などを給付します。
- 成長・発達に心配のあるこどもをもつ家庭の不安軽減につながるよう、きめ細やかな相談支援に取り組むとともに、個別支援計画³²を作成し、乳幼児から学齢期まで一貫して継続的なサポートを実施します。

32 成長・発達に心配のあるこどもの様子に合わせ、そのこどもに関わる人たちが共通した考えと目線を持ち、こどもを継続的に支援していくためにつくる計画のこと。

3 若者の活躍を支える環境づくり

- 青少年健全育成活動に対する認知度を高め、活動の担い手を発掘するとともに、指導者の資質及び活動意欲の向上、関係団体との連携強化による育成体制の強化を図ります。
- 学校と地域がそれぞれの強みを活かし、互いに補完し合いながら、地域全体で子どもを育む地域学校協働活動を推進します。
- SNSなどによる情報トラブルを防止するため、児童生徒への情報リテラシー教育を推進します。
- 児童生徒の登下校の安全を守るため、子ども110番の家の拡充などを図ります。
- 子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるように、放課後などに自由かつ気軽に行くことができ、安全・安心に過ごせる様々な居場所づくりを推進します。
- 若者が自身の興味や関心などに応じた地域活動に参加し、また、困難な状態に陥るのを防ぐための連携や支援に結びつくよう、地域と若者をつなぐ仕組づくりを推進します。
- 若者を対象とした施策に関する積極的な情報発信や普及啓発を通じ、若者世代とその上の世代の意識共有及び若者支援に対する理解促進を図ります。
- 若者同士のつながりを育むため、仲間づくりや出会いの機会の創出を図ります。

基本施策 2-2-2 学校教育

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 現代は将来の予測が困難な「VUCA³³」の時代とされています。このような時代には、子どもたちが柔軟な学び方や考え方、変化に対応する力と態度を身に付け、個々の能力や可能性を最大限に引き出していくことが重要です。
- 本市では、次世代を担う子どもたちが今後の社会を生きるために必要な資質・能力を身につけられるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」という知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育の充実に取り組んでいます。
- これらのうち、「確かな学力」の育成について、文部科学省の「全国学力・学習状況調査結果」によると、本市の小学校第6学年の国語・算数及び中学校第3学年の国語・数学の平均正答率は、感染症拡大で調査が未実施であった令和2（2020）年を除き、令和元（2019）年～令和7（2025）年では、いずれの年次も全国平均を上回っています。
- 近年、本市のいじめの認知件数は、令和3（2021）年以降、小学校では増加し、中学校では横ばいとなっています。
- 不登校児童生徒の割合は、令和5（2023）年度では小学校が2.50%（226人）、中学校が6.72%（273人）で、令和元（2019）年度と比べて小学校では約2.6倍、中学校では約1.7倍に増加しています。
- 令和7（2025）年5月1日現在、市内には市立の小学校を16校、中学校を7校設置しています。令和元（2019）年以降、小学校の児童数は概ね9,000人で推移してきましたが、令和6年度以降は9,000人を下回り減少傾向にあります。
- 現在、小学校、中学校、習志野高校の床面積は、本市が保有する公共施設（建築物）全体の54%を占めており、これらのうち、建築後30年以上を経過する床面積の割合は76%に上り、改善が図られているものの、依然として老朽化が顕著です。

主要課題

- 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を総合的にバランスよく育むための教育に注力する必要があります。
- 児童生徒が自らの意志で、自ら主体的に学んでいくことが必要です。
- 教育DXを進めて、業務の効率化を図り、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保する必要があります。
- 予測困難な時代を生きぬくため、子どもたちが自分自身の良さや可能性を認識し、他者を尊重し、協力しながら、自分の人生を切り拓いていける力を育成していく必要があります。
- 児童生徒が1人1台端末を持つ教育環境の下、ICTを活用しながら個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、取り組んでいく必要があります。
- すべての児童生徒が明るく、楽しく、いきいきとした学校生活を送ることができるよう、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら、特別支援教育や外国籍の児童生徒に対する日本語学習の充実、いじめや不登校の未然防止及び早期発見・早期対応など、様々な面から児童生徒一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな教育を推進する必要があります。
- 安全・安心で快適な教育環境・学習環境の維持及び確保を図るため、今後の児童生徒数の動向

33 Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の略。

に加え、各地域のコミュニティの活性化や防災力の向上などの観点も踏まえながら、学校施設の改築や長寿命化、大規模改修などを計画的に進めていくほか、時代の変化に合わせた学校施設のあり方を検討していくことも必要と考えられます。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市教育振興基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市こども若者まんなか計画／令和7（2025）年度～令和11（2029）年度
- ・習志野市第3次学校施設再生計画／令和8（2026）年度～令和23（2041）年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

児童生徒が持続可能な社会の担い手として活躍するために、主体的に学び・考え・取り組む力を養い、あらゆる違いを理解し合い、認め合うことで、よりよい解決方法を導き出し、一人ひとりが自分らしく活躍し、幸せややりがいを感じるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 学校教育の質の向上

- 児童生徒の学力向上を図るため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図り、主体的で対話的で深い学びに向けた授業改善を図ります。
- 各教科主任などを対象とした研修内容の充実や要請訪問における指導・助言により、教職員の授業力向上を図ります。
- 豊かな心を育むため、道徳教育の充実、体験学習の充実を図ります。
- 健やかな体を育成するため、児童生徒の体力の向上及び運動の習慣化を目指し、教科主任研修や学校訪問などの機会を活用することで、保健体育の授業の充実を図ります。また、望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進します。
- いじめの予兆を見逃さず、未然に防止できるよう、いじめ防止に係る教職員研修や児童生徒への啓発を実施します。いじめが発覚した場合には、いじめ問題に関わる関連機関や関係団体と連携し、迅速に組織で対応します。

2 未来につながる教育の推進

- 児童生徒が一人ひとりのニーズに合った支援を受け、適切な学びの場で学習できるよう、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上と、校内支援委員会及び教育相談の充実に努めます。
- 外国籍の児童生徒に対する日本語学習の質の向上に結びつくよう、日本語指導教室の担当者と在籍学級の担任との連携を強化します。
- 小中学校において、校内教育支援センターの活用を図り、不登校の未然防止及び解消に努めます。令和7年4月に開設した学びの多様化学校（袖ヶ浦西小学校分教室）やフレンドあいあいなど、多様な学びの場の確保と不登校児童生徒等への支援を一体的に推進することで、誰一人取り残されない学びの保障を図ります。あわせて、早期の兆しを的確に捉えて、支援につなげることで、不登校の未然防止に努めます。
- グローバル化に対応できる力を育成するため、外国語教育の充実を図るとともに、多様な文化や価値観への理解を深める言語活動や国際交流を通じて国際感覚を養います。
- ICTを活用したプレゼンテーションやプログラミング学習を通じて、論理的思考や表現力を育成します。さらに、生成AIを活用した課題解決型の学びを取り入れ、デジタル社会に対応できる力を育てます。

3 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進

- 児童生徒及び教職員の安全・安心を確保し、防災・減災の力を培うため、各学校において実効性のある避難訓練や防災教育の実施、危機管理（防災）マニュアルの周知・徹底を図ります。
- 学校ごとの特色ある研究活動に対して、指導主事等が学校を訪問し、学校の実態に応じた「わかる・できる授業」の実現に向けて的確な指導・助言を行うことで、教職員の指導力向上と教育実践の質的改善を図り、児童生徒が主体的に学べる魅力ある学校づくりを推進します。
- 習志野高校が市立高校として、その役割を十分に発揮できるよう、学校運営に学校運営協議会委員及び地域・保護者の評価や意見を取り入れるなど、学校・家庭・地域などの連携・協働に根ざした学校づくりを推進します。

4 みんなで人を育てる体制・環境づくり

- 児童生徒の健全な成長環境と教職員の労働環境の改善を図るため、民間委託など様々な手法を活用し、部活動の地域展開を推進します。
- 虐待の早期発見を含め、児童生徒の心の安全・安心の確保を目指し、教育相談体制の充実を図るため、教育相談員の全校配置を着実に推進します。
- 保護者の教育費に係る経済的な負担軽減を図るため、学校教材の共用品化を進めるとともに、AI機能を搭載したデジタルドリルの活用などによる副教材の精選を行います。
- 児童生徒の学習環境や教職員の職場環境の改善を図るため、「習志野市第3次学校施設再生計画」に基づく学校施設の改築、長寿命化などを計画的に推進します。
- 老朽化が顕著な総合教育センターについて、教育のシンクタンク機能を強化するため、近隣の社会教育施設・自治振興施設との複合化、多機能化による再整備を計画的に実施します。

習志野市
前期基本計画

I

財政計画

II

市政経営の
基本方針

III

前期基本計画
(施策分野別計画)

1

2

3

第1章
第2章
第3章

IV

人口ビジョン

V

地方版総合戦略

第3節 若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大

基本施策 2-3-1 子育て支援

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 内閣府の「令和5年版 男女共同参画白書」によると、令和4（2022）年時点の共働き世帯（1,191万世帯）は、専業主婦世帯（430万世帯）の3倍近くとなっています。また、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える女性の割合は、20～29歳で約6割、30～49歳で約7割に上っています。
- 本市の就学前人口（0～5歳児）は、令和2（2020）年3月末現在の8,815人から、令和7（2025）3月末現在の7,105人と1,710人（19.4%）減少しています。また、出生数は令和2（2020）年の1,320人から令和6（2024）年の1,063人と257人（19.5%）減少しています。
- 一方、保育所をはじめとする保育施設の利用希望者は増加を続けており、入所申込率（申込者数÷就学前人口）は、令和2（2020）年4月の39.1%（申込者数3,446人）から、令和7（2025）年4月の54.8%（同3,892人）と約1.4倍に上昇しています。
- 積極的な保育定員の増員に取り組んだ結果、本市の待機児童数は令和元（2019）年4月1日現在の89人から、令和7（2025）年4月1日現在の5人に大きく減少しています。
- 全国的に世帯の小規模化や地域のつながりの希薄化などを背景に、子育て中の保護者の不安感・負担感が増しているとともに、孤立した環境の中で悩みを抱えている子育て家庭が多くみられます。

主要課題

- 女性の就業継続に対する意識が高まり、共働き家庭が増加している中、延長保育や一時保育、休日保育など、多様な保育サービスをより一層充実させるとともに、これを支える保育人材の安定確保及び定着化に向けた取組の強化を図る必要があります。
- 各地域における就学前人口の動向や既存施設の老朽化の状況などを的確に見極めながら、教育・保育施設のあり方を検討する必要があります。
- 母子の健康の保持・増進及び妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安に適切に対応できるよう、こどもの誕生から成長段階、家族のライフステージに応じたきめ細やかな情報提供や相談支援体制の充実を図る必要があります。

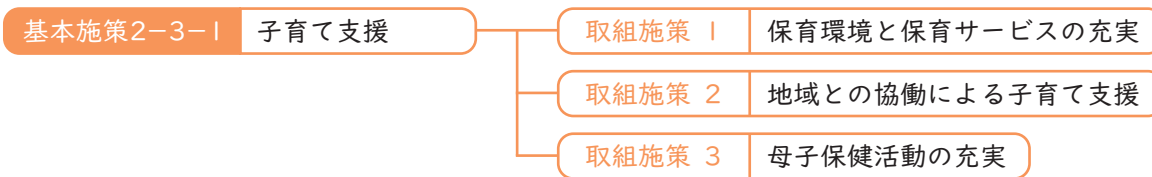
■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市こども若者まんなか計画／令和7（2025）年度～令和11（2029）年度
- ・ 就学前教育・保育に係る市立施設のあり方／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市教育振興基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 健康なまち習志野計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

子どもを産み育てたいと願うすべての人が、地域の中で安心して子どもを産み、希望と喜びを実感しながら子育てに励み、すべての子どもたちが健やかに育つことができるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 保育環境と保育サービスの充実

- 民間活力を有効活用しながら、延長保育、一時保育、子ども誰でも通園制度³⁴、病児保育など、保護者のニーズに即した多様な保育サービスの提供に努めます。
- 保育人材の確保に必要な措置を総合的に講じることで、子どもを安心して育てることができる環境整備を行います。
- 今後の市街地開発事業や少子化の進展などに伴い、地域間で異なる保育サービスの需要を適切に見極めながら、全体の需給バランスの調整を図った上で、教育・保育施設のあり方を検討します。
- 放課後児童会（学童保育）について、放課後児童支援員を確保し、安定的な運営を図るため、民間委託の導入を推進します。併せて、希望する児童を受け入れ、快適な生活空間を提供できるよう、余裕教室を活用するなどの施設整備を推進します。

2 地域との協働による子育て支援

- 地域子育て支援拠点（子どもセンター・きらっ子ルーム）において、相談、情報提供、助言など、子育ての負担感や孤立感などの軽減につながる支援を総合的に提供します。
- 地域による子育て支援の充実を図るため、ファミリーサポートセンターにおいて援助ができる人（提供会員）と援助を受けたい人（利用会員）をつなぎ、育児や家事などを支援することで、安心して子育てができる環境をつくりまします。
- 提供会員数を確保するため、広報紙や市ホームページ、庁舎のテレビモニターなどへの情報掲載を継続して実施します。

3 母子保健活動の充実

- 健康診査や健康相談など母子保健に関する各種事業の実施を通じ、安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目のない支援に取り組みます。
- 母やパートナー等の子育て家族が、家庭内や地域で孤立感を抱かず、必要に応じて支援を得ながら育児ができるよう、相談対応や情報提供を行います。
- 乳幼児や保護者に対し、自分の体を大切にすること、いのちの大切さの理解が得られるよう、健康教育を実施するとともに、関係機関との連携によって、各年代に応じた思春期保健の取り組みを推進します。

34 令和8（2026）年度から全国で本格実施される、保育所・認定子ども園・小規模保育事業所などに通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもが、月一定時間まで利用できる新たな給付制度。



すべてが協和し充実する 「活動」

第1節 多様性を互いに尊重し合う社会の継続

基本施策 3-1-1 地域コミュニティ

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 町会・自治会等は、地縁に基づき市民により自主的に組織された団体で、福祉活動、防犯・防災活動、環境美化活動、親睦活動、互助活動など、地域の様々な課題の解決に向けた活動に取り組み、地域住民の福祉の向上と地域コミュニティの醸成に大きく寄与するとともに、行政と地域を結ぶ基礎的な組織として不可欠な存在となっています。
- 令和6（2024）年度の「市民意識調査」によると、仕事や家庭の場以外の活動では、「町会・自治会・まちづくり会議での活動」が30.5%で2番目に高くなっています。
- しかし、本市の町会・自治会等への加入率は、近年、一貫して減少傾向で推移しており、令和7（2025）年3月31日現在では63.8%、平成30（2018）年3月31日現在の68.5%と比べて4.7ポイント低下しています。
- 内閣府が市区町村を対象に行ったアンケートによれば、自治会の現在の課題として、「役員・運営の担い手不足」（86.1%）、「役員の高齢化」（82.8%）、「近所付き合いの希薄化」（59.2%）、「加入率の低下」（53.3%）を挙げた市区町村が多くなっています。また、複数の自治体による自治会を対象に行われたアンケート調査によれば、地域活動への参加が難しくなっている主な要因の1つとして、時間が取れないことが挙げられており、その背景には単身世帯や女性・高齢者雇用の増加など、地域住民のライフスタイルの変化が考えられます。

主要課題

- 町会・自治会等への加入促進を図るため、市内に立地・隣接する大学に通学している若者、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される子育て世代や高齢者世帯（高齢夫婦・高齢単身）、外国人住民など、幅広い市民に対し、町会・自治会等への加入のメリットや活動の内容、加入すればどのような役割が求められるのかなどの情報を、分かりやすく丁寧に伝え続ける必要があります。
- 町会・自治会等の役員負担の軽減と活動の持続可能性の確保に資するため、それぞれの町会・自治会等の意向を踏まえながら、行政から依頼する業務の見直しに取り組む必要があります。
- 町会・自治会等の負担軽減に加え、活動自粛による対面での会議や行事・イベントの中止・延期など、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）で得た教訓も踏まえながら、地域活動におけるデジタル技術の有効活用を支援する必要があります。

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

より良い地域社会の実現に向けて、世代や分野を超えて市民同士がつながり、協働し、活発に地域コミュニティ活動に取り組んでいるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 自治会等活動の持続可能性の向上

- 住民自治の振興を図るための地域コミュニティ活動を推進することを目的に、ハード・ソフトの両面から各種補助事業を実施します。
- 多様な世代の町会・自治会等に対する関心を高め、加入率の向上に結びつくよう、チラシ・パンフレット等の紙媒体や市ホームページ・SNS等のデジタル媒体を効果的に活用し、分かりやすく親しみやすい広報活動を推進します。
- 各町会・自治会等の実情や意向の把握に努めながら、行政からの依頼事項の頻度や回数、内容などを適切に見直します。

2 地域活動のデジタル化

- 町会・自治会等活動の負担軽減により、活動の担い手不足の解消に結びつけるため、回覧物の電子データでの提供、行政からの照会事項のWEB回答方式の導入など、行政からの依頼事項に係るデジタル化を推進します。
- オンラインによるコミュニケーションツールなど、デジタル技術を活用した地域活動を支援することで、これまで多忙などを理由に参加していなかった若者や現役世代の地域活動への参加につなげていきます。

基本施策3-1-2 人権、男女共同参画、平和

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 我が国では、配偶者等からの暴力や職場等におけるセクシュアルハラスメント、インターネット上での人権侵害、障がいのある人や外国人、多様な性等に対する不当な差別や偏見など、様々な人権問題が依然として存在しています。
- 内閣府が「人権擁護に関する世論調査（令和4（2022）年8月）」によると、ここ5～6年の間に、日本で、人権が侵害されるようなことについて、どのように変わってきたと思うかについては、「多くなってきた」の回答率が38.9%に上り、「少なくなってきた」の21.9%を大きく上回っています。
- 本市が令和6（2024）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方についてどう思うか、について、「賛成（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）」の30.0%に対し、「反対（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）」が56.6%に上っており、「反対」が「賛成」を大きく上回っています。
- 内閣府の「令和5年版 男女共同参画白書」によると、未婚女性の理想のライフコース、未婚男性の将来のパートナーに対する期待を見ると、「両立コース」が「再就職コース」を大きく上回るなど、近年、主に若い世代の理想とする生き方が変わってきているとされています。
- 同白書では、このような変化を捉え、我が国の未来を担う若い世代が、理想とする生き方、働き方を実現できる社会をつくるのが、今後の男女共同参画社会の形成の促進において重要であり、このことが、家族の姿が変化し、人生が多様化する中で、すべての人の活躍にもつながるとされています。
- 本市では、核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、世界の恒久平和を願い、市民の平和意識の啓発・高揚、さらには次世代への平和継承者の育成を図ってきました。
- 1945（昭和20）年8月15日の第二次世界大戦の終戦から令和7年で80年を迎えた日本の総人口のうち、戦後生まれの割合が約9割に達し、戦争を経験された方たちが少なくなり、戦禍の記憶や教訓を今に語り継ぐことが年々難しくなっています。

主要課題

- 今後、社会状況の変化などに伴い、人々が持っている権利が脅かされる人権問題がますます多様化・複雑化していくと見込まれる中、すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも安全・安心に暮らし続けられるよう、人権擁護委員³⁵などの関係者との密な連携のもと、市民の人権意識の高揚と人権の擁護・救済に努める必要があります。
- すべての市民がともに自らの個性と能力を最大限に発揮し、持続的に活躍していけるよう、若い世代をはじめとする昨今の男女の生き方や働き方などに対する意識の変化を的確に捉えながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進する必要があります。
- 近年、国家間の対立が先鋭化し、国際的な安全環境が厳しさを増している状況の中で、こども・若者が戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、戦禍の記憶や教訓を決して風化させることなく、次世代に継承していく必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

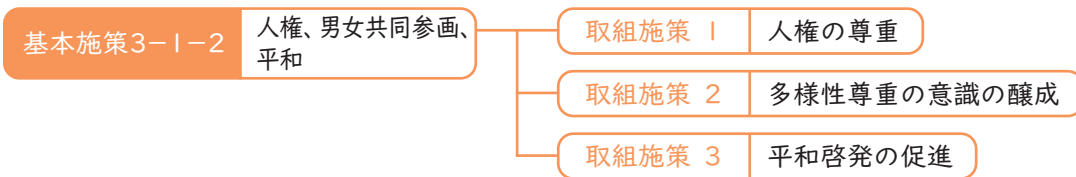
- ・ 習志野市第4次男女共同参画基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

35 市民が人権について関心を持てるよう啓発活動や人権相談を受けるなどの活動を行っている。

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

あらゆる差別や偏見がなく、誰もがお互いを尊重し合うとともに平和の尊さを共有し、すべての市民がその個性と能力を存分に発揮できるまちにするとともに恒久平和を実現するまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 人権の尊重

- 市民の人権意識の高揚を図るため、パンフレットの配布や広報紙による人権週間の周知、人権擁護委員による人権教室の開催などを通じた人権教育・啓発活動を推進します。
- 日常生活や社会生活における不当な差別や偏見など、複雑化・多様化する人権問題の解消に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

2 多様性尊重の意識の醸成

- 依然として根強く残る「男性は仕事」、「女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識や性差などによる偏見を解消し、男女共同参画及び多様性に対する認識を深められるよう、様々な媒体による情報提供や啓発講座の開催などに取り組みます。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（セクシャル・ハラスメント）など、問題を抱える女性を救済するため、相談窓口の周知徹底や被害者の支援の充実を図ります。
- 仕事と育児・介護などの仕事以外の生活との調和を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを促進するための情報提供や啓発活動を推進します。
- 政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の意思決定に参画できる機会の確保に努めます。

3 平和啓発の推進

- 原爆被爆者の会や学校などの関係機関との連携により、こども・若者が核兵器の恐ろしさや平和の尊さを深く自覚し、平和を愛する心を育むための機会を提供します。
- 核兵器廃絶平和都市宣言に基づき、市民の平和意識の啓発・高揚、次世代への平和継承者の育成に取り組みます。

基本施策 3-1-3 多文化共生

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 近年、国は、少子高齢化の進展による労働力不足を解消するために、外国人労働者や外国人留学生を受け入れるための制度改革やプロセスの整備を進めており、これらの取組によって、近年、全国的に外国人人口が急増しています。
- 出入国在留管理庁によると、令和6（2024）年末の全国の在留外国人数は376万8,977人で、前年末（341万992人）と比べ35万7,985人（10.5%）増加し、過去最多を更新しています。
- このような状況下、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は、令和2（2020）年11月に公表した「新成長戦略」の中で、人口減少と高齢化が進む我が国では、外国人が日本国内で活躍できる環境を整えることは、力強い経済成長を実現するために必要不可欠な施策としています。
- 住民基本台帳における本市の外国人人口は、令和元（2019）年12月末の4,379人から令和6（2024）年12月末の5,893人と1,514人（34.6%）増加しています。令和6（2024）年12月末の外国人人口を国籍別に見ると、ベトナムが1,584人（構成比26.9%）で最も多いなど、近年、急速に多国籍化が進んでおり、特に東南アジアからの増加が目立ちます。
- 本市は、昭和61（1986）年に米国アラバマ州タスカルーサ市と姉妹都市提携を結び、これまでに隔年での青少年交流（受入・派遣事業）や、提携周年記念事業として両市訪問団の交流といった国際的な活動を続けています。

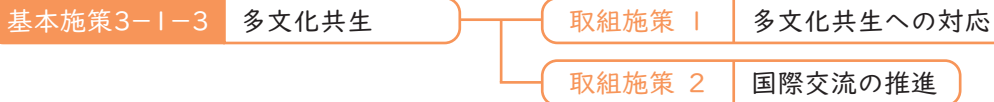
主要課題

- 在住外国人が日本文化を理解し、地域社会へ意欲的に参加することで、働き手としての活躍のみならず、地域活動の重要な担い手となり、将来にわたって持続可能な地域づくりに結びつくよう、外国人住民の目線に立った支援の充実に努める必要があります。
- 異文化への経験や理解力を身につけた国際的に活躍できる人材の育成にも結びつくよう、今後も引き続き、姉妹都市であるタスカルーサ市との国際交流を推進する必要があります。

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

より良い地域社会を共につくる仲間として外国人住民が包摂され、共に学び、共に働き、共に安心して暮らすことができるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 多文化共生への対応

- 外国人住民の円滑なコミュニケーションと社会参加を促進するため、学校や職場などライフステージに応じた体系的な日本語教育を推進するとともに、日本の文化や生活ルール・マナーを十分に理解し、習得するための機会の提供を図ります。
- すべての外国人住民が取り残されることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、外国人住民の目線に立った行政情報や生活・防災に係る情報の提供、外国人住民が抱える問題に寄り添った相談対応能力の向上を図ります。
- 外国人住民と日本人住民がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができるよう、多様性を尊重する意義について理解を醸成するための広報啓発活動や町会・自治会等への加入促進などに取り組みます。

2 国際交流の推進

- 今後も引き続き、姉妹都市であるタスカルーサ市との相互理解と友好親善を深められるよう、関係支援団体との連携のもと、中高生をはじめとする市民同士の交流や文化・教育・スポーツなど多岐にわたる分野での交流活動を推進します。
- 市国際交流協会への支援を通じ、国際性豊かな人材を育成するとともに、国際交流を積極的に推進し、国際親善及び国際理解を図ります。

第2節 誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築

基本施策 3-2-1 生涯学習

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 「生涯学習」とは、自己の充実や生活の向上のために、学習者が生きがいを持って自発的に行う自由で広範な学習活動のことであり、学校や社会の中で行われる意図的・組織的な学習のみならず、スポーツ、文化、趣味、レクリエーション、ボランティアなど幅広く多様な活動です。
- 100歳まで生きることが当たり前となる「人生100年時代」の到来に向けて社会が大きな転換点を迎えようとしている中、100年という長い期間をより充実したものとするためには、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージの中で求める能力・スキルを身につけられるよう、今後、生涯学習の重要性がより一層高まっていくと考えられます。また、生涯学習を通じてうまれる人と人との交流は、市民の生きがいや、つながりのある地域社会の形成に大きな役割を果たすものです。
- 公民館・図書館を拠点に、幼児から高齢者まで市民の幅広いニーズに応じた学習機会を提供し、生涯を通じた学びを支援しています。
- 市民のまちづくりに対する意識を醸成しながら、生涯を通じて地域で活動できる礎と仲間をつくることを目的に、平成7(1995)年から「習志野市民カレッジ」を開講し、令和6(2024)年度までに1,867人が卒業しています。市民カレッジの卒業生を対象に実施したフォローアップ調査によれば、地域活動に参加している卒業生の割合は、令和4(2022)年度が80%、令和5(2023)年度が64%、令和6(2024)年度が45%と年々低下しています。地域活動に参加していない理由について、令和6(2024)年度では、「何をしてもよいか分からない」が36%で最も高くなっています。
- 令和元(2019)年11月にオープンした生涯学習複合施設プラッツ習志野では「集う・つながる・創り出す～新たな市民活動の機会創出～」を運営の基本方針として、公園を中心に構成される本施設が機能・人材が「集う」場となり、世代を超えた交流や人材が「つながる」きっかけづくりと、つながった人材が新たな文化やコミュニティを「創り出す」支援を実施しています。開館から5周年を迎えた令和6(2024)年度の公民館や体育施設など貸室等の延べ利用人数は約24万人と、図書館や市民ホールと併せ多くの市民に利用されています。
- プラッツ習志野のフューチャーセンター³⁶は“つどい、出会い、交わり、つながる”場所として、市民活動に意欲を持つ市民の得意を伸ばし、発信を支援するため、市民活動の初動支援、活動継続支援、交流促進の各種事業を行い、市民の交流・協働・対話を後押ししています。

36 多くの人にとっての「活躍舞台・交流拠点」とするため、市民・団体・学校・企業・行政の交流や協働、対話を後押しするプラットフォーム。

主要課題

- 今後も引き続き、市民の幅広いニーズに対応できるよう、学習内容の充実を図るとともに、誰もが学びたい時にいつでも学べる学習環境を整備する必要があります。
- 市民が学習を通じて身につけた知識や技能を地域活動につなげるための機会や場の提供の充実を図る必要があります。
- 家庭、地域、学校などが連携し、こどもの読書への関心を高めるとともに、こどもが読書に親しめる機会の充実に努める必要があります。
- 市民活動に意欲を持つ市民をどのように受け入れ、活動につなげられるか、に引き続き取り組み、地域の課題を解決できる人材を増やしていくことが必要です。
- 市民が安全・安心で快適な環境のもとで、社会教育活動に取り組むことができるよう、既存の社会教育施設及び設備機器の老朽化の度合いに応じた改修・更新を計画的に推進する必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市教育振興基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市子どもの読書活動推進計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市文化振興計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 生涯学習施設改修整備計画／令和8（2026）年度～令和23（2041）年度



撮影場所：プラッツ習志野

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

市民一人ひとりが、生涯にわたり、それぞれの興味関心やライフステージに応じた学びを通して生きがいを持ち続けられるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 生涯学習の推進

- 乳幼児から高齢者まで多様なライフステージや生活課題などに対応した多様な学習機会の充実を図るとともに、学習成果を地域での主体的な活動につなげる取組を推進します。
- プラッツ習志野のフューチャーセンターにおいて、新たな市民活動の担い手であるならしのクリエイターズクラブ³⁷のメンバーと行政・事業者・地域住民をつなぎ、多様な交流をさらなる活躍へと発展させます。
- 若者が自身の興味や関心などに応じた地域活動に取り組むことができ、また、困難な状態に陥るのを防ぐための連携や支援につながるよう、地域との関わりを深める環境づくりを推進します。
- 市民カレッジの卒業生が地域活動に参加しやすいよう、在学中からのボランティア育成やボランティア活動を推進します。
- 市民のニーズに基づいた資料と市民の学習に役立つ情報を幅広く提供するために、図書館資料の充実を推進します。
- 地域社会全体で子どもたちの読書への関心を高めるための取組を推進するとともに、子どもたちが様々な場所で読みたい時に読むことができる読書環境の整備を推進します。

2 社会教育施設の再編・整備

- 公民館や図書館など地域住民にとって身近な社会教育施設について、各地域の人口構成の変化などを踏まえながら、周辺の公共施設との複合化や規模、配置の最適化を図ります。
- 地域住民の理解の醸成を図りながら、生涯学習施設改修整備計画に基づき、また、第3次公共建築物再生計画と整合を図りながら再整備を計画的に推進します。

37 自分たちの暮らしの近くに、学んで遊んで、交流できる場所をつくる市民による会員組織。

基本施策 3-2-2 文化芸術・歴史

■計画策定時の現状と主要課題

現状

- 「文化芸術」は、人々の創造性を育み、豊かな人間性をかん養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものです。これまで本市では、「習志野市文教住宅都市憲章」のもと、市民が文化に親しみ、豊かな感性を育むために、文化芸術の振興に取り組んでいます。
- 本市が令和6（2024）年度に実施した「文化・スポーツに関する市民アンケート」によると、市民文化祭、地域コンサート、市展、習志野第九演奏会といった市共催・後援の文化芸術イベントへの参加・鑑賞・認知度は、いずれも低い傾向にあります。また、今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取組では、文化の拠点として重要な役割を担っていた習志野文化ホールが令和5（2023）年3月をもって長期休館し、その再建設が待たれる中、「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」が47.3%で最も高く、次いで「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」の41.0%となっています。
- 本市の文化芸術振興のけん引役として、重要な役割を担っている習志野市芸術文化協会では、現在、所属団体の8割以上が40年以上活動し、また、70代以上の会員が7割以上を占めており、活動の停滞や会員の固定化が懸念されています。
- 市内に残されている有形無形の歴史的文化遺産は、市民の“ふるさと習志野”への強い誇りと愛着を醸成するための貴重な地域資源です。令和7（2025）年4月1日現在、市内には県指定5件、市指定10件、国登録6件の文化財があります。
- 「文化・スポーツに関する市民アンケート」によると、文化財を保存・活用することの大切さでは、90%が「大切である」または「どちらかという大切である」と回答しています。

主要課題

- 誰もが文化に親しみ心豊かに暮らせるまちを形成するため、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の充実に取り組むとともに、こどもから大人まで幅広い世代の身近な文化芸術に対する関心を高められるよう、様々な機会を捉え、市内で実施されている文化芸術活動に関する情報発信を強化する必要があります。
- 習志野市芸術文化協会の自律的・持続的な発展に資するため、新たな団体の結成加入や新しい会員を確保するための取組を積極的に支援する必要があります。
- より多くの市民が地域固有の歴史的文化遺産に興味を抱き、後世に継承していくことの重要性を深く認識できるよう、学校教育や社会教育等における文化財の活用や、文化財の展示、公開及び啓発を推進する必要があります。

■関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市教育振興基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・習志野市文化振興計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・生涯学習施設改修整備計画／令和8（2026）年度～令和23（2041）年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

誰もが気軽に文化芸術活動に親しめるとともに、市固有の個性豊かな歴史や伝統・文化とふれ合うことで、心豊かに暮らせるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 文化・芸術活動の振興

- こどもから大人まで豊かな人間性を育むことができるよう、公民館や市民ホールにおいて、市民が気軽に文化芸術にふれ合える機会や文化芸術活動の発表機会の充実を図ります。
- 関係機関との連携のもと、新たなホールの開館までの間、市民カレッジ公開講座やハミング階段コンサート、公共施設を活用したコンサートや芸術体験など、市民が身近な場所で文化芸術の楽しさ・素晴らしさを実感できる機会の提供を図ります。
- 習志野市芸術文化協会の活動の停滞や会員の固定化を改善するため、新たな団体の結成加入や新しい会員の確保に資するよう、同協会によるPR活動などを積極的に支援します。
- 市民の身近な文化芸術に対する関心や興味を高め、気軽にふれ合える機会を増やせるよう情報発信の充実に取り組みます。

2 文化財の保存・活用

- 将来にわたって歴史的文化遺産を大切に守り・活かすため、こどもから大人まで誰もが気軽にその価値や魅力にふれ、理解を深められるよう、イベントや展示、情報提供の充実を図るとともに、見学・展示場所の整備、拡充を推進します。
- 新たな文化財の指定に向け、歴史的文化遺産の調査を推進し、適切な保存に努めます。
- 指定文化財や登録文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修繕を実施します。

基本施策 3-2-3 スポーツ

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 本市は、令和8（2026）年3月に策定した「習志野市スポーツ推進計画」において、「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を基本理念とし、その実現に向け、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツの3つを施策の柱として定めています。
- これまで3つの柱の施策を推進するため、「する」スポーツでは、市民のライフステージに応じたスポーツの場の提供、「みる」スポーツでは、市民がスポーツを観戦する機会の拡大、「ささえる」スポーツでは、指導者やボランティア等の育成、スポーツを気軽に楽しめる場や環境の整備などに取り組んできました。
- 同計画では、施策の推進状況を確認するための活動指標として、「する」スポーツでは、「週1回以上スポーツを行っている市民の割合」、「みる」スポーツでは、「競技会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合」、「ささえるスポーツ」では、「スポーツボランティアなどの活動を体験したことのある市民の割合」を設定しています。
- 本市が令和6（2024）年度に実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」によると、「週1回以上スポーツを行っている市民の割合」は53.7%（目標値60.0%）、「競技会場でスポーツを観戦したことのある市民の割合」は28.0%（同40.0%）、「スポーツボランティアなどの活動を体験したことのある市民の割合」は9.0%（同20.0%）であり、「みる」スポーツと「ささえる」スポーツは、現状値が目標値を10ポイント以上下回っています。
- 我が国では、令和5（2023）年度の医療費（概算）が47.3兆円（概算）で、3年連続過去最多を更新している中で、スポーツに取り組むことの効果として、健康増進及び健康寿命の延伸につながることが期待されています。
- このような状況下、今後、本市においても、スポーツを通じた市民の健康増進を図るため、より多くの市民のスポーツへの参画を促進するとともに、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もがスポーツに親しむことのできる環境の充実に取り組む重要性がさらに高まっていくと考えられます。

主要課題

- 単にスポーツを「行う」「楽しむ」のではなく、少ない時間の中で気軽に「健康維持」のために取り組むことができるよう、スポーツに親しめる機会の充実にする必要があります。
- 今後、会場に出向かずに、スマートフォンやタブレットなどの情報端末を通じてスポーツ観戦する市民の増加が予測される中、実際に競技会場へ足を運んでもらえるよう、市民ニーズに応じたスポーツ観戦の機会の拡大に努める必要があります。
- 市民が様々なスポーツボランティア活動に参加できる機会の充実にする必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市教育振興基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市スポーツ推進計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 生涯学習施設改修整備計画／令和8（2026）年度～令和23（2041）年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

スポーツの力を活かし、市民がスポーツを通じて幸福感を得た生活を送り、市全体を活気あふれるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 「する・みる・ささえる」スポーツの推進

- こどもから高齢者まで、また、障がいの有無に関わらず、すべての市民が気軽にスポーツに取り組めるよう、それぞれの目的やライフステージに合わせたスポーツの場の提供、各地域が開催するスポーツ行事の質的充実などを支援します。
- 市民の注目度が高いトップチームの試合の誘致や試合への市民招待、トップチーム・アスリートとの交流機会の確保を図るとともに、地域スポーツを応援する意識の醸成や観戦機会の提供を図ります。
- 市内のスポーツイベントやその他県内イベント等で、市民がスポーツボランティアとして活躍できる場や情報提供の充実を図ります。
- スポーツの指導者や審判員のほか、スポーツに関わる大会・団体の運営やサポートに取り組むスポーツボランティアの育成・支援を図ります。

2 スポーツ施設の維持管理

- 市民が安全・安心で快適な環境のもとで、スポーツ活動に取り組むことができるよう、既存のスポーツ施設の日常の保守点検や定期点検を適切に実施するとともに、生涯学習改修整備計画に基づき、また、第3次公共建築物再生計画と整合を図りながら再整備を計画的に推進します。

基本施策 3-2-4 多様な生きがいづくり

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 内閣府の「令和7年版高齢社会白書」によると、令和6（2024）年の高齢者の就業率は、平成26（2014）年と比較して、65～69歳が13.5ポイント増（40.1%⇒53.6%）、70～74歳が11.1ポイント増（24.0%⇒35.1%）、75歳以上が3.9ポイント増（8.1%⇒12.0%）となっています。
- 同白書によると、直近1年間における65歳以上の者の社会活動への参加状況と生きがいの感じ方では、何らかの活動に参加した人のうち、生きがいを「十分感じている」又は「多少感じている」と回答した者は84.6%であり、いずれの活動にも参加しなかった人を23.0ポイント上回っています。
- 近年、市内総人口に対する65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成31（2019）年4月1日現在の23.2%から令和6（2024）年4月1日現在の23.7%と緩やかな増加傾向が続いています。本市が独自に推計した結果では、高齢化率は令和22（2040）年には30.4%に上昇すると予測しています。
- 本市では、高齢者の生きがい対策や社会参加の促進につなげる取組として、シルバー人材センターや老人クラブの活動に対する支援を実施していますが、近年、どちらも会員の高齢化が進み、健康面などから会員数が年々減少している状況にあります。
- 一方、町会・自治会等が高齢者の地域参加の促進を目的に行う事業に対し、補助金を交付する「高齢者ふれあい元気事業」の実施率は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、令和元（2019）年度の78.0%から令和3（2021）年度の30.1%に大きく落ち込んだものの、令和5（2023）年度では71.1%まで回復しています。
- 近年、本市では、要介護（要支援）認定実人数は前年を上回る状況が続いています。今後、高齢者の高齢化の進展によって、介護の必要性の程度を表す要介護度（介護レベル）の高い高齢者がさらに増加していくと見込まれます。

主要課題

- 住み慣れた地域の中で、高齢者自身が地域社会を支える一員として、生きがいを実感しながら、いつまでもいきいきと活躍することができるよう、就業や社会活動へ参加する機会の確保・充実に努める必要があります。
- 健康寿命の延伸を目指し、加齢や病気によって体力、気力、認知機能などが低下し、将来介護が必要になる可能性が高くなっている状態をいうフレイルに陥らないようにするため、高齢者一人ひとりの健康状態などに応じたフレイル予防対策を推進する必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市光輝く高齢者未来計画2024（高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）／令和6（2024）年度～令和8（2026）年度
- ・ 第3期高齢者保健事業データヘルス計画（第3期データヘルス計画）／令和6（2024）年度～令和11（2029）年度
- ・ 健康なまち習志野計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

高齢者がこれまで培った知識や技能を地域社会で活かすとともに、自らが積極的に健康づくりに取り組むことで、いつまでも明るく活力に満ちた生活を送ることができるまちにします。

■ 施策別の体系

基本施策3-2-4 多様な生きがいづくり

取組施策 1 高齢者の生きがい対策と社会参加の促進

取組施策 2 介護予防の推進

■ 取組施策

1 高齢者の生きがい対策と社会参加の促進

- シルバー人材センターの会員の確保・拡大を図るため、様々な機会や媒体を活用し、同センターの特色や魅力、利用するメリットを広めるPR活動を積極的に支援します。
- 老人クラブ数及び会員数の増加を図るため、各連合町会や行政などの関係機関を通じたPR活動を強化します。
- 老人クラブ会員の増強とクラブ活動の活性化にも結びつくよう、クラブの行事に参加しやすい環境を整え、会員が多く仲間たちと気軽に軽スポーツなどを楽しみ・交流することで、心身共に健康で生きがいを持って充実した生涯を過ごせるように支援します。
- 今後、高齢者ふれあい元気事業を実施する町会・自治会等をさらに増やすため、これまで同事業を実施していない町会・自治会等に対する広報啓発活動を推進します。
- 高齢者の社会参加を促進するため、祭りなど高齢者と地域住民の交流機会の充実に努めます。

2 介護予防の推進

- 高齢期における疾病予防と重症化予防に資するため、後期高齢者健康診査や歯科健康診査など各種健康診査の受診率の向上に努めます。
- 介護予防に関する知識や実施方法を取り入れ、高齢者自らが介護予防に取り組み、社会参加の機会を増やせるよう、一般介護予防事業³⁸を推進します。
- 地域の支え合いの体制づくりの推進、高齢者の健康の維持、介護予防の推進をするため、住民主体のこれらの活動に対して補助金の交付などの支援を行います。
- 寝たきりとなる原因の一つである転倒や骨折を予防するため、転倒予防体操推進員を養成・育成し、連携・協働による取組を推進します。
- 高齢者が継続して運動に取り組めるよう、65歳以上を含む団体、転倒予防体操推進員が活動している団体に対し、インストラクターによる運動指導を行うほか、介護予防の効果を高められるよう、リハビリテーション専門職が住民主体の通い場に出向き、助言などの支援を行います。

38 介護保険の第1号被保険者（65歳以上の人）のすべての人とその支援のための活動に関わる人を対象に実施するもの。

第３節 新たな魅力による産業の活性化と雇用の創出

基本施策 3-3-1 産業基盤

■計画策定時の現状と主要課題

現状

- 中小企業庁の「2025年版中小企業白書」によると、中小企業は全企業の約99.7%、従業員数全体の約70%、また、売上高から外部購入分の価値（金額）を差し引いた付加価値額全体の約56%を占め、我が国経済の中心的な役割を果たしています。
- 同白書によると、アンケート調査で中小企業・小規模事業者が最も重視する経営課題を確認した結果、「中規模企業」「小規模事業者」共に「人材確保」と回答する割合が最も高く、人材不足への対応は中小企業・小規模事業者の共通課題であるとされています。また、「中規模企業」では「省力化・生産性向上」、「小規模事業者」では「事業承継（後継者不在を含む）」の回答割合が「人材確保」に次いで高く、こうした面にも人材不足への課題感が表れていることが推察されています。
- 本市においても、地域経済の中心的な役割を果たしている中小企業・小規模事業者では、今後、後継者難や人材不足が深刻さを増し、廃業に追い込まれる企業・事業者の増加が懸念されます。
- 本市では、市内での創業に興味のある人や創業を目指す人、創業して間もない人を対象に、関係機関と連携し、創業に関する総合的な相談や情報の提供、市内で創業・独立開業するために必要な資金の融資、創業の基礎や専門知識を習得できる創業塾の開催など、様々な支援を行っています。
- 市内には、千葉工業大学、日本大学、東邦大学といった理・工学系大学が集積しています。本市では、これらの地域資源を活かし、産学官の人的連携を基軸としたネットワークによる地域情報拠点（プラットフォーム）を通じて、ものづくり人材の育成・定着に向けた事業を実施しています。

主要課題

- 中小企業・小規模事業者の持続可能性の向上に寄与するため、新技術・新製品の開発、新規顧客・販路の開拓、先端技術の導入による生産性向上、円滑な事業承継のためのサポートなど、企業・事業者のニーズに即した支援の充実に努める必要があります。
- 地域経済の持続的な発展に向け、関係支援機関との連携により、創業前から創業後の経営安定まで切れ目のない支援を推進する必要があります。
- 理・工学系大学の集積を活かして、本市のものづくりを支える優れた人材の育成・定着を図るため、大学生の市内企業に対する認知度向上や、市内企業と大学の教員及び学生とのつながりを深める交流機会の確保などに努める必要があります。

■関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市産業振興計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

地域経済を支える中小企業の持続可能性を高めるとともに、社会・経済環境の変化に対応し、習志野市らしい力強い成長が実現できる事業基盤が形成されたまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 経営の安定化

- 市内で操業する中小企業・小規模事業者に寄り添った伴走型の支援をきめ細かく実施できるよう、商工会議所や金融機関などの関係支援機関との連携強化を図ります。
- 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター、商工会議所及び金融機関との連携により、早期の事業承継に向けた伴走型支援を積極的に推進します。
- 中小企業・小規模事業者の経営の安定化と持続可能性の向上に資するため、商工会議所や金融機関との定期的な意見交換などを通じ、融資制度の充実を図ります。

2 創業の強化と創業機運の醸成

- 今後も引き続き、ならしの創業塾の開催により、創業を希望する市民に対して創業に必要な専門知識を習得できる機会の提供を図ります。
- 市内での創業希望者や創業者がワンストップで相談できる体制を整備するとともに、市民が創業に関心を持ち、これからの職業の選択肢の1つに加えてもらえるよう、創業に関するセミナーや講演会などを開催します。
- 市内で創業・起業しやすい環境を整備するため、空き店舗を活用した家賃補助や市内での創業を希望している外国人住民への支援に取り組みます。

3 産学官連携の推進によるものづくり人材の支援

- 市内の事業所数及び法人数の維持に資するため、産学官連携プラットフォーム事業³⁹を活用したものづくり人材の育成・定着に向けた相談等を実施します。
- 産学官連携プラットフォーム事業において、市内3大学の学生の市内就職を促進するため、ものづくり人材の確保に向けた相談等を実施します。

39 本市の潜在的な資源である大学や市民などを最大限に活用する環境を整えるため、産学官の人的交流を基軸としたネットワークによる地域情報拠点（プラットフォーム）を置き、産学交流の事業を行ない、産業の活性化を図るもの。

基本施策 3-3-2 商工業

■計画策定時の現状と主要課題

●商業

現状

- 他の地域では、これまでの商業集積を活かしつつ、地域商業を確立するために商店街の整備が行われました。これらの結果、現在、ＪＲ、京成線の各駅周辺は商業集積地となり、地域密着型の商店街が形成されています。
- 近年、本市の商業は、消費者の生活スタイルの変化や生活行動圏の広がり、インターネットなどを活用した新たな販売形態の拡大などの社会環境の変化、近隣他市への大型商業施設の進出などにより、厳しい競争下に置かれています。
- 加えて、各商店会などの会員の高齢化、後継者不足、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）の影響等による会員の減少、商店街街路灯の老朽化などの問題が顕在化しています。

主要課題

- 市民はもとより、競合関係にある近隣他市からも多くの来街者を市内へと引き込むため、ＪＲ津田沼駅周辺及び地元商店街の回遊性の向上や魅力的なイベントの開催を通じた賑わいの創出など、新たな魅力を兼ね備えた商業集積づくりに向けた取組を積極的に支援する必要があります。
- ＩＣＴの目まぐるしい進歩やインターネットを活用した販売・購入、キャッシュレス決済など、今後ますます多様化していくと見込まれる消費者ニーズに対応したサービスの向上や、大学・地域・地域住民・市民活動団体など多様な主体との連携による商業基盤の強化など、時代に即した商業振興を促進する必要があります。

●工業

現状

- 本市の工業は、主に戦前から続く中小工場や、戦後の企業誘致によって進出した大手企業、市内から２次埋立地へ移転進出した中小企業、市外からの進出企業により構成されています。
- 東習志野地区、実籾・屋敷地区など内陸部の工業地では、安定した操業がなされていますが、一部では既存工場の撤退や廃業などに伴う商業施設や住宅地への転換が見られます。また、茜浜・芝園地区といった臨海部の工業地では、盛衰による入替はあるものの、安定した企業立地となっています。
- 平成２５（２０１３）年の東関東自動車道谷津船橋インターチェンジの開通以降は、広域的な交通利便性がさらに向上したことにより、特に物流の拠点として臨海部への企業進出が多くなっています。
- 経済産業省の「２０２５年版ものづくり白書」によると、新規学卒者の製造業への入職割合は、平成１２（２０００）年を境に低下傾向にあり、令和５（２０２３）年では８．６％、平成１２（２０００）年の１４．０％と比べて約６割の水準に低下しています。
- このような若者のものづくり離れは、グローバル化を背景とした製造業の海外生産移転と相まって、今後の本市における工業振興のあり方にも影響を及ぼすことが懸念されます。

主要課題

- 現在、市内で操業している企業の転出を防ぐとともに、新たな企業が進出しやすいよう、交通便利性の高さを活かした良好な操業環境を保持するとともに、工業用地をより有効活用できる仕組を構築する必要があります。
- 今後も産学官連携のもと、市内企業の技術開発力の向上や新技術・新製品の開発を積極的に支援し、都市間競争・国際競争に負けない企業づくりに取り組む必要があります。
- 人手不足や後継者不足の解消に向け、企業側に対して柔軟な勤務体制や求人年齢幅を広げるなどの工夫を求め、若年層はもとより、女性や高齢者といった潜在的な労働力の掘り起こしに努める必要があります。

関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・習志野市産業振興計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・経営発達支援計画（第2次）／令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

施策の目的（目指すまちの姿）

将来にわたって活力ある地域経済社会を維持するため、企業・事業者の活力と創意工夫の発揮を積極的に後押しし、活発な経済活動が持続的に展開されているまちにします。

施策別の体系

基本施策3-3-2 商工業

取組施策 1 商業の振興と商店街の活性化

取組施策 2 地域に根ざした産業の育成と担い手の確保

取組施策

1 商業の振興と商店街の活性化

- 市内事業者、商店会連合会及び市などの関係者が一体となり、各商店会の会員の増加や自主財源の確保に取り組みます。
- 地域消費の促進に結びつくよう、事業者ニーズの把握に努めながら、キャッシュレス決済、デジタル化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への取組など、時代に即した支援策を推進します。
- 街路灯の維持管理・整備や事業承継などの課題の解消に取り組み、持続可能な商店街づくりを推進します。
- 各商店街で開催されるイベントなどを支援し、賑わいの創出と地域の活性化を図ります。
- 様々な媒体を活用して市内の商店街の取組や魅力を市外にも積極的にPRすることで、商業都市としてのブランドイメージの向上に努めます。

2 地域に根ざした産業の育成と担い手の確保

- 産学官連携による新技術・新製品の開発を支援するなど、特色あるものづくりができる環境を整備します。
- 新たに本市への進出を検討している企業や、拡張を予定している既存企業からの相談に対し、柔軟かつ迅速な対応を図ります。
- 商工会議所と連携し、市内外に向けて既存企業の優れた製品・技術などのPR活動を推進します。
- 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター、商工会議所及び金融機関などの関係機関との密な連携により、事業承継に課題を抱える事業者への的確な対応に努めます。
- 市内事業所数及び法人数の維持に資するため、地域経済対策の実施による市内事業者への優先発注や、事業承継に関する相談などを通じ、担い手の確保を支援します。
- ものづくり人材の育成・定着を支援するため、市内企業の紹介及び販路拡大を目的とした「習志野グローバルものづくりガイド」や展示会への出展などを通じ、事業者が相談できる機会・体制の充実を図ります。

基本施策 3-3-3 都市農業

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 「都市農業」とは、市街地及びその周辺において行われる農業であり、消費地に近いという利点を活かした新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎやうるおいといった緑地空間の提供など、多面的な機能を有しています。
- 本市の農業は、首都圏の大消費地に近接する立地条件のもと、充実した流通網を活かし、春夏にんじん、秋冬ねぎ、ほうれん草やわさび菜などの軽量野菜の生産に加え、消費者への直接販売を目的とした多様な野菜生産も盛んに行われています。
- 昨今、全国的に高齢化や後継者不足により農業者が減少している中、本市でも後継者不足や経営耕地面積の減少等の理由で農業者の減少が続いています。令和2(2020)年6月1日現在、本市の販売農家数と経営耕地面積は、どちらも対平成27(2015)年比で約6割減と大きく減少しています。また、令和2(2020)年6月1日現在の基幹的農業従事者(15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者)の年齢構成比を見ると、60歳代が32.8%(38人)、70歳代が30.2%(35人)、80歳以上が18.1%(21人)であり、60歳代以上が合計94人で全体(116人)の約8割を占めています。
- 一方、国が三大都市圏の住民を対象に令和5(2023)年10月に実施したアンケート調査結果によると、都市農業・都市農地を「是非残していくべき」(35.9%)と「どちらかといえば残していくべき」(35.8%)を合わせた「保全すべき」が71.7%に上っており、都市農業が果たしている多様な役割が高く評価されていることが分かります。

主要課題

- 農業経営の規模が著しく縮小傾向にある状況下において、今後も引き続き、都市農業の継続と都市農業が有する多面的な機能の発揮を図るためには、農地の貸借制度を周知し、営農意欲の高い農業者への農地利用の促進を図る必要があります。
- 今後、高齢化や後継者不足によって営農が困難となるおそれがある農業者への対応を強化するとともに、市内就農希望者や女性農業者、定年帰農者などの担い手に対し、それぞれのニーズに応じた支援を検討する必要があります。
- 地域の商店街や大型商業施設との連携により、市内で生産された農産物や農産物加工品をより多くの市民が入手しやすい仕組みづくりやブランド力の向上などに取り組むことで、地元農産物の消費(市産市消)の拡大に努める必要があります。
- 身近に農業を体験できる場の拡充や各種イベントの開催などを通じ、市民の都市農業に対する理解と関心を高め、都市農業を地域ぐるみで支え続ける環境を醸成する必要があります。

■ 関連する主な個別計画(計画名及び計画期間等)

- ・ 習志野市産業振興計画/令和8(2026)年度~令和15(2033)年度
- ・ 地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)/令和7(2025)年度~令和16(2034)年度
- ・ 習志野市農業振興地域整備計画/令和7(2025)年度変更
- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想/令和5(2023)年度~令和15(2033)年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

都市農業が有する多面的機能が将来にわたって適切に維持されるよう、地域全体で農業・農地を活かすまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 持続的な農業経営の支援

- 営農意欲の高い農業者への農地集積と集約化により、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、農地貸借制度の活用を促進します。
- 農業経営の安定化に資するため、地元農作物及び農産物加工品の知名度向上やブランド化に向けた取組を推進します。
- 市内の飲食店や直売所などにおける地元農産物の活用促進により、地元農産物の消費（市産市消）の拡大を目指します。

2 多様な担い手の確保・育成

- 新規就農者に対し、国の補助金の活用に加え、農産物の出荷資材費用の一部支援など本市独自の支援策を継続することで、営農しやすい環境を維持します。
- 農業後継者や女性農業者、定年帰農者に対して補助金制度の情報提供や農地の斡旋など支援体制を構築します。

3 市民が農業に親しむ機会の創出

- 市民が気軽に農業に親しめる機会として、市民農園を運営するとともに、民営市民農園の開設支援に取り組みます。
- 農業者と地域住民が共に豊かな市民生活を享受できるよう、農業祭や商業施設などにおける各種イベントを活用した地元農産物の供給を推進します。

基本施策 3-3-4 シティプロモーション

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 我が国では、本格的な人口減少社会が到来し、主に子育て世代をターゲットに据えた自治体間での定住人口の獲得競争が激しさを増している中、昨今、多くの自治体では、従来の「定住人口」や観光・レジャーなどを目的に一時的にその地域を訪れる「交流人口」に加え、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の確保に向けた取組が活発化しつつあります。
- このような状況下、地域の魅力やブランドを内外に向け効果的に発信することで、そのまちに「住みたい」「訪れたい」「関わりたい」といった興味や意欲を喚起し、域外からの定住・交流人口及び関係人口の獲得や住民のまちへの愛着・誇り（シビックプライド）の醸成に結びつける、いわば自治体の宣伝・広報活動である「シティプロモーション」の効果を高める重要性が飛躍的に増えています。
- 一方、本市が市外在住者の意識やまちのイメージの把握などを目的に、平成29（2017）年度に実施した「市外意識調査」において、千葉県内における本市の認知度は、船橋市、市川市に次ぐ第3位に挙げられていますが、回答者の約3割（35.6%）程度にしか知られていない状況です。
- 本市の観光資源には、谷津干潟や谷津バラ園、茜浜緑地、千葉県国際総合水泳場などがあり、年間を通して多くの人たちが訪れているほか、夏の風物詩として定着している「習志野きらっと」をはじめ、各地域で開催されている祭りや催しは、地域の人たちが「ふるさと習志野」を実感できる機会として親しまれています。
- しかし、市域外、特に遠方から集客が見込めるような、通俗的な意味での観光資源には乏しいことから、観光面での対策の必要性が市民には認識されにくい状況にあります。

主要課題

- 本市が将来にわたって「活気に満ちた持続可能な習志野」を目指し、安定的に若者や子育て世代の増加、定着・定住の促進を図るためには、単に「住む」だけではなく、豊かな暮らしにつながる付加価値を高めていくことが極めて重要であり、そのためには習志野ならではの様々な地域資源を活かし、市内外の多くの人たちを魅了する強い「習志野ブランド」を確立することが必要です。
- 多くの人々や消費を市内へ引き込み、地域経済の活力の増進に結びつけられるよう、習志野ならではの観光資源の魅力や可能性を最大限まで引き出し、訪れたいまちとしてのブランド力を構築・強化するとともに、ターゲットを明確にした観光プロモーションを推進することで市内外に対する認知度向上に努める必要があります。

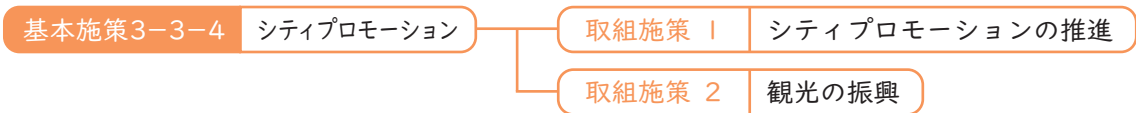
■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市産業振興計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

様々な地域資源の魅力や可能性を最大限に引き出し、市内外のより多くの人たちから「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」「関わりたい」と強く選ばれるつづけるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 シティプロモーションの推進

- 既存の取組や地域資源を集約し、ブランドメッセージやロゴマークとともに市内外へ情報発信することで、習志野ブランドの浸透を図るとともに、習志野ブランドコンテンツの関連イベントの開催を促進します。
- 研修の開催などにより、市内のプロモーション推進体制の強化と職員一人ひとりのシティプロモーションに関するスキル及び広報マインドを高めていきます。
- 事業者・関係団体等の情報発信力などを活用し、官民連携によるイベント・プログラム等を企画・実施するとともに、シティプロモーションにつながる取組を推進します。
- 市内外から参加できるイベントなどの機会を捉え、習志野のファンを育て、ファンが活動できる場を創出することで、市内在住か否かを問わずに多くの人たちのシビックプライドの醸成を図ります。
- 地域・学校・事業者などとの連携による情報発信やイベントを開催し、本市（地域）に継続的に関わる人たち（関係人口）の増加に結びつけます。

2 観光の振興

- ターゲットを明確にした上、歴史や文化など本市ならではの魅力をぶらっと習志野観光ガイドブックやSNS等を活用して市内外へ情報発信するとともに、習志野ならではの魅力の発見や体験を通じた地域密着型の観光振興を推進します。
- ドラマや映画などの映像作品のロケーション誘致に積極的に取り組み、いわゆる聖地巡礼の観光誘客を図ります。
- 市民まつりをはじめとする市内イベントの情報発信や、市民と観光客が一緒に楽しむことができる体験型イベントの開催などに取り組みます。
- 市の歴史や文化、産物をモチーフに開発された「習志野市ふるさと産品」や「習志野ソーセージ」の普及を図るとともに、これらを活用したイベントの実施や情報発信により市内への観光誘客を促進します。
- 市民のシビックプライドの醸成にも結びつくよう、ご当地キャラクター「ナラシド♪」「ソラシノ（16分音符）」のイベント出演や、キャラクターグッズの充実を図るとともに、市全体で市内小中高生のスポーツ・音楽関係の部活動が参加するイベントを増やします。

習志野市
前期基本計画

I

財政計画

II

市政経営の
基本方針

III

前期基本計画
(施策分野別計画)

1

2

3

第1章
第2章
第3章

IV

人口ビジョン

V

地方版総合戦略

基本施策 3-3-5 就労・雇用

■ 計画策定時の現状と主要課題

現状

- 厚生労働省の「令和6年版厚生労働白書」によると、近年、全国的にパートタイム、有期雇用、派遣といった非正規雇用労働者が増加傾向にあるとされています。また、非正規雇用労働者は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題があり、正規雇用を希望しながらそれがかかわない、不本意非正規雇用労働者が令和5（2023）年では9.6%存在し、年齢階級別では25～34歳の若年層で13.1%と高くなっているとしています。
- 現在、本市では厚生労働省・船橋市との連携による、ふなばし地域若者サポートステーションに参画し、若者の職業的自立を支援するための無料相談やキャリアコンサルティング、ジョブトレーニング、職場実習などを通じた就職のサポートに取り組んでいます。
- 本市が、令和5（2023）年7月に市内に本社及び事業所を置く企業を対象に実施した「習志野市経済動向調査（上期）」によると、経営上の課題について、「労働力不足（雇用の問題）」は、従業員21人以上では65.8%、同6人以上20人以下では45.5%に上っています。
- このような結果から、本市の地域経済を支える中心的な役割を果たしている中小企業・小規模事業者の中には、採用意欲がありながら、求人ニーズに合った人材を思惑通りに確保できていないなど、雇用上の課題を抱えている企業・事業者が相当数存在していると考えられます。
- 本市が令和6（2024）年度に実施した「ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査」によると、ワーク・ライフ・バランスに関する制度の活用状況について、育児休暇制度を除き、いずれの制度も「制度がない」が最も多くなっています。

主要課題

- 商工会議所との連携のもと、市内企業・事業者の求人ニーズを的確に把握し、求人者及び求職者双方の希望に沿った求人開拓を促進する必要があります。
- 求職者が新しい職業や今の職業で必要とされるスキルの変化に適應できるように、市内企業・事業者のニーズを踏まえつつ、求職者の能力向上を支援する必要があります。
- 今後、生産年齢人口が減少し、労働力人口の減少が見込まれる中、シニア人材がこれまで培ってきた知識やスキルを活用して、労働の質を高め、能力発揮が可能となるような環境を整備する必要があります。
- フレックスタイム制やボランティア休暇制度など、育児・介護以外の制度が未導入という事業所が多数を占め、ワーク・ライフ・バランス推進のための行政の制度や支援に向けた姿勢への理解が進んでいない現状を踏まえ、事業所に情報をより効果的に届けるための仕組みを検討する必要があります。

■ 関連する主な個別計画（計画名及び計画期間等）

- ・ 習志野市産業振興計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
- ・ 習志野市第4次男女共同参画基本計画／令和8（2026）年度～令和15（2033）年度

■ 施策の目的（目指すまちの姿）

良好な雇用・就労の環境が整い、すべての人がやりがいや充実感を実感しながら、心身ともに健康でいきいきと働き続けることができるまちにします。

■ 施策別の体系



■ 取組施策

1 就労・雇用の支援

- ふるさとハローワークならしの利用者数の増加を図るため、同機関の周知・啓発活動を積極的に推進します。
- 中小企業・小規模事業者の人手不足の解消に資するため、企業・事業者による面接会や説明会などのマッチングイベントの支援に取り組みます。
- 求職者の就労支援のため、千葉県、近隣自治体及び千葉県ジョブサポートセンターなどの関係機関と連携・協力し、就労セミナーなどの開催や労働に関する知識の普及・啓発などの情報提供を行います。
- 働くことに踏み出せなかったり、悩みを抱えている若者無業者の就職を支援するため、ふなばし地域若者サポートステーションによる合同企業説明会や個別相談会に参画します。
- 求職者が新しい職業や今の職業で必要とされるスキルの変化に適應できるよう、能力開発を支援するほか、就労を希望するシニア人材と市内企業・事業者とのマッチングを促進します。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 積極的にワーク・ライフ・バランス（パラレルキャリア等を含む）講座を開催し、いきいきと働く人（市民）を増やします。



IV

人口ビジョン

「IV 人口ビジョン」では、最新の習志野市人口推計や近年の人口動態を分析し、目指すべき人口の将来展望を示しました。

IVで示す人口の現状及び将来の見通しを踏まえて、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定に基づき、次項(V 地方版総合戦略)を策定します。

① 人口ビジョンの対象期間

人口ビジョンの対象期間は、習志野市総合計画（基本構想）との整合性を確保するため、令和8（2026）年度から令和23（2041）年度までの16年間とします。

② 基本的な視点と取組の方向性

平成27（2015）年度策定の人口ビジョンでは、目指すべき将来の人口像として、「2041年（令和23年）に人口16万4千人以上を目指す」と掲げ、これまで地方版総合戦略の取組を推進してきました。

令和6（2024）年度に実施した最新の習志野市人口推計では、本市の人口は令和17（2035）年頃の17万8千人台をピークに減少局面に転じ、人口ビジョンの対象期間の最終年度である令和23（2041）年頃には17万6千人台と予測されています。このことから、目指すべき将来の人口像は概ね達成される見込みです。

一方、近年の人口動態に基づくと、日本人住民の自然減数はマイナスで推移しており、本市の人口増加は社会増数によって支えられている状況です。

このような状況を踏まえ、特に日本人住民については、将来に向けて死亡数が出生数を上回る自然減数の拡大が見込まれることから、そのマイナスの影響を最小限に食い止め、バランスのとれた人口構造を確保できるよう、こども・子育て家庭への支援をより一層充実させる必要があります。

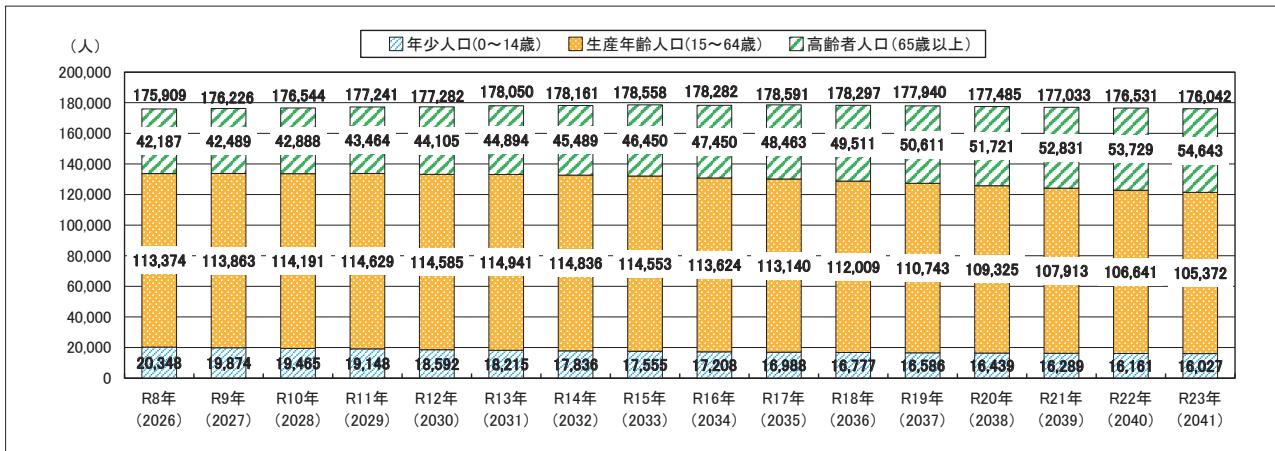
また、転入数が転出数を上回る社会増数が年1千人未満で推移していることから、引き続き社会増の維持・拡大を図ることが重要です。

③ 人口の将来展望（目標人口）

本市では、引き続き前項で述べた取組の方向性を効果的かつ着実に具現化し推進していくことを前提に、**令和23（2041）年における目標人口を「17万6千人」**と設定します。

なお、人口ビジョンの実現に向けた基本方針や基本目標は、次項（V 地方版総合戦略）に示します。

習志野市の総人口と年齢階層別人口の将来予測

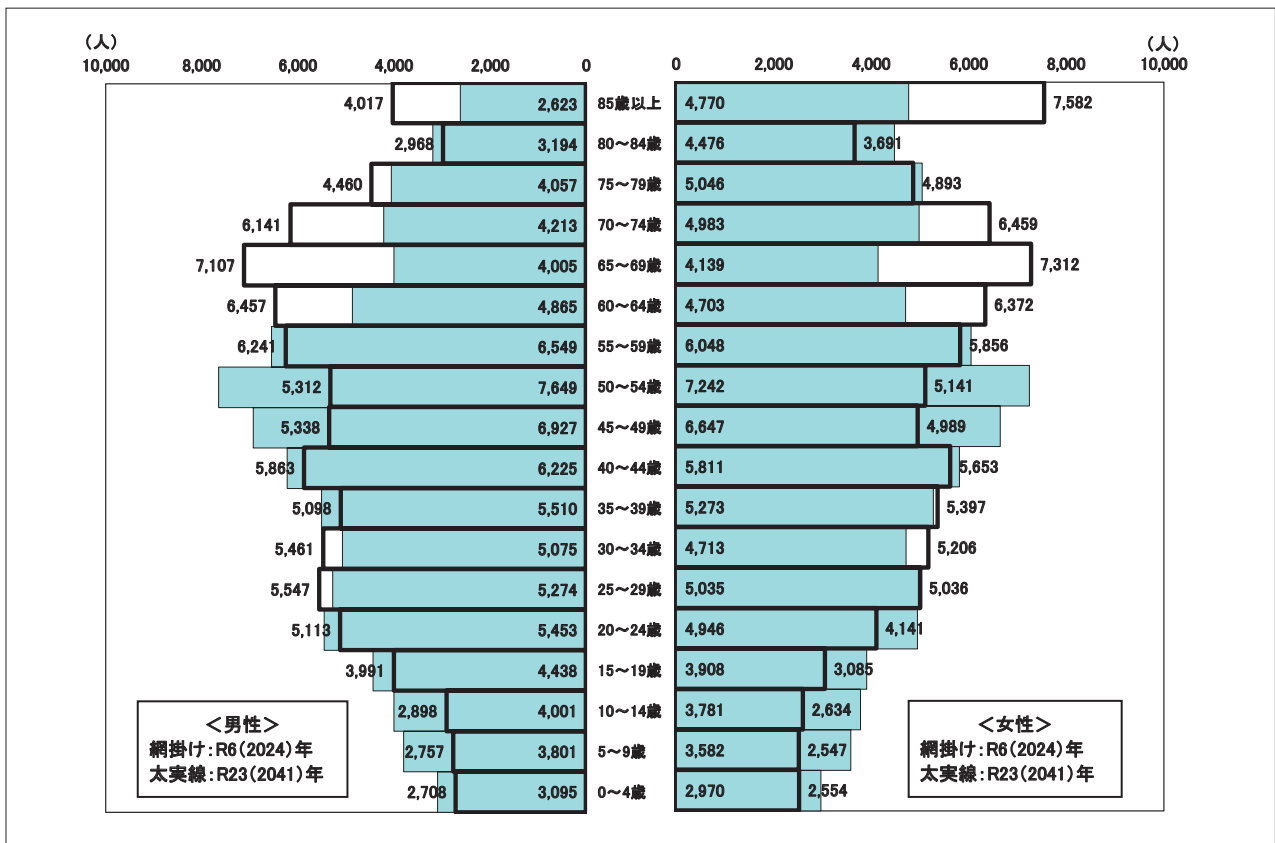


習志野市の人口ビジョン

年	令和8年(2026)	令和9年(2027)	令和10年(2028)	令和11年(2029)	令和12年(2030)	令和13年(2031)	令和14年(2032)	令和15年(2033)	令和16年(2034)	令和17年(2035)	令和18年(2036)	令和19年(2037)	令和20年(2038)	令和21年(2039)	令和22年(2040)	令和23年(2041)
人口	175,000	176,000	176,000	177,000	177,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	178,000	177,000	177,000	177,000	176,000	176,000

※習志野市の人口ビジョンは、習志野市の総人口と年齢階層別人口の将来予測を基に、各年における目標人口を示します。

習志野市の令和6年（実績値）と令和23年（推計値）の男女別5歳階級別人口



注) 端数処理の関係により、令和23(2041)年の男女別5歳階級別人口を積み上げた人口は、「習志野市の総人口及び年齢階層別人口」とは一致しない。

V

地方版総合戦略

まち・ひと・しごと創生法第10条に規定する
市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

「V 地方版総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少社会への対応と地方創生の実現のため、地方公共団体がそれぞれの地域の状況に応じて策定する計画です。「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期)」として、本市における地方創生に関わる目標及び取組内容を前期基本計画と一体的な計画として策定します。

I まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）の位置づけ

I 位置づけ、総合戦略（第2期）の検証と方向性

位置づけ

平成26（2014）年11月公布の「まち・ひと・しごと創生法」第10条において、市町村は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、区域の実情に応じた地方版総合戦略を定めるよう努めなければならないと定められています。これを踏まえ、本市は、平成27（2015）年10月に「習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（第1期）」を策定しました。

その後、国は「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元（2019）年6月版）」において、地方自治体が総合計画などを見直す際に、見直し後の総合計画などにおいて、人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定される等、次期地方版総合戦略としての内容を備えている場合には、総合計画などと総合戦略を一体的に策定することが可能であるとの見解を示しています。これを踏まえ、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」は、後期基本計画と一体的な計画として策定しました。

引き続き「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）」は、国及び千葉県の「総合戦略」との整合・連携を図りつつ、習志野市前期基本計画と一体的な計画として策定します。

総合戦略（第2期）の検証

国は、令和7（2025）年6月に「地方創生2.0基本構想」を閣議決定しました。これは、平成26（2014）年に「地方創生」が開始されてからの10年間の成果と反省を踏まえ、今後10年間を見据えた「地方創生2.0」の方向性を示すものです。

この中で、各自治体は「地方創生2.0基本構想」を参考に地方創生2.0を推進する取組に早期に着手するとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証及び見直しを進めることを求めています。

「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」では、「習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（第1期）」から引き続き、4つの基本目標の達成を目指して、様々な施策を推進してきました。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」基本目標

1. 「安心して産み育てること、未来をひらく教育を受けることができるまちづくり」
2. 「魅力あるくらしのできる習志野へ “新しいひとの流れ”をつくるまちづくり」
3. 「しごとをつくり、“働きたい”をかなえるまちづくり」
4. 「未来に対応する地域をつくり、支え合い・つながりで安心なくらしを守るまちづくり」

これらの基本目標に係る重要業績評価指標（KPI）は、一体的な計画として策定している後期基本計画と併せ、行政評価により施策の進捗状況について毎年度評価をしています。

各基本目標に係る数値目標の達成状況は、いずれの実績値も目標値の達成が困難な状況にあります。これは、時代の変化とともに年少人口、生産年齢人口の減少と、高齢者人口の増加による人口構造が変化していることや、事業者の新陳代謝が進んでいること、地域が抱える課題の多様化・個別化が進行していることなどの社会情勢の変化を表したものであり、まちの持続的な発展に向け、人口構造の変化への対応、地域経済の活力の維持・増進、生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる社会の充実に取り組む必要があります。

「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」基本目標と進捗状況

基本目標1 安心して産み育てること、未来をひらく教育を受けることができるまちづくり

数値目標	基準値	目標値 (R7)	実績値 (R6)
(1) 年少人口の減少抑制	21,220人 (R7年度推計値)	21,951人	20,803人
(2) 子育て支援施策の満足度 (20～40歳代の平均)	25.9%	33.3%	26.0%
(3) 学校教育の施策の満足度 (20～40歳代の平均)	23.4%	35.0%	28.9%

基本目標2 魅力ある暮らしのできる習志野へ “新しいひとの流れ”をつくるまちづくり

数値目標	基準値	目標値 (R7)	実績値 (R6)
(1) 20歳代転出者数の縮減： 3%減	3,314人	3,215人	3,741人
(2) 子育て世代転入者数の増 (30～49歳)：3%増	3,110人	3,203人	2,867人
(3) 東京都からの転入者数の増： 2.5%増	1,407人	1,442人	1,419人

基本目標3 しごとをつくり、“働きたい”をかなえるまちづくり

数値目標	基準値	目標値 (R7)	実績値 (時点)
(1) 市内事業所数	4,270事業所 (平成26年)	現状維持	4,136事業所 (R1)
(2) 市内設立法人数	239件 (H28～30年度 平均)	299件 (R5～R7年度 平均)	92件 (R6)
(3) 完全失業者に対する「ふるさと ハローワークならしの」を通じた 就職件数の割合	11.9% (H27年国勢調査 ベース)	14.5% (R2国勢調査 ベース)	8.3% (R6)

基本目標4 未来に対応する地域をつくり、支え合い・つながりで安心なくらしを守るまちづくり

数値目標	基準値	目標値 (R7)	実績値 (R6)
(1) 市民満足度 (『住みよい』と感じる人の割合)	83.1% (H30)	90.0%	82.8%
(2) 健康寿命 (平均自立期間：日常生活に支障を要しない期間)：延伸(平均寿命延伸分を上回る)	65歳男性： 18.88年 65歳女性： 22.09年 (H30年度末)	H30年度末より 延伸	65歳男性： 18.92年 65歳女性： 21.53年
(3) 自主防災組織の組織率 (自主防災組織加入世帯/ 全世帯)	60.6% (平成31年3月末)	65.0%	59.8%

方向性

総合戦略(第2期)の検証を踏まえつつ、「習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期)」は、本市の最上位計画である「習志野市基本構想」・「習志野市前期基本計画」との整合・連携を図りつつ、「地方創生2.0基本構想」で示された目標、基本的方向を勘案した構成・内容とします。

(基本姿勢・視点)

- ・人口減少を正面から受け止めた上での施策展開
- ・若者や女性にも選ばれる地域づくり
- ・異なる要素の連携と「新結合」
- ・AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装
- ・都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
- ・好事例の普遍化(点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携)

2 計画期間

総合戦略(第3期)の計画期間は、一体的な計画として策定する習志野市前期基本計画との整合を図り、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 基本目標と施策

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）の基本目標

まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）の基本目標は、習志野市基本構想の将来都市像及びその実現のための3つのピース、市政経営の基本方針との整合を図りつつ、「地方創生2.0基本構想」で示された「目指す姿」や「政策の5本柱」等を踏まえながら、以下のとおり設定します。

また、進捗状況を客観的に検証するため、基本目標ごとに実現すべき成果に係る数値目標、施策ごとに客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定します。

習志野市基本構想

将来都市像

多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野

将来都市像を実現するための3つのピース

いつまでも住み続けたい「まち」
育み学び健康で笑顔輝く「ひと」
すべてが調和し充実する「活動」

市政経営の基本方針

「あらゆる循環を想定した持続可能な行財政運営」

多様な主体との連携
徹底的なデジタル化
経済効果の追求

地方創生2.0基本構想

目指す姿

我が国の基盤である「強い」経済と、「豊かな」生活環境を更に発展させ、その基盤の上に、地域や人々の多様性が、国民の多様な幸せ、「新しい日本・楽しい日本」を創り出していく。

政策の5本柱

- ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- ②稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生
～地方イノベーション創生構想～
- ③人や企業の地方分散
～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
- ④新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- ⑤広域リージョン連携

千葉県地方創生総合戦略

習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）

基本目標1

いつまでも住み続けたい
地域の特性を踏まえた機能的なまち
▶▶ いつまでも住み続けたい「まち」に該当

基本目標3

すべてが協和し充実する
誰もが生涯にわたって活躍できるまち
▶▶ すべてが協和し充実する「活動」における第1節、第2節に該当

基本目標2

育み学び健康で笑顔輝く
若い世代・子育て世代の希望がかなうまち
▶▶ 育み学び健康で笑顔輝く「ひと」に該当

基本目標4

魅力の向上による産業の活性化と雇用の創出
賑わいがうまれるまち
▶▶ すべてが協和し充実する「活動」における第3節に該当

2 基本目標と施策

基本目標Ⅰ いつまでも住み続けたい 地域の特性を踏まえた機能的なまち

基本目標の方向性

すべての市民が便利で充実した暮らしができるまちを目指し、都市基盤の計画的な整備と適切な維持管理に取り組むとともに、循環型社会や脱炭素社会の実現に向けた活動など、環境にやさしいまちづくりを推進し、暮らしにゆとりと豊かさをもたらします。

また、ハード面とソフト面の両面から防災・危機管理体制や防犯、交通安全対策の強化を図ります。

さらに、都市機能の最適配置や新しいまちづくりに取り組むとともに、居住や産業等の都市機能と自然環境がバランス良く調和した土地利用を進め、まちの魅力や可能性を高めます。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値	目指す方向 (R15)
20歳から39歳までの子育て世代人口の平均転入超過数	-19人 (R4~6平均)	↑
居住誘導区域内の人口密度	120.9人/ha (H27)	↑
自主防災組織の加入世帯数	50,874世帯 (R6)	↑
自主防災組織助成金の申請組織数	196団体 (R6)	↑

※目指す方向（R15）は、指標の推移として望ましい方向（↑増加、↓減少）を示すものです。

該当施策

前期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指標（KPI）は、各施策の指標とします。

施策番号 (章・節・項)	施策名(項)
1-1-1	道路
1-1-2	ガス・水道・下水道
1-1-3	公園・緑地
1-1-4	地球温暖化対策・生活環境・自然環境
1-1-5	循環型社会
1-2-1	防災・危機管理
1-2-2	消防・救急
1-2-3	防犯・交通安全
1-2-4	消費生活
1-3-1	コンパクトなまち
1-3-2	市街地整備

基本目標 2 育み学び健康で笑顔輝く 若い世代・子育て世代の希望がかなうまち

基本目標の方向性

生涯にわたって健康で元気に暮らし続けることができるよう、医療と福祉、保健の充実を図ります。また、こども・若者が持つ可能性を最大限に引き出し、自らの夢や希望を実現できるよう、教育、学習環境や人材育成の拡充を図るとともに、誰もが子育てをしやすい環境を整え、支援体制を強化します。

さらに、市民一人ひとりが互いに支え合いながら、未来を担うこども・若者から高齢者まで、すべての世代が輝き、躍動するまちを実現します。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値	目指す方向 (R15)
健康寿命	男性：81.2歳 女性：86.1歳 (R4)	↑
特定保健指導実施率	21.6% (R5)	↑
保育所・幼稚園等への入所対象児童数	7,417人 (R6)	↑
保育所等の待機児童数	2人 (R6)	↓

※目指す方向（R15）は、指標の推移として望ましい方向（↑増加、↓減少）を示すものです。

該当施策

前期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指標（KPI）は、各施策の指標とします。

施策番号 (章・節・項)	施策名(項)
2-1-1	健康・医療
2-1-2	高齢者福祉
2-1-3	障がい福祉
2-1-4	地域福祉
2-2-1	こども・若者育成支援
2-2-2	学校教育
2-3-1	子育て支援

基本目標3 すべてが協和し充実する 誰もが生涯にわたって活躍できるまち

基本目標の方向性

地域の中で国籍、人種、性別、年齢等に関係なく、平和を願いつつ市民同士がつながり、協力し合い、自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

また、様々な世代や立場の市民が主体的に学べる環境の充実や社会参加の機会拡大を図ります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値	目指す方向 (R15)
受理した町会・自治会変更届のうち、WEB（システム・メール）で提出された割合	27.59% (R6)	↑
公民館主催講座の受講者数	42,630人 (R6)	↑
市内スポーツ施設の利用者数	415,262人 (R6)	↑
町会・自治会等の高齢者ふれあい元気事業実施率	73.2% (R6)	↑

※目指す方向（R15）は、指標の推移として望ましい方向（↑増加、↓減少）を示すものです。

該当施策

前期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指標（KPI）は、各施策の指標とします。

施策番号 (章・節・項)	施策名（項）
3-1-1	地域コミュニティ
3-1-2	人権、男女共同参画、平和
3-1-3	多文化共生
3-2-1	生涯学習
3-2-2	文化芸術・歴史
3-2-3	スポーツ
3-2-4	多様な生きがいつくり

基本目標 4 魅力の向上による産業の活性化と雇用の創出 賑わいがうまれるまち

基本目標の方向性

新たな時代に対応した地域産業の振興を積極的に支援し活性化を図るとともに、地元での雇用創出と若者の定住促進を目指します。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値	目指す方向 (R15)
市内法人数	3,505法人 (R6)	↑
地域経済対策事業による市内事業所への発注件数	142件 (R6)	↑
市内観光入込客数	439,553人 (R5)	↑
ふるさと産品や習志野ソーセージを活用したイベントの実施回数	15回 (R6)	↑
市民（15歳以上）の就業率	男性：62.1% 女性：47.6% (R2)	↑

※目指す方向（R15）は、指標の推移として望ましい方向（↑増加、↓減少）を示すものです。

該当施策

前期基本計画の施策番号を掲載。重要業績評価指標（KPI）は、各施策の指標とします。

施策番号 (章・節・項)	施策名(項)
3-3-1	産業基盤
3-3-2	商工業
3-3-3	都市農業
3-3-4	シティプロモーション
3-3-5	就労・雇用

参考資料

I 策定に係る資料

I-1 計画策定経過

I-2 会議・審議などに係る資料

II 条例・宣言

II-1 条例

II-2 宣言

III 計画の進行管理・SDGs

III-1 計画の進行管理（指標一覧）

III-2 SDGs一覧

I 策定に係る資料

I-1 計画策定経過

年	月日	会議等の名称	内容・備考
令和6年 (2024)	1月25日	第1回習志野市次期基本構想 ・基本計画策定本部会議	・習志野市次期基本構想等策定方針(案)について
	1月30日		「習志野市次期基本構想等策定方針」策定
	2月6日	令和5年度第2回習志野市長期 計画審議会	・習志野市次期基本構想等策定方針について
	5月13日	第2回習志野市次期基本構想 ・基本計画策定本部会議	・基本構想等策定までのスケジュールについて ・基本構想等策定に係る現状の取組について ・今後の取組内容について ・習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会の 設置について
	5月27日	第1回習志野市次期基本構想 ・基本計画策定作業部会	・基本構想等策定までのスケジュールについて ・基本構想等策定に係る現状の取組について ・今後の取組内容について ・次期基本構想・基本計画策定作業部会について
	6月1日	市政懇談会	意見交換及び懇談
	7月～10月	市民意識調査	5,000票送付 1,840票回収
	7月21日	キラットジュニア防犯隊からの 意見聴取	「こんなまちにしたい!習志野」をテーマに意見聴取
	7月23日	中学生からの意見聴取 (子ども議会)	「15、16年後(自身が30歳頃)にどんな習志 野市であってほしいか」をテーマに、意見等を発表
	9月～10月	小学生からの意見聴取 (社会科の授業)	「こんなまちにしたい!習志野」をテーマに、クラ スごとにアンケート回答
	9月～10月	大学生意識調査	1,500票配布 1,441票回収
	9月24日	第2回習志野市次期基本構想 ・基本計画策定作業部会	・基本構想等策定に係る現状の取組について ① 人口推計速報値について ② 基礎調査等の実施状況について ③ 市民参画の実施状況について ・基本構想等策定までのスケジュールについて ・今後の取組内容について
	9月24日	事業者インタビュー	「目指すべき将来都市像」や「理想的なまちの状態 の具体的なイメージ」をテーマとするインタビュー
	9月28日	市民意見交換会 (谷津コミュニティセンター)	意見交換及び懇談
	9月28日	大学生ワークショップ	「まちの強み・弱みの抽出」と「選ばれるまちと なるための理想的な状態」をテーマとするワーク ショップ
	9月30日	令和6年度第1回習志野市長期 計画審議会	・習志野市次期基本構想等の策定に係る取組状況に ついて(報告)
	10月6日	市民意見交換会 (市庁舎5階委員会室)	意見交換及び懇談
	10月12日	市民意見交換会 (東習志野コミュニティセン ター)	意見交換及び懇談

年	月日	会議等の名称	内容・備考
令和6年 (2024)	10月	高校生からの意見聴取 (アンケート)	「こんなまちに住みたい！」をテーマに、個人ごとにアンケート回答
	11月13日	第3回 習志野市次期基本構想 ・基本計画策定作業部会	・基本構想等策定に係る現状の取組について ・基本構想素案について ・今後の予定について
	12月19日	第3回 習志野市次期基本構想 ・基本計画策定本部会議	・基本構想素案について
令和7年 (2025)	1月14日	第4回 習志野市次期基本構想 ・基本計画策定本部会議	・基本構想素案について
	1月24日	臨時庁議	・習志野市基本構想(素案)について (庁議後、素案を決定)
	1月28日	市議会意見交換会	・本市の概況等 (人口推計、意識調査の結果等)の報告 ・次期基本構想(素案)の説明と意見交換
	2月10日	令和6年度第2回習志野市長期 計画審議会	習志野市基本構想(案)の諮問
	2月25日～ 3月6日	習志野市長期計画審議会委員へ の意見照会	習志野市基本構想(案)の意見聴取
	3月21日	令和6年度第3回習志野市長期 計画審議会	習志野市基本構想(案)の審議
	3月27日	習志野市長期計画審議会会長より 素案に係る習志野市基本構想 (案)の答申	
	4月7日	第5回 習志野市次期基本構想 ・基本計画策定本部会議	・習志野市基本構想(策定案)について
	4月8日	第4回 習志野市次期基本構想 ・基本計画策定作業部会	・基本構想について(取組状況報告) ・基本計画について(施策立案及び今後の取組) ・今後の予定について(全体スケジュール等)
	4月15日	庁議	・習志野市基本構想(案)に係るパブリックコメント の実施について
	5月1日～ 5月30日	パブリックコメント	習志野市基本構想(案)パブリックコメント期間
	7月4日	第5回 習志野市次期基本構想 ・基本計画策定作業部会	・基本計画について (前期基本計画素案R7.6月版の共有等) ・今後の予定について(全体スケジュール等)
	7月9日～ 7月14日	習志野市次期基本構想・基本計 画策定本部会議(書面)	習志野市基本構想最終案を作成
	7月15日	庁議	・習志野市基本構想の策定について (習志野市基本構想最終案の審議)
	7月25日	第6回 習志野市次期基本構想 ・基本計画策定作業部会	・基本計画について (「前期基本計画素案R7.6月版」照会結果等) ・今後の予定について(全体スケジュール等)
	8月1日	第6回 習志野市次期基本構想 ・基本計画策定本部会議	・習志野市前期基本計画(素案)について
8月8日	庁議	・習志野市前期基本計画(素案)について	
8月25日	令和7年度第1回習志野市長期 計画審議会	習志野市前期基本計画(案)の諮問	

参考資料

年	月日	会議等の名称	内容・備考
令和7年 (2025)	8月28日～ 9月11日	習志野市長期計画審議会委員への意見照会	習志野市前期基本計画（案）の意見聴取
	8月28日		・習志野市基本構想の上程
	9月29日	令和7年習志野市議会第3回定例会	「習志野市基本構想」議決
	10月3日	令和7年度第2回習志野市長期計画審議会	習志野市前期基本計画（案）の審議 習志野市前期基本計画（案）の答申
	10月24日	臨時庁議	・習志野市前期基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施について
	11月1日～ 11月30日	パブリックコメント	習志野市前期基本計画（案）パブリックコメント期間
令和8年 (2026)	2月6日	習志野市次期基本構想・基本計画策定本部会議（書面）	習志野市前期基本計画最終案を作成
	2月13日	庁議	・習志野市前期基本計画最終案審議
	3月		「習志野市前期基本計画」策定
	3月		「習志野市前期第1次実施計画」策定

I-2 会議・審議などに係る資料

I 長期計画審議会

① 習志野市長長期計画審議会 条例

習志野市長長期計画審議会条例

昭和44年5月23日

条例第35号

改正 昭和59年3月31日条例第2号

(設置)

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、習志野市長長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は市長の諮問に応じて、本市の長期計画の策定について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員定数は10人以上15人以内とし、議会議員および知識経験者をもつて組織する。

2 委員は市長が委嘱する。ただし、議会議員については議長および各常任委員会の委員長を委嘱するものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、議会議員については前項の職を離れたときは委員の職を失う。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第6条 審議会の事務は、長期計画担当課において処理する。

(昭59条例2・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

②習志野市長期計画審議会 委員名簿

令和7年8月1日現在
 議会選出委員 令和7年5月21日～在職中
 知識経験者 令和7年8月1日～令和9年7月31日
 [敬称略]

選出区分	氏名	役職等	備考
議会議員	あいはら かずゆき 相原 和幸	市議会議長	
	ふ せ こういち 布施 孝一	総務常任委員長	副会長
	さいとう けんじ 斉藤 賢治	都市環境常任委員長	
	いちずみ ゆうこう 市角 雄幸	協働経済常任委員長	
	さ さ き しゅういち 佐々木 秀一	文教福祉常任委員長	
知識経験者	わたなべ いさお 渡邊 勇	千葉みらい農業協同組合理事	
	たむら ゆうこ 田村 裕子	習志野商工会議所女性会 相談役	
	やまぎし てるき 山岸 輝樹	日本大学生産工学部建築工学科 准教授	会長
	なかじま ゆう 中島 悠	東邦大学理学部情報科学科 准教授	
	なかがわ やすひろ 中川 泰宏	千葉工業大学情報変革科学部高度応用情報科学科 助教	
	すずき としえ 鈴木 とし江	習志野市社会福祉協議会 副会長	
	みやした よしと 宮下 義人	千葉銀行津田沼支店 支店長	
	みやいり けん 宮入 謙	公募	
	しもだ けいこ 下田 桂子	公募	
いのうえ ともこ 井上 朋子	公募		

③習志野市基本構想（素案）の諮問・答申

諮 問

習志野市長期計画審議会
会長 山岸 輝樹 様

習志野市長期計画審議会条例（昭和44年5月23日条例第35号）第2条の規定により、習志野市基本構想（素案）について、貴審議会の意見を求めます。

現習志野市基本構想は令和7年度をもって計画期間終了となることから、令和8年度を始期とする新たな基本構想を策定するものです。

総 政 第 1 7 0 号
令 和 7 年 2 月 1 0 日

習志野市長 宮 本 泰 介

答 申

習志野市長 宮 本 泰 介 様

総政第170号により、本審議会に諮問がありました内容につきまして、次のとおり、答申します。

習志野市基本構想（素案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたします。

なお、基本構想の推進に向けた、今後の取組にあたっては、以下の意見のほか、本審議会の審議過程で各委員より出された意見について十分に留意していただきたい。

1. 市民との共有について

基本構想は、目指すべきまちの姿となる将来都市像を示し、市政全体の方針として、市民とともにまちづくりを推進していくための計画であり、市民生活を包括する市政理念となるものです。各々の立場からまちづくりに関与していくためには、本構想を市民と行政が共有することが必要になる。

従って、市民一人ひとりが本構想の意図するところを容易に理解し、各々の生活に関わる内容をイメージできるよう、公表する際には、ガイドの役割を担う概要版を作成するなど、分かりやすく伝えていただきたい。

2. 計画期間における柔軟な対応について

基本構想は、令和8年度から令和23年度までの16年間を計画期間としており、これまで以上に長期にわたる計画となります。自然災害の激甚化、グローバル化、デジタル化などが加速度的に進行している昨今では、その間に見込まれる社会経済情勢の変化や市民ニーズに対応しながら、市政運営を行う必要がある。

16年間という長きにわたる計画期間であることを踏まえ、様々な時代の変化に対応していくため、分野ごとの具体的な施策を示す基本計画や、個別の事業計画を示す実施計画の策定にあたっては、時流を捉えた分析や市民意見聴取に積極的に取り組んでいただきたい。

令和7年3月27日

習志野市長期計画審議会 会長

山岸 輝樹

④習志野市前期基本計画（素案）の諮問・答申

諮 問

習志野市長期計画審議会
会長 山岸 輝樹 様

習志野市長期計画審議会条例（昭和44年5月23日条例第35号）第2条の規定により、
習志野市前期基本計画（素案）について、貴審議会の意見を求めます。

現習志野市後期基本計画は令和7年度をもって計画期間終了となることから、令和8年度
を始期とする新たな基本計画を策定するものです。

総 政 第 9 7 号
令 和 7 年 8 月 2 5 日

習志野市長 宮 本 泰 介

答 申

習志野市長 宮 本 泰 介 様

総政第97号により、本審議会に諮問がありました内容につきまして、次のとおり、答申します。

習志野市前期基本計画（素案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたします。

なお、基本計画の推進に向けた、今後の取組にあたっては、以下の意見のほか、本審議会の審議過程で各委員より出された意見について十分に留意していただきたい。

1. 全般に係る意見

(1) 全体評価について

基本計画は、幅広い分野を網羅するものだが、全体を通して、現状及び課題を明示しており、本市の基本計画として行政指針の役割を十分果たすものであると評価する。

今後、基本計画に沿った事業展開を行うため、実施計画において本計画で示した施策を実現するための個々の事業計画を示し、各年度の予算措置を通じて着実に実施していただきたい。

(2) 基本構想との関連性について

基本構想が議会により決せられたことの重要性を理解し、本計画は基本構想で示す将来都市像を実現するための計画であるということに、十分留意していただきたい。

(3) 財政計画について

今後8年間における計画事業の着実な実施に向けた裏付けとなる財政計画について、十分な精査に努めていただきたい。

(4) 計画の進捗管理について

進捗管理については、今後策定する実施計画に指標を設定し、毎年の行政評価において進捗状況を把握するものと思料するが、指標と併せて、効果測定や見直しプロセスについても明らかにし、着実な実施に努めていただきたい。

(5) 市民ニーズ等の把握等について

本計画の計画期間は8年間であり、昨今の加速度的な時代の変化に対応していくためには、今まで以上に、丁寧に市民とコミュニケーションを図る必要がある。

計画推進にあたっては、習志野市に住み・学び・働き・関係する人たちのニーズを捉える機会を積極的に設けるなど、各事業の推進に活かせるよう努めていただきたい。

(6) 文章表現について

丁寧な言葉で分かりやすく記述されており、文章表現は概ね妥当なものであると認められるが、カタカナ表記や専門用語等については、市民が理解できるよう、一般的な言葉を用いる必要がある。

そこで、専門用語等を使用する場合には、注釈等を追記し、市民が容易に理解できるような記述としていただきたい。

2. 市政経営の基本方針に係る意見

(1) 多様な主体との連携について

どの施策においても、広報活動が重要であり、施策の対象に応じて広報の手法を変えることで、より情報を的確に届けることができると考える。また、公共施設をはじめ、官民間問わず市内施設に足を運んでもらうことは、市政への関心を高めることにつながるものと思料する。さらに、SNSの進展などにより市民活動は多様化していることから、行政も市民活動へのアンテナを高く持つ必要がある。

広報・広聴活動の推進にあたっては、多様な主体との連携によって、あらゆる手法を検討いただくとともに、積極的な市民活動の把握に努め、双方向のコミュニケーションが活発に行われるよう検討いただきたい。

(2) 徹底的なデジタル化について

デジタル化の推進にあたっては、情報技術の活用により、市民サービスの機会やアクセス性の向上と、時間やコスト負担等を削減していくことの両面から進めることが重要と考える。

デジタル化に関わるキーワードは様々ある中、8年間の本計画に記載する内容は限られるものの、各分野でデジタル技術を活用する方向性と分野ごとの取組イメージがわかるよう工夫に努めていただきたい。

(3) 経済効果の追求について

全体を通して、各取組施策の内容は、市が主体となって取り組む事項が多いと感じる。計画期間中に重点が変わることは大いに考えられるが、予算配分や人的配分を含めて、大局的に優先度等を判断し、かじ取りを担う役割が必要と考える。また、行財政改革や公共施設等の再生など、市内部の効率化だけではなく、あらゆる循環を想定し、市民や企業への波及効果に言及することが必要と考えられる。

市の財政に限らず総合的な観点から、経済効果の追求に取り組んでいただくとともに、市民にとってどのような意義を持つのか、わかりやすく記述いただきたい。

3. 今後の展開に係る意見

(1) 防犯リテラシー教育について

近年、若者の犯罪や問題として、特殊詐欺、闇バイト、薬物、恋愛商法等が話題となっている。

子どもを守り、犯罪に巻き込まれないようにする観点から、「関わらない」「巻き込まれない」ための防犯リテラシーに関する教育について、一層取り組んでいただきたい。

(2) 外国籍児童への対応について

今後、外国籍の児童の増加が想定される中、日本語教育以外にも、生活習慣や保護者との意思疎通における課題など、学校教育のみで解決することが難しい内容も多くあると思料する。

関係機関との連携を含めた対応について、一層の取組を検討いただきたい。

(3) 人口ビジョンについて

人口ビジョンについて、平成 27 年に「令和 23 年に人口 16 万 4 千人以上を目指す」と掲げ、本計画では令和 23 年には 17 万 6 千人台と予測され、目指すべき将来の人口像は達成される見込みの旨が記載されている。

8 年間の新たな計画として地方版総合戦略を策定するにあたっては、市としての新たな人口ビジョンを示していただきたい。

令和 7 年 10 月 3 日

習志野市長期計画審議会 会長 山岸 輝樹

2 次期基本構想・基本計画策定本部

○習志野市次期基本構想・基本計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の次期基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)を策定するため、習志野市次期基本構想・基本計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(策定本部)

第2条 策定本部は別表に定める者をもって組織する。

2 策定本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は市長、副本部長は副市長、教育長並びに企業管理者とし、事務局長は長期計画担当部長とする。

4 本部長は策定本部を代表し、会務を総理する。

5 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定本部の任務等)

第3条 策定本部は必要の都度、本部長が招集する。

2 策定本部は基本構想等の策定に関し調査、研究を行うとともに、調整を図り、もって基本構想等の素案を作成する。

(計画の総合調整)

第4条 基本構想等の策定に関する総合的な調整は、長期計画担当課で行う。

(資料の提出等)

第5条 本部長は、関係部課等に資料提出及び会議出席をさせることができる。

2 前項に定めた資料提出、会議出席及びその他調査研究に伴う通知の内、軽微なものについては事務局長に委任する。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて、策定本部の下に下部組織を設置することができる。

(事務局)

第7条 策定本部の事務は、長期計画担当課において処理する。

(策定本部の解散)

第8条 策定本部は、第3条の任務が終了した時点で解散する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

習志野市次期基本構想・基本計画策定本部

（本部長）	1	市長
（副本部長）	2	副市長
	3	教育長
	4	企業管理者
（事務局長）	5	政策経営部長
	6	総務部長
	7	危機管理監
	8	協働経済部長
	9	健康福祉部長
	10	都市環境部長
	11	こども部長
	12	会計管理者
	13	学校教育部長
	14	生涯学習部長
	15	消防長
	16	企業局業務部長
	17	企業局工務部長
	18	議会事務局長
	19	選挙管理委員会事務局長
	20	監査事務局長
	21	農業委員会事務局長

3 次期基本構想・基本計画策定作業部会

○習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 本市の次期基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するため、次期基本構想・基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）の下部組織として次期基本構想・基本計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 作業部会の委員は、各部局の政策管理担当課長をもって組織する。

2 作業部会に会長及び副会長を置く。

3 会長は長期計画担当部長、副会長は長期計画担当次長、事務局長は長期計画担当課長とする。

4 会長は作業部会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会長は、作業部会委員として、各部局の政策管理担当課長以外であっても、必要に応じ委員とすることができる。

(作業部会の開催、任務等)

第3条 作業部会は、必要の都度、会長が招集する。

2 作業部会は基本構想等の策定に関し、福祉、経済、都市基盤、環境、子育て、教育等、各分野における調査、研究を行い基本構想等の素案を検討する。

(資料の提出等)

第4条 会長は、基本構想等の素案の検討にあたり各部局に資料の提出を求め、または会議に出席させることができる。

2 各部局は、事務局長より前項の要請があった場合は、これに協力しなければならない。

3 第1項に定めた資料提出、会議出席及びその他調査研究に伴う通知の内、軽微なものについては事務局長に委任する。

(事務局)

第5条 作業部会の事務は、長期計画担当課において処理する。

(作業部会の解散)

第6条 作業部会は、第3条の任務が終了した時点で解散する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

別 表（第 2 条関係）

習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会

（会長）	1	政策経営部長
（副会長）	2	政策経営部次長
（事務局長）	3	総合政策課長
	4	総務課長
	5	協働政策課長
	6	健康福祉政策課長
	7	都市政策課長
	8	こども政策課長
	9	会計課長
	10	教育総務課長
	11	社会教育課長
	12	消防総務課長
	13	企業総務課長
	14	工務管理課長
	15	議会事務局庶務課長
	16	選挙管理委員会事務局次長
	17	監査事務局次長
	18	農業委員会事務局長

Ⅱ 条例・宣言

Ⅱ-Ⅰ 条例

Ⅰ 習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

○ 習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

平成 25 年 7 月 2 日

条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（次条において「習志野市基本構想」という。）を議会の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(議決事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、習志野市基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ-2 宣言

1 交通安全都市宣言

○交通安全都市宣言

昭和37年3月5日

議決

近時 経済の進展にともなう都市交通の輻輳はいよいよ激甚となり これによる交通事故の続出は大きく社会問題化している

わが習志野市の交通事情も極めて深刻であり とくに市街を貫通する京葉国道ならびに

東金街道の車両激増は市内交通の混雑に一層の拍車をかけている

このため交通事故の件数は増加の一途をたどり 人命に対する脅威はますますつのるばかりである

かかる交通禍の脅威を除き 市民生活の安全を確保するため 交通環境の改善を推し進めるとともに 市民一丸となって安全交通の自覚に徹することの急務を痛感する

よって全市民とともに安全都市の理想を達成すべく ここに習志野市を「交通安全都市」とすることを宣言する

2 核兵器廃絶平和都市宣言

○核兵器廃絶平和都市宣言

昭和57年8月5日

宣言

わたくしたち習志野市民は、文教住宅都市憲章を定め、生存と安全をまちづくりの基本とした。

わたくしたち習志野市民は、我が国が世界唯一の核被爆国として被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを全世界の人々に訴え続けるとともに、再び地球上に広島、長崎の、あの惨禍が繰り返されることのないよう、恒久平和を強く願うものである。

わたくしたち習志野市民は、非核三原則の完全実施を願い、平和を愛する世界の人々と共に、恒久平和を実現することを決意し、核兵器廃絶平和都市をここに宣言する。

3 健康なまち習志野宣言

○健康なまち習志野宣言

平成26年11月1日

宣言

わたくしたち習志野市民は、生涯にわたる健康で幸せな生活を希求し、実現し、未来につなげていくことを誓い、ここに「健康なまち習志野」を宣言します。

1 わたくしたち習志野市民は、一人ひとりが自ら健康への意識を高め、主体的に行動します。

1 わたくしたち習志野市民は、連携・協力しながら、笑顔で健康に暮らします。

1 わたくしたち習志野市民は、あらゆる分野において、健康を支え守る社会環境をととのえます。

4 虐待・暴力・いじめ・差別から自身を含む大切な人を守る都市宣言

○虐待・暴力・いじめ・差別から自身を含む大切な人を守る都市宣言

令和4年6月1日

宣言

(通称) 大切な人を守る都市宣言

すべての人は、生まれながらにして持つ固有の権利である人権を尊重され、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、職業、出身、経歴、年齢、疾病、障がい、財産に関係なく、自分らしく生きることが保障されています。

わたくしたち習志野市民は、互いの多様性を認め合うことにより、虐待、暴力、いじめ、差別を無くすという強い意志を持ち、支え合える社会を、自らの手で作りあげていくことを誓い、次のことを宣言します。

- 1 わたくしたち習志野市民は、誰もが生まれながらに多様な存在であることを認め、自分らしく生きる権利を尊重します。
- 1 わたくしたち習志野市民は、誰かを身体的、精神的、経済的など、いかなる方法によっても排除せず、互いを大切にします。
- 1 わたくしたち習志野市民は、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において、みんなで協力し合い、虐待、暴力、いじめ、差別を根絶します。

Ⅲ 計画の進行管理・SDGs

Ⅲ-Ⅰ 計画の進行管理（指標一覧）

Ⅰ 計画の進行管理

① 総合計画の進行管理と実施計画

基本構想や基本計画で示した取組を進め、将来都市像を実現するためには、社会環境の変化を捉えながら、一つひとつの事業を着実に実行していくことが必要です。

進行管理に用いる指標は、次頁のとおりとしますが、基本計画で示した施策を実現するための個々の事業計画を定める実施計画において、進行管理のための具体的な数値目標等を示します。

4年毎に改定する実施計画に具体的な指標を掲げることにより、社会の変化や市民ニーズに柔軟に適応し、その時節に応じた事業展開を行い、各基本施策の目指すまちの姿、ひいては将来都市像の実現を目指すものとします。

（なお、前期基本計画「Ⅱ 市政経営の基本方針」に係る進行管理については、「習志野市前期市政経営プラン」が担うものとします。）

② 指標設定の考え方

4年毎の実施計画において、基本計画の施策単位で「まちの状態を表す指標」と「取組の進捗状況を測定するための指標」を設定します。実施計画において、基準値や目指す方向を示し、進捗の分析・効果の検証を行います。

また、4年毎の改定期間に指標の再設定を含め検証結果に基づく事業の見直しを行い、より有効性の高い事業へ進化させていきます。

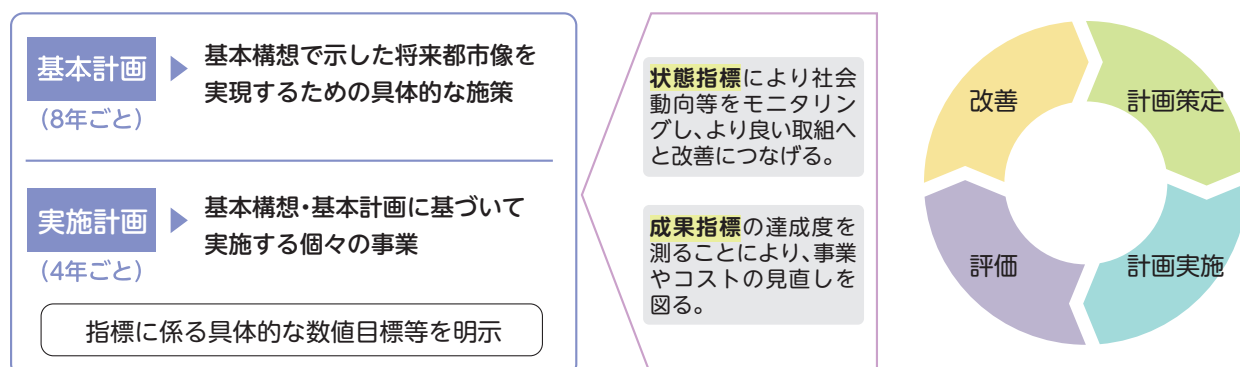
◆ 「まちの状態を表す指標」（状態指標）とは

本市の取組によって当該指標の増減をコントロールすることはできませんが、その増減によって当該指標に係る取組の対象者（市民、事業者、地域など）の状態がどの程度改善しているのか、又は悪化しているのかを客観的に把握することで、より良い取組の内容へと改善することを目的として設定するものです。

◆ 「取組の進捗状況を測定するための指標」（成果指標）とは

取組施策や事業を実施することで得られる成果を示す指標です。

進捗管理のイメージ



2 指標一覧

No.	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
1	1-1-1 道路	状態指標	混雑度が1.25以上の区間延長	km	・交通調査基本区間の交通容量に対する交通量の比 ・国土交通省「全国道路・街路交通情勢調査」
2	1-1-1 道路	状態指標	人身事故発生件数	件	千葉県警察本部資料
3	1-1-1 道路	成果指標	都市計画道路の整備率	%	国土交通省「都市計画現況調査」
4	1-1-1 道路	成果指標	道路改良事業の完了実績（累計）	か所	道路つくる課資料
5	1-1-1 道路	成果指標	橋梁修繕完了率	%	橋梁長寿命化修繕計画に基づき算出
6	1-1-2 ガス・水道・下水道	状態指標	ガス事業のガス販売量	千m ³	習志野市公営企業会計決算書
7	1-1-2 ガス・水道・下水道	状態指標	水道事業の有収水量	千m ³	習志野市公営企業会計決算書
8	1-1-2 ガス・水道・下水道	状態指標	下水道事業の有収水量	千m ³	習志野市公営企業会計決算書
9	1-1-2 ガス・水道・下水道	成果指標	ガス事業の経常収支比率	%	習志野市公営企業会計決算書
10	1-1-2 ガス・水道・下水道	成果指標	ガス低圧本支管の耐震化率	%	ガス水道建設課資料
11	1-1-2 ガス・水道・下水道	成果指標	水道事業の経常収支比率	%	習志野市公営企業会計決算書
12	1-1-2 ガス・水道・下水道	成果指標	水道基幹管路の耐震適合率	%	ガス水道建設課資料
13	1-1-2 ガス・水道・下水道	成果指標	下水道事業の経常収支比率	%	習志野市公営企業会計決算書
14	1-1-2 ガス・水道・下水道	成果指標	管きょ点検調査実施率	%	下水道課資料
15	1-1-3 公園・緑地	状態指標	緑地の現況量（緑地全体）	ha	公園緑地課資料
16	1-1-3 公園・緑地	状態指標	「環境の施策として特に取り組みべきだと思われるもの」のうち、「公園や緑地」を選んだ市民の割合	%	市民意識調査
17	1-1-3 公園・緑地	成果指標	都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積	m ² /人	公園緑地課資料
18	1-1-3 公園・緑地	成果指標	定期点検において、健全度がC（全体的に劣化が進行している）・D（全体的に顕著な劣化である）と判定された遊戯施設のうち、更新や補修等の対策を講じた施設の割合	%	公園緑地課資料
19	1-1-3 公園・緑地	成果指標	自然保護地区及び都市環境保全地区の面積	m ²	公園緑地課資料
20	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	市域における温室効果ガス排出量	千t-CO ₂	習志野市温室効果ガス排出量調査報告書
21	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	公害苦情発生件数	件	環境保全課資料
22	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」に基づく過料徴収件数	件	クリーン推進課資料
23	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	谷津干潟への渡り鳥の飛来数	羽	環境省「渡り鳥の飛来状況調査」
24	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	「都市整備の施策として取り組むべきもの」のうち、「景観施策の推進」を選んだ市民の割合	%	市民意識調査
25	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	エネルギーを使用する機器の利用では節約を心がけている市民の割合	%	環境に関する市民アンケート調査（次回アンケートはR14年度に実施予定）
26	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	公共施設の温室効果ガス総排出量の合計	t-CO ₂	環境保全課資料
27	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	住宅用省エネルギー設備等導入に係る補助金交付件数	件	環境保全課資料

No.	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
28	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	特定建設作業指導率	%	環境保全課資料
29	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	ごみゼロ運動参加者数	人	クリーン推進課資料
30	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	ポイ捨て防止キャンペーン参加者数	人	クリーン推進課資料
31	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	谷津干潟自然観察センター年間来館者数 ※マンホールカードのみの入館者を除く	人	環境保全課資料
32	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	茜浜緑地・海浜公園・芝園1号緑地でのイベント件数	件	公園緑地課資料
33	1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	谷津干潟自然観察センターの団体来館者数（幼稚園、保育所、小・中学校など）	人	環境保全課資料
34	1-1-5 循環型社会	状態指標	ごみの総排出量	t	クリーンセンター管理課資料
35	1-1-5 循環型社会	状態指標	生活系ごみの排出量（資源除く）	t	クリーンセンター管理課資料
36	1-1-5 循環型社会	状態指標	事業系ごみの排出量	t	クリーンセンター管理課資料
37	1-1-5 循環型社会	成果指標	1人1日あたりの生活系ごみ排出量（資源除く）	g/人日	クリーン推進課資料
38	1-1-5 循環型社会	成果指標	焼却処理量	t	クリーンセンター管理課資料
39	1-1-5 循環型社会	成果指標	最終処分量	t	クリーンセンター管理課資料
40	1-2-1 防災・危機管理	状態指標	自然災害による死傷者数	人	危機管理課資料
41	1-2-1 防災・危機管理	状態指標	自主防災組織の加入世帯数	世帯	危機管理課資料
42	1-2-1 防災・危機管理	成果指標	市総合防災訓練への参加者数	人	危機管理課資料
43	1-2-1 防災・危機管理	成果指標	防犯・防災情報メール（緊急情報サービス「ならしの」）の登録者数	人	危機管理課資料
44	1-2-1 防災・危機管理	成果指標	自主防災組織助成金の申請組織数	団体	危機管理課資料
45	1-2-2 消防・救急	状態指標	火災発生件数	件	消防年報
46	1-2-2 消防・救急	状態指標	火災による死傷者数	人	消防年報
47	1-2-2 消防・救急	状態指標	救急出動件数	件	消防年報
48	1-2-2 消防・救急	成果指標	住宅用火災警報器の点検率	%	予防課資料
49	1-2-2 消防・救急	成果指標	消防車両更新年度別の達成率	%	消防車両等整備更新計画
50	1-2-2 消防・救急	成果指標	消防団員の定員充足率	%	消防庁「消防団の組織概要」
51	1-2-2 消防・救急	成果指標	初期傷病程度（軽症）比率	%	警防課資料
52	1-2-3 防犯・交通安全	状態指標	人口1万人当たりの刑法犯認知件数	件	千葉県警察本部資料
53	1-2-3 防犯・交通安全	状態指標	電話d e詐欺被害額	万円	千葉県警察本部資料
54	1-2-3 防犯・交通安全	状態指標	空家率（賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空家）	%	総務省「住宅・土地統計調査」
55	1-2-3 防犯・交通安全	状態指標	市内（習志野警察署管内）の交通事故発生件数 ※高速隊の件数は除く	件	千葉県警察本部資料
56	1-2-3 防犯・交通安全	成果指標	防犯研修会、市民大会、キラット・ジュニア防犯隊による防犯活動への参加者数（年間延べ人数）	人	くらし安全課資料
57	1-2-3 防犯・交通安全	成果指標	市の補助を受けて設置された防犯カメラの台数（累計）	台	くらし安全課資料

参考資料

No.	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
58	1-2-3 防犯・交通安全	成果指標	交通安全教室への参加者数	人	くらし安全課資料
59	1-2-3 防犯・交通安全	成果指標	自転車通行空間の整備率	%	習志野市自転車交通環境整備計画
60	1-2-3 防犯・交通安全	成果指標	交通安全施設の整備箇所（累計）	か所	道路なおす課資料
61	1-2-4 消費生活	状態指標	市消費生活センターの消費生活相談件数	件	消費生活センター資料
62	1-2-4 消費生活	成果指標	市消費生活センターの消費生活相談のうち、あっせん解決の件数	件	消費生活センター資料
63	1-2-4 消費生活	成果指標	消費生活出前講座の参加者数	人	消費生活センター資料
64	1-3-1 コンパクトなまち	状態指標	人口集中地区（DID）の人口密度	人/km ²	総務省「国勢調査」
65	1-3-1 コンパクトなまち	状態指標	JR津田沼駅乗車人員	人	JR東日本資料
66	1-3-1 コンパクトなまち	状態指標	コミュニティバス平日1日当たり運行本数	本	都市政策課資料
67	1-3-1 コンパクトなまち	成果指標	居住誘導区域内の人口密度	人/ha	都市計画課資料
68	1-3-1 コンパクトなまち	成果指標	都市機能誘導区域内の誘導施設立地数	施設	都市計画課資料
69	1-3-1 コンパクトなまち	成果指標	JR津田沼駅周辺地区の人口密度	人/km ²	住民基本台帳
70	1-3-1 コンパクトなまち	成果指標	ハッピーバスの1日当たりの平均利用者数	人	都市政策課資料
71	1-3-1 コンパクトなまち	成果指標	ナラシド♪バスの1日当たりの平均利用者数	人	都市政策課資料
72	1-3-2 市街地整備	状態指標	鷺沼地区の生産年齢人口比率	%	住民基本台帳
73	1-3-2 市街地整備	状態指標	新習志野駅周辺地区の人口	人	住民基本台帳
74	1-3-2 市街地整備	状態指標	地区計画制度の届出件数	件	都市計画課資料
75	1-3-2 市街地整備	状態指標	20歳から39歳までの子育て世代人口の平均転入超過数	人	住民基本台帳
76	1-3-2 市街地整備	状態指標	分譲マンションのうち、高経年マンション（築年数40年以上）の割合	%	住宅課資料
77	1-3-2 市街地整備	成果指標	鷺沼特定土地区画整理事業の進捗率	%	鷺沼特定土地区画整理事業事業計画書
78	1-3-2 市街地整備	成果指標	新習志野駅周辺地区の都市機能誘導区域内の誘導施設立地数	施設	都市計画課資料
79	1-3-2 市街地整備	成果指標	習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画における整備済み箇所（累計）	か所	習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画
80	1-3-2 市街地整備	成果指標	親元近居助成者の市内定着率	%	住宅課資料
81	1-3-2 市街地整備	成果指標	木造住宅耐震化促進事業による耐震工事を実施した棟数（累計）	棟	建築指導課資料
82	1-3-2 市街地整備	成果指標	危険コンクリートブロック塀等安全対策費の補助件数（累計）	件	建築指導課資料
83	1-3-2 市街地整備	成果指標	市営住宅の長寿命化工事完了率	%	住宅課資料
84	1-3-2 市街地整備	成果指標	マンション派遣事業の派遣件数（累計）	件	住宅課資料
85	1-3-2 市街地整備	成果指標	管理計画認定マンション数（累計）	件	住宅課資料
86	2-1-1 健康・医療	状態指標	平均寿命	歳	国保データベース（KDB）システム「地域の全体像の把握」
87	2-1-1 健康・医療	状態指標	健康寿命	歳	国保データベース（KDB）システム「地域の全体像の把握」
88	2-1-1 健康・医療	状態指標	自殺者数	人	厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
89	2-1-1 健康・医療	状態指標	脳血管疾患の標準化死亡比	-	国立保健医療科学院統計データ
90	2-1-1 健康・医療	状態指標	悪性新生物（がん）の標準化死亡比	-	国立保健医療科学院統計データ
91	2-1-1 健康・医療	状態指標	五類感染症発生届の受理件数	件	千葉県感染症情報センター資料

No.	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
92	2-1-1 健康・医療	状態指標	国民健康保険1人当たりの医療費	円	国保年金課資料
93	2-1-1 健康・医療	成果指標	「いのちとこころの講演会」の実施数	校	健康支援課資料
94	2-1-1 健康・医療	成果指標	ならしの健康マイレージへの登録（申請）数	人	健康支援課資料
95	2-1-1 健康・医療	成果指標	特定健康診査受診率	%	第3期習志野市国民健康保険データヘルス計画（習志野市特定健康診査等実施計画（第4期））
96	2-1-1 健康・医療	成果指標	特定保健指導実施率	%	第3期習志野市国民健康保険データヘルス計画（習志野市特定健康診査等実施計画（第4期））
97	2-1-1 健康・医療	成果指標	5つのがん検診の平均受診率	%	習志野市健康意識調査
98	2-1-1 健康・医療	成果指標	麻しん風しん混合ワクチンの接種率	%	麻しん風しん予防接種の実施状況調査
99	2-1-1 健康・医療	成果指標	ジェネリック医薬品の数量シェア	%	国保年金課資料
100	2-1-2 高齢者福祉	状態指標	介護保険第1号被保険者に対する要介護2以上の認定者の割合	%	介護保険課資料
101	2-1-2 高齢者福祉	状態指標	高齢者相談センターにおける総合相談の対応件数	件	高齢者支援課資料
102	2-1-2 高齢者福祉	成果指標	てんとうむし体操（転倒予防体操）参加人数（延べ）	人	高齢者支援課資料
103	2-1-2 高齢者福祉	成果指標	認知症サポーター養成講座受講者数	人	高齢者支援課資料
104	2-1-2 高齢者福祉	成果指標	高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者の状況	者	高齢者支援課資料
105	2-1-2 高齢者福祉	成果指標	高齢者向け住まいの確保量	人	高齢者支援課資料
106	2-1-2 高齢者福祉	成果指標	介護サービス事業者に対する運営指導実施事業所数	件	介護保険課資料
107	2-1-3 障がい福祉	状態指標	障がい者手帳の所持者数	人	障がい福祉課資料
108	2-1-3 障がい福祉	状態指標	相談実績（障害者相談支援事業）件数	件	障がい福祉課資料
109	2-1-3 障がい福祉	状態指標	相談実績（基幹相談支援センター）件数	件	障がい福祉課資料
110	2-1-3 障がい福祉	成果指標	相談支援専門員の登録数（市内登録事務所）	人	障がい福祉課資料
111	2-1-3 障がい福祉	成果指標	障がい者就労支援施設等からの調達実績	円	障がい福祉課資料
112	2-1-3 障がい福祉	成果指標	就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	人	障がい福祉課資料
113	2-1-3 障がい福祉	成果指標	ユニバーサルスポーツ交流会等の参加者数	人	障がい福祉課資料
114	2-1-3 障がい福祉	成果指標	コミュニケーションツール設置店舗数	店舗	障がい福祉課資料
115	2-1-4 地域福祉	状態指標	「ふれあい・いきいきサロン」及び「地域サロン」の設置数	か所	健康福祉政策課資料
116	2-1-4 地域福祉	状態指標	生活保護の被保護世帯数	世帯	生活相談課資料
117	2-1-4 地域福祉	成果指標	「ふれあい・いきいきサロン」及び「地域サロン」の参加人数	人	健康福祉政策課資料
118	2-1-4 地域福祉	成果指標	ボランティア登録者数	人	健康福祉政策課資料
119	2-1-4 地域福祉	成果指標	生活困窮者自立支援事業を活用して就労を開始した人の割合	%	生活相談課資料
120	2-1-4 地域福祉	成果指標	就労による生活保護廃止件数	件	生活相談課資料
121	2-2-1 子ども・若者育成支援	状態指標	幼稚園・こども園・保育所の児童数	人	市内外施設に在籍する3歳児以上の児童数
122	2-2-1 子ども・若者育成支援	状態指標	児童相談件数	件	こども家庭課資料
123	2-2-1 子ども・若者育成支援	状態指標	ひとり親家庭自立支援員の相談対応延べ人数	人	子育てサービス課資料
124	2-2-1 子ども・若者育成支援	状態指標	ヤングケアラーとして把握した人数	人	こども家庭課資料
125	2-2-1 子ども・若者育成支援	状態指標	18歳以下人口	人	住民基本台帳
126	2-2-1 子ども・若者育成支援	成果指標	様々な人たちと交流した回数	回	こども保育課資料
127	2-2-1 子ども・若者育成支援	成果指標	こどもの主体性を育む環境について園（所）内研修への参加人数の割合	%	こども保育課資料
128	2-2-1 子ども・若者育成支援	成果指標	こどもの人権に関する研修会等への参加人数の割合	%	こども保育課資料

参考資料

No.	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
129	2-2-1 こども・若者育成支援	成果指標	こども家庭センターによるサポートプランの作成件数	件	こども家庭課資料
130	2-2-1 こども・若者育成支援	成果指標	ひまわり発達相談センターによる乳幼児個別支援計画の作成件数	件	ひまわり発達相談センター資料
131	2-2-1 こども・若者育成支援	成果指標	放課後子供教室の登録率	%	社会教育課資料
132	2-2-1 こども・若者育成支援	成果指標	若者が自由かつ気軽に行くことができる居場所の数	か所	社会教育課資料
133	2-2-1 こども・若者育成支援	成果指標	地域学校協働活動に参加した延べ人数	人	社会教育課資料
134	2-2-2 学校教育	状態指標	学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合	%	学校評価アンケート（児童生徒）集計結果
135	2-2-2 学校教育	状態指標	市立小中学校のいじめ解消率	%	児童生徒に対する記名式アンケート集計結果
136	2-2-2 学校教育	状態指標	市立小中学校の不登校児童生徒の割合	%	千葉県「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
137	2-2-2 学校教育	成果指標	全国学力・学習状況調査結果の習志野市と全国の平均正答率の差（小学校）	ポイント	総合教育センター資料
138	2-2-2 学校教育	成果指標	全国学力・学習状況調査結果の習志野市と全国の平均正答率の差（中学校）	ポイント	総合教育センター資料
139	2-2-2 学校教育	成果指標	授業中児童生徒の英語による言語活動が50%以上の割合	%	千葉県外国語教育推進計画
140	2-2-2 学校教育	成果指標	児童生徒におけるタブレット端末の1人当たりの活用回数（週5日以上）	回	ログイン回数集計結果
141	2-2-2 学校教育	成果指標	学校施設再生計画に基づく小中学校の老朽化対策着手校数（累計）	校	第3次学校施設再生計画
142	2-3-1 子育て支援	状態指標	出生数	人	住民基本台帳
143	2-3-1 子育て支援	状態指標	保育所・幼稚園等への入所対象児童数	人	こども保育課資料
144	2-3-1 子育て支援	状態指標	保育施設への入所申込率	%	こども保育課資料
145	2-3-1 子育て支援	状態指標	放課後児童会への入会児童数	人	児童育成課資料
146	2-3-1 子育て支援	状態指標	ファミリー・サポート・センターの提供会員数（両方会員を含む）	人	子育てサービス課資料
147	2-3-1 子育て支援	状態指標	ファミリー・サポート・センターの利用会員数	人	子育てサービス課資料
148	2-3-1 子育て支援	成果指標	保育所等の待機児童数	人	こども保育課資料
149	2-3-1 子育て支援	成果指標	放課後児童会の待機児童数	人	児童育成課資料
150	2-3-1 子育て支援	成果指標	こどもセンター、きらっ子ルームの延べ利用者数	人	子育てサービス課資料 こども保育課資料
151	2-3-1 子育て支援	成果指標	ファミリー・サポート・センターの提供会員等が活動した実人数（両方会員を含む）	人	子育てサービス課資料
152	2-3-1 子育て支援	成果指標	ファミリー・サポート・センターの利用会員が利用した実人数	人	子育てサービス課資料
153	2-3-1 子育て支援	成果指標	こにちは赤ちゃん事業実施率	%	健康支援課資料
154	3-1-1 地域コミュニティ	状態指標	県内での自治会等加入率の順位	位	千葉県「県民活動推進に係る市町村基本データ」
155	3-1-1 地域コミュニティ	状態指標	仕事・家庭以外で活動していると答えた人のうち、「町会・自治会・まちづくり会議での活動」に参加していると答えた人の割合	%	市民意識調査
156	3-1-1 地域コミュニティ	成果指標	市内自治会等加入率	%	協働政策課資料
157	3-1-1 地域コミュニティ	成果指標	受理した町会・自治会変更届のうち、WEB（システム・メール）で提出された割合	%	協働政策課資料
158	3-1-2 人権、男女共同参画、平和	状態指標	「女性の生き方相談」における相談対応件数	件	多様性社会推進課資料
159	3-1-2 人権、男女共同参画、平和	状態指標	「男性は仕事」、「女性は家事・育児」という考え方に反対・どちらかといえば反対の人の割合	%	習志野市男女共同参画に関する市民意識調査
160	3-1-2 人権、男女共同参画、平和	成果指標	人権を含む多様性に関する情報の広報紙、ホームページ、SNS等による啓発回数	回	多様性社会推進課資料

No.	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
161	3-1-2 人権、男女共同参画、平和	成果指標	多様性に関する講座への参加者数（開催回数）	人（回）	多様性社会推進課資料
162	3-1-2 人権、男女共同参画、平和	成果指標	市の審議会等における女性委員数の比率	%	多様性社会推進課資料
163	3-1-2 人権、男女共同参画、平和	成果指標	平和関連事業への参加者数（祈念式典、被爆体験講話）	人	多様性社会推進課資料
164	3-1-3 多文化共生	状態指標	住民基本台帳に登録されている市内外国人の人数	人	住民基本台帳
165	3-1-3 多文化共生	状態指標	市内に在住する在留外国人の人数	人	在留外国人統計
166	3-1-3 多文化共生	成果指標	市国際交流協会が実施する日本語教育への参加者数	人	市国際交流協会（NIA）資料
167	3-1-3 多文化共生	成果指標	市国際交流協会が開催する市民及び在住外国人の相互交流イベントへの参加者数	人	市国際交流協会（NIA）資料
168	3-1-3 多文化共生	成果指標	多言語で対応する行政情報媒体の件数	件	協働政策課資料
169	3-1-3 多文化共生	成果指標	習志野市青少年海外派遣事業によりタスカルサ市に派遣した高校生の人数	人	市国際交流協会（NIA）資料
170	3-2-1 生涯学習	状態指標	公民館年間利用者数	人	公民館要覧
171	3-2-1 生涯学習	状態指標	プラッツ習志野フューチャーセンターの来所者数	人	社会教育課資料
172	3-2-1 生涯学習	状態指標	市民カレッジの卒業生（累計）	人	社会教育課資料
173	3-2-1 生涯学習	状態指標	読書が好きなこどもの割合	%	市実施アンケート
174	3-2-1 生涯学習	状態指標	社会教育施設（公民館・図書館）の延床面積	m ²	教育委員会資料
175	3-2-1 生涯学習	成果指標	公民館主催講座の受講者数	人	公民館要覧
176	3-2-1 生涯学習	成果指標	地域活動に参加している市民カレッジ卒業生の割合	%	社会教育課資料
177	3-2-1 生涯学習	成果指標	フューチャーセンタークリエイターズクラブ登録者数	人	社会教育課資料
178	3-2-1 生涯学習	成果指標	生涯学習施設改修整備計画に基づく公民館・図書館の再整備の進捗率（累計）	%	社会教育課資料
179	3-2-2 文化芸術・歴史	状態指標	過去1年間の文化芸術の活動率	%	習志野市文化スポーツに関する市民アンケート
180	3-2-2 文化芸術・歴史	状態指標	過去1年間の文化芸術の鑑賞率	%	習志野市文化スポーツに関する市民アンケート
181	3-2-2 文化芸術・歴史	成果指標	習志野市芸術文化協会4事業（芸術祭・市民文化祭・市展・第九演奏会）への来場者数	人	社会教育課資料
182	3-2-2 文化芸術・歴史	成果指標	（公財）習志野市文化スポーツ振興財団文化課主催事業への参加者数（回数）	人（回）	社会教育課資料
183	3-2-2 文化芸術・歴史	成果指標	県指定・市指定・国登録文化財の数	件	社会教育課資料
184	3-2-3 スポーツ	状態指標	週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合	%	スポーツ・運動に関する市民アンケート
185	3-2-3 スポーツ	状態指標	競技会場でスポーツを観戦したことのある市民の割合	%	スポーツ・運動に関する市民アンケート
186	3-2-3 スポーツ	状態指標	スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	%	スポーツ・運動に関する市民アンケート
187	3-2-3 スポーツ	成果指標	市内スポーツ施設の利用者数	人	生涯スポーツ課資料
188	3-2-3 スポーツ	成果指標	トップチームと連携した市民優待の実施	①回数 ②申込者数	生涯スポーツ課資料
189	3-2-3 スポーツ	成果指標	市民スポーツ指導員数	人	生涯スポーツ課資料
190	3-2-4 多様な生きがいづくり	状態指標	65歳以上の高齢者人口（介護保険第1号被保険者の人数）	人	住民基本台帳
191	3-2-4 多様な生きがいづくり	状態指標	介護保険第1号被保険者に対する要介護2以上の認定者の割合	%	介護保険課資料
192	3-2-4 多様な生きがいづくり	成果指標	シルバー人材センター会員数	人	シルバー人材センター補助事業等実績報告書
193	3-2-4 多様な生きがいづくり	成果指標	シルバー人材センター会員の就業率	%	シルバー人材センター補助事業等実績報告書
194	3-2-4 多様な生きがいづくり	成果指標	老人クラブ数	クラブ	習志野市老人クラブ補助金申請書
195	3-2-4 多様な生きがいづくり	成果指標	老人クラブ会員数	人	習志野市老人クラブ補助金申請書
196	3-2-4 多様な生きがいづくり	成果指標	町会・自治会等の高齢者ふれあい元気事業実施率	%	高齢者ふれあい元気事業実施報告書

参考資料

No.	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
197	3-2-4 多様な生きがいづくり	成果指標	一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業の延べ人数	人	健康支援課資料
198	3-2-4 多様な生きがいづくり	成果指標	後期高齢者健康診査受診率	%	健康支援課資料
199	3-3-1 産業基盤	状態指標	市内法人数	法人	習志野市決算報告書
200	3-3-1 産業基盤	状態指標	市内法人の設立等件数	件	市民税課「法人数集計表」
201	3-3-1 産業基盤	状態指標	市内法人の転廃業等の件数	件	市民税課「法人数集計表」
202	3-3-1 産業基盤	成果指標	中小企業・小規模事業者への融資件数及び融資額（累計）	件 千円	産業振興課資料
203	3-3-1 産業基盤	成果指標	事業承継に関する相談の実施回数	回	産業振興課資料
204	3-3-1 産業基盤	成果指標	創業・起業支援を目的とした資金の融資件数及び融資額（累計）	件 千円	産業振興課資料
205	3-3-1 産業基盤	成果指標	ならしの創業塾の受講者数（累計）	人	産業振興課資料
206	3-3-1 産業基盤	成果指標	産学官連携プラットフォーム事業でのものづくり人材の育成・定着に向けた相談等の実施回数	回	産業振興課資料
207	3-3-2 商工業	状態指標	商工会議所の会員数	会員	習志野商工会議所資料
208	3-3-2 商工業	状態指標	商店会の会員数	会員	習志野市商店会連合会「通常評議員会資料」
209	3-3-2 商工業	状態指標	製造業の事業所数及び従業者数	事業所 人	総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」
210	3-3-2 商工業	成果指標	地域消費促進や商店街共同施設の維持管理への支援実施回数	回	産業振興課資料
211	3-3-2 商工業	成果指標	地域経済対策事業による市内事業所への発注件数	件	産業振興課資料
212	3-3-2 商工業	成果指標	事業承継に関する相談等の実施回数	回	産業振興課資料
213	3-3-2 商工業	成果指標	設備投資を目的とした融資件数及び融資金額（累計）	件 千円	産業振興課資料
214	3-3-3 都市農業	状態指標	経営体数	経営体	農林水産省「農林業センサス」
215	3-3-3 都市農業	状態指標	経営耕地面積	ha	農林水産省「農林業センサス」
216	3-3-3 都市農業	成果指標	農地の貸借面積	ha	産業振興課資料
217	3-3-3 都市農業	成果指標	農産物・農産物加工品の出荷資材数	枚	産業振興課資料
218	3-3-3 都市農業	成果指標	農産物直売イベントの実施回数	回	産業振興課資料
219	3-3-3 都市農業	成果指標	新規就農者数（累計）	人	産業振興課資料
220	3-3-3 都市農業	成果指標	市営市民農園の利用率	%	産業振興課資料
221	3-3-4 シティプロモーション	状態指標	市内観光入込客数	人	観光地点等観光入込客数調査回答
222	3-3-4 シティプロモーション	成果指標	ブランドメッセージロゴマークの使用件数	件	シティプロモーション課資料
223	3-3-4 シティプロモーション	成果指標	観光ガイドブック等のまち巡りコースの掲載数	コース	産業振興課資料
224	3-3-4 シティプロモーション	成果指標	ドラマ・映画等の撮影実施回数	回	産業振興課資料
225	3-3-4 シティプロモーション	成果指標	インバウンドを含む観光客と市民の交流によるイベント実施回数	回	産業振興課資料
226	3-3-4 シティプロモーション	成果指標	ふるさと産品や習志野ソーセージを活用したイベントの実施回数	回	産業振興課資料
227	3-3-4 シティプロモーション	成果指標	市内小中高校生のスポーツ・音楽関係の部活動が参加するイベント数	回	産業振興課資料
228	3-3-5 就労・雇用	状態指標	市民（15歳以上）の就業率	%	総務省「国勢調査」
229	3-3-5 就労・雇用	状態指標	ハローワーク船橋管内における有効求職者数	人	ハローワーク船橋「最近の雇用失業情勢」
230	3-3-5 就労・雇用	状態指標	企業による説明会や説明会等のマッチングイベントの開催回数	回	産業振興課資料
231	3-3-5 就労・雇用	状態指標	従業員が余暇活動の時間（地域活動・文化活動・趣味の活動）をおおよそ持っている市内事業所の割合	%	習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査
232	3-3-5 就労・雇用	成果指標	ふるさとハローワークならしの利用者数	人	ふるさとハローワークならしの資料
233	3-3-5 就労・雇用	成果指標	千葉県ジョブサポートセンターとの連携による再就職支援セミナーの参加者数	人	産業振興課資料
234	3-3-5 就労・雇用	成果指標	ワーク・ライフ・バランス（パラレルキャリア等を含む）に関する講座の参加者数	人	多様性社会推進課資料

Ⅲ-2 SDGs 一覧

1 基本施策別SDGs目標一覧

基本施策	SDGsの目標
基本施策1-1-1 道路	3, 9, 11, 12, 13
基本施策1-1-2 ガス・水道・下水道	3, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14
基本施策1-1-3 公園・緑地	9, 11, 12, 13, 14, 15, 17
基本施策1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	3, 4, 6, 7, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 17
基本施策1-1-5 循環型社会	7, 11, 12, 13, 14, 15
基本施策1-2-1 防災・危機管理	5, 11, 13, 17
基本施策1-2-2 消防・救急	3, 11, 13
基本施策1-2-3 防犯・交通安全	3, 4, 9, 11, 12, 15, 16
基本施策1-2-4 消費生活	11, 12, 16
基本施策1-3-1 コンパクトなまち	3, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 17
基本施策1-3-2 市街地整備	1, 3, 5, 7, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 17
基本施策2-1-1 健康・医療	1, 3, 4, 10, 11, 13, 16, 17
基本施策2-1-2 高齢者福祉	3, 5, 10, 11, 17
基本施策2-1-3 障がい福祉	3, 10, 16
基本施策2-1-4 地域福祉	1, 3, 8, 11, 16, 17
基本施策2-2-1 子ども・若者育成支援	1, 3, 4, 5, 8, 10, 11, 12, 16, 17
基本施策2-2-2 学校教育	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 16, 17
基本施策2-3-1 子育て支援	1, 2, 3, 4, 5, 8, 10, 11

参考資料

基本施策	SDGsの目標
基本施策3-1-1 地域コミュニティ	
基本施策3-1-2 人権、男女共同参画、平和	
基本施策3-1-3 多文化共生	
基本施策3-2-1 生涯学習	
基本施策3-2-2 文化芸術・歴史	
基本施策3-2-3 スポーツ	
基本施策3-2-4 多様な生きがいづくり	
基本施策3-3-1 産業基盤	
基本施策3-3-2 商工業	
基本施策3-3-3 都市農業	
基本施策3-3-4 シティプロモーション	
基本施策3-3-5 就労・雇用	

習志野市総合計画

発行年月：令和8年3月
発行：習志野市
編集：政策経営部 総合政策課

所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話：047-451-1151（代表）
ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>



習志野市総合計画 Narashino City Vision

～多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野～

